

令和7年度 国営総合農地防災事業事後評価

しょうがわさがん 「庄川左岸地区」

【基礎資料】



令和7年8月

北 陸 農 政 局

目 次

【用語解説】	1
第1章 事業の概要	2
(1) 地区の概要	2
(2) 経緯と事業の目的	5
(3) 事業概要	9
第2章 評価項目	13
1. 社会経済情勢の変化	13
(1) 人口・産業等の動向	14
(2) 地域農業の動向	21
(3) 農業施策への取組	71
2. 事業により整備された施設の管理状況	82
(1) 農業排水の概要	82
(2) 施設の概要	83
(3) 施設の利用状況	87
(4) 施設の管理状況	88
(5) 施設利用及び管理上の課題と改善点等	90
3. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	91
(1) 作物生産効果	91
(2) 営農経費節減効果	97
(3) 維持管理費節減効果	99
(4) 災害防止効果	100
(5) 景観・環境保全効果	101
(6) 新たに発現が確認された効果	102
4. 事業効果の発現状況	103
(1) 排水施設の整備による農地の湛水被害の解消	103
(2) 農業生産性の向上及び農業経営の安定化	108
(3) 事後評価時点における費用対効果分析の結果	115
(4) 事業による波及的效果	116
(5) 生産基盤を基にした地区内の取組み	118

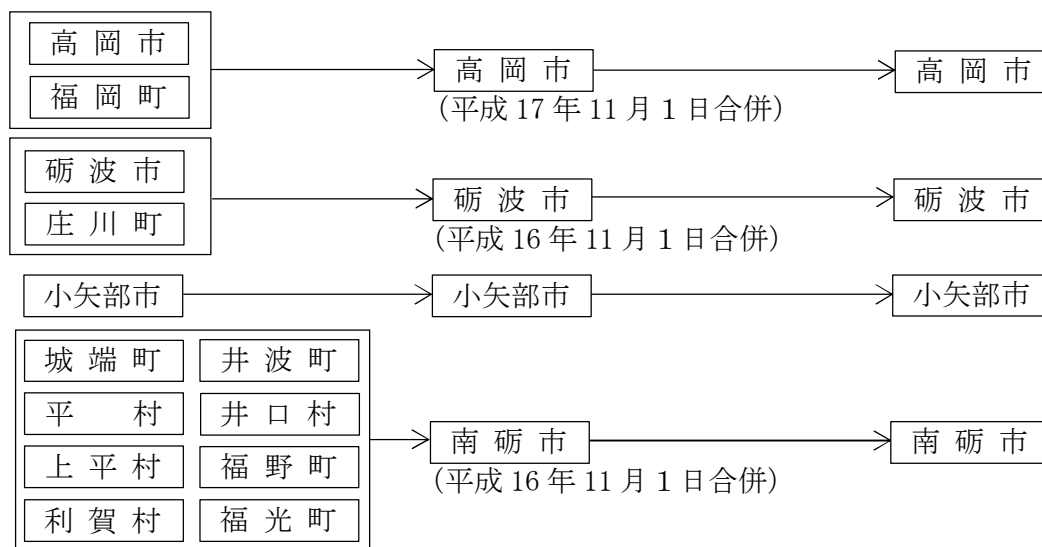
5. 事業実施による環境の変化	122
(1) 生活環境	122
(2) 自然環境	123
(3) 農業生産環境	124
6. 今後の課題	125
第3章 総合評価	126
第4章 参考	127
1. 庄川左岸地区事後評価アンケート調査結果について	127

【用語解説】

本基礎資料をとりまとめるに当たり、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市を本地域、富山県全域を関係県として、統計資料の集計等を行った。

〈関係市の合併〉

【平成の大合併以前】 【事業着手時：平成21年】 【事業完了時：平成30年3月】



〈概念図〉

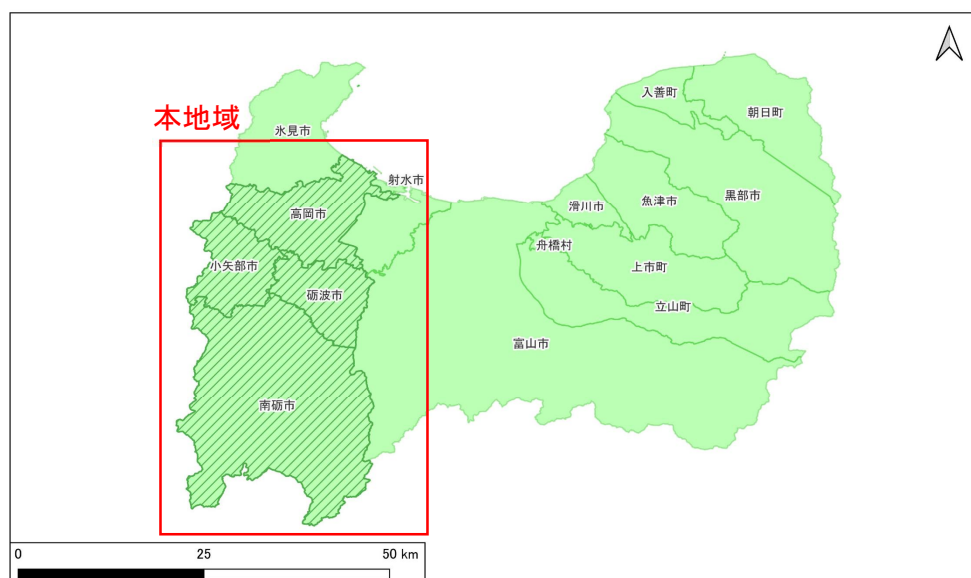
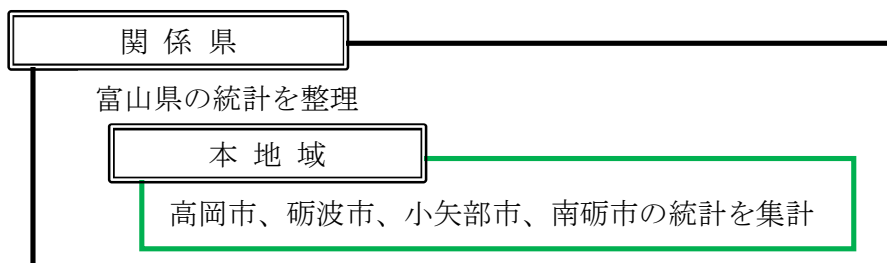


図 位置図

出典：国土数値情報

第1章 事業の概要

(1) 地区の概要

ア 位置

本地域は、富山県西部の砺波平野に位置し、一級河川庄川から一級河川小矢部川に向かって形成された平均地形勾配約170分の1の扇状地で、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市にまたがる農地面積約6,200haの地域である。散居村で知られる砺波平野の地形は、大部分が庄川の氾濫により形成された扇状地で、至る所に30cmから2mまでの微高地が島のようにつながっており、そこに家々が建ち並んでいる。その間をぬって幾筋かの古い庄川の分流の跡が用排水路となっており、その用排水路の周辺が一面の水田地帯となっていて広がっている。

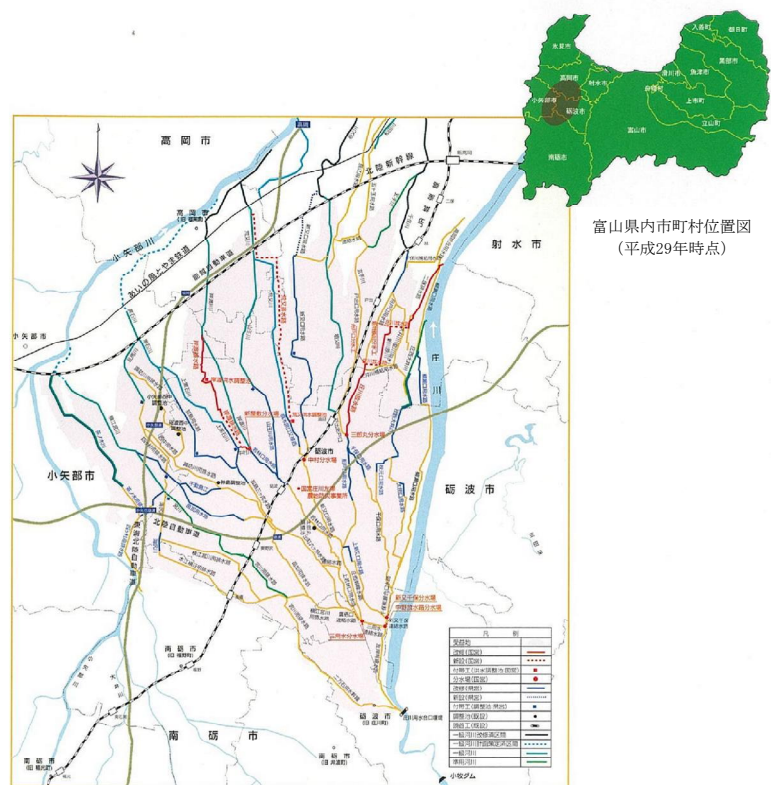


図 庄川左岸地域概要図

出典：国営総合農地防災事業

「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

イ 気候

砺波平野の気候は、年間の平均気温が約13度で、夏には最高気温が30度を超えることもあれば、冬には氷点下になることもある。年間降水量は、2,000mmを超えて、概ね12月から3月にかけて雪が積もり、典型的な日本海側の気候となっている。砺波平野では、冬の降雪を中心にして降水量に恵まれており、扇状地における用水の利用が比較的容易であったことから、古くから稲作の栽培が行われていた。

ウ 交通状況

本地域の主要なネットワークとして、南北の交通軸には東海北陸自動車道と能越自動車道、一般国道156号及び北陸新幹線と接続するJR城端線があり、東西の交通軸には、北陸新幹線、北陸自動車道及び一般国道359号がある。これらの道路が網の目のように発達したことにより、広い範囲から集客が可能となり、大型ショッピングセンター等が次々とできるとともに、その周囲にいろいろな業種の商店や事業所もでき、恵まれた自然環境を活かしながら、農業・商業・工業のバランスのとれた着実な発展を遂げている。



図 砺波地方の主要道路位置図

出典：国営総合農地防災事業

「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

エ 農業

庄川の扇状地を中心として構成されている砺波平野は、富山県全体に占める関係4市（高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市）の耕地面積の割合が約36%と高く、県内有数の農業地帯となっている。

また、本地域の農業は、稲作を中心に水田の畑利用による大麦、大豆、チューリップなどを組み合わせた複合経営を展開しており、県内でも有数の食料の生産基地となっている。

オ 水利状況

本地区の用水状況としては、一級河川庄川を用水源として、庄川用水合口堰堤で取水したのち、県営かんがい排水事業等で整備された農業用排水施設により、水田及び畑地にかんがいされている。

本地区の排水は、県営かんがい排水事業等により、造成整備された農業用排水路により、一級河川庄川と一級河川小矢部川水系の6河川に排出している。近年においては、都市化の進展による排水の流出形態の変化に起因して現況の農業用排水施設の排水機能では流下しないため、しばしば農地、農業用排水施設等に多大な被害が発生していた。

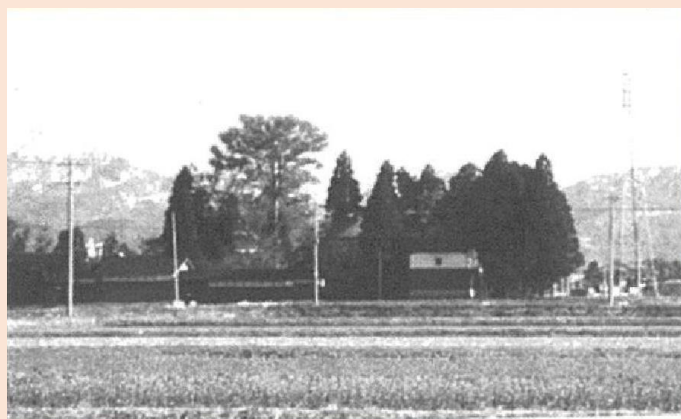


平成 20 年 7 月 8 日の豪雨による湛水状況

出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

【カイニヨ】

散居村の家々は、「カイニヨ」と呼ばれる屋敷林で囲まれている。春先から初夏にかけてのフェーン現象や、冬の吹雪、台風などから家を守るために、屋敷林は南側に厚く、背の高い木が植えられている。これらは、家の新築、改築時の用材として利用するとともに、枯れ木や枝は燃料としても使われていた。また、雪囲いの柱となる竹や、実のなるカキやイチジク、クリ、クルミなども見られる。人々は、この家を守るための屋敷林と日常生活を深く結びつけて、合理的なものにしてきた。



散居村の家の風景(出典:砺波市史)

（２）経緯と事業の目的

ア 事業実施前の地域の状況

本地域では、河川水の利用のためには、治水とともに用水の取入れと、用水量の適切な配分が大きな課題であった。庄川には、昭和10年当時、左岸8用水（新用水、山見ハケ、二万石、舟戸、鷹栖、若林、新又、千保柳瀬）と右岸4用水（芹谷野、三合新、六ヶ、針山中田）の12用水があり、それぞ

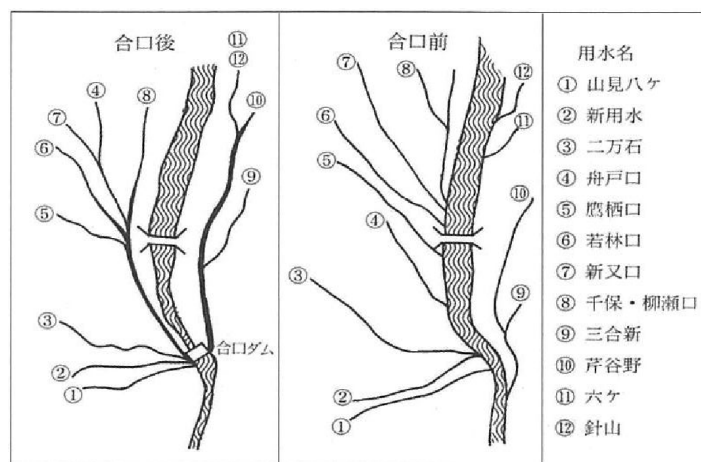


図 合口による取入口の変化

出典：国営総合農地防災事業

「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

れ庄川本流に取入れ口を設けていた。左岸上流3用水は、庄川町赤岩付近に、川倉（鳥足）や蛇簞などによる長大な取入れ堰を設けて取入れ口まで導水しなければならなかった。出水があるとその取入れ堰は流されてしまい、また、取入れ口が破壊すると洪水の流入口になるので、用水の取入れと維持管理には多大な労力と多額の費用を要していた。

イ 合口化事業までの流れ

前述の通り、用水の取入れと維持管理には多額の費用を要していたため、江戸時代より、取入れ口を1つにするという考え方はあったが、川上にある用水の力が強く、一向に話がまとまらなかった。しかし、大正時代に小牧ダムを作り、2万kWの発電をする計画が持ち上



合口による取入口の変化

がったのを契機に、大正15年によりやうく県営事業として合口化の話がまとまった。

こうして、合口ダム建設工事は昭和9年によりやうく着工され、昭和14年には合口堰堤の大部分と左岸幹線水路が、昭和18年には右岸幹線水路が完成した。各用水が

もはや本流に取入れ口を持つ必要がなくなり、この合口の完成によって、12,300ha（受益農家約2万戸）が潤されるようになった。この合口事業は、費用負担の軽減を図るために、用水取入れ後から分水するまでの幹線水路に発電所を設置することにより、その所有者から総工費の約半分の額の負担を得ることができた。残りの費用は、国・県の合口負担助成金と地元負担金であった。このように、実際の地元負担金が少なかったことも合口事業を推し進める大きな支えであった。

ウ 基幹水路の改良

庄川用水合口事業によって、各用水は安定取水が可能になったが、いずれの用水も藩政時代に開削された水路が大部分で、第二次世界大戦中は水路の管理も十分に行われず、老朽破損が著しかった。

農地解放により、自作農となった農民の生産意欲は高く、砺波平野でまず用排水施設の整備改良が推進され、昭和22年より、各幹線水路の改良事業が順次実施された。昭和36年には、農業基本法が制定され、営農の合理化・省力化、水田の汎用化を目的として、ほ場整備事業が各地で進められた。ほ場整備事業による



ほ場整備後の砺波平野

出典：砺波平野疎水群

用排水分離と乾田化にともない使用水量が増加し、水量配分の円滑化が求められたため、昭和50年度に県営かんがい排水庄川地区が着工された。

これらの事業により、平成13年度までに砺波平野地域の用排水路等の整備が進められ、地域の用排水路網が完備することとなった。

庄川合口水関係土地改良区の変遷

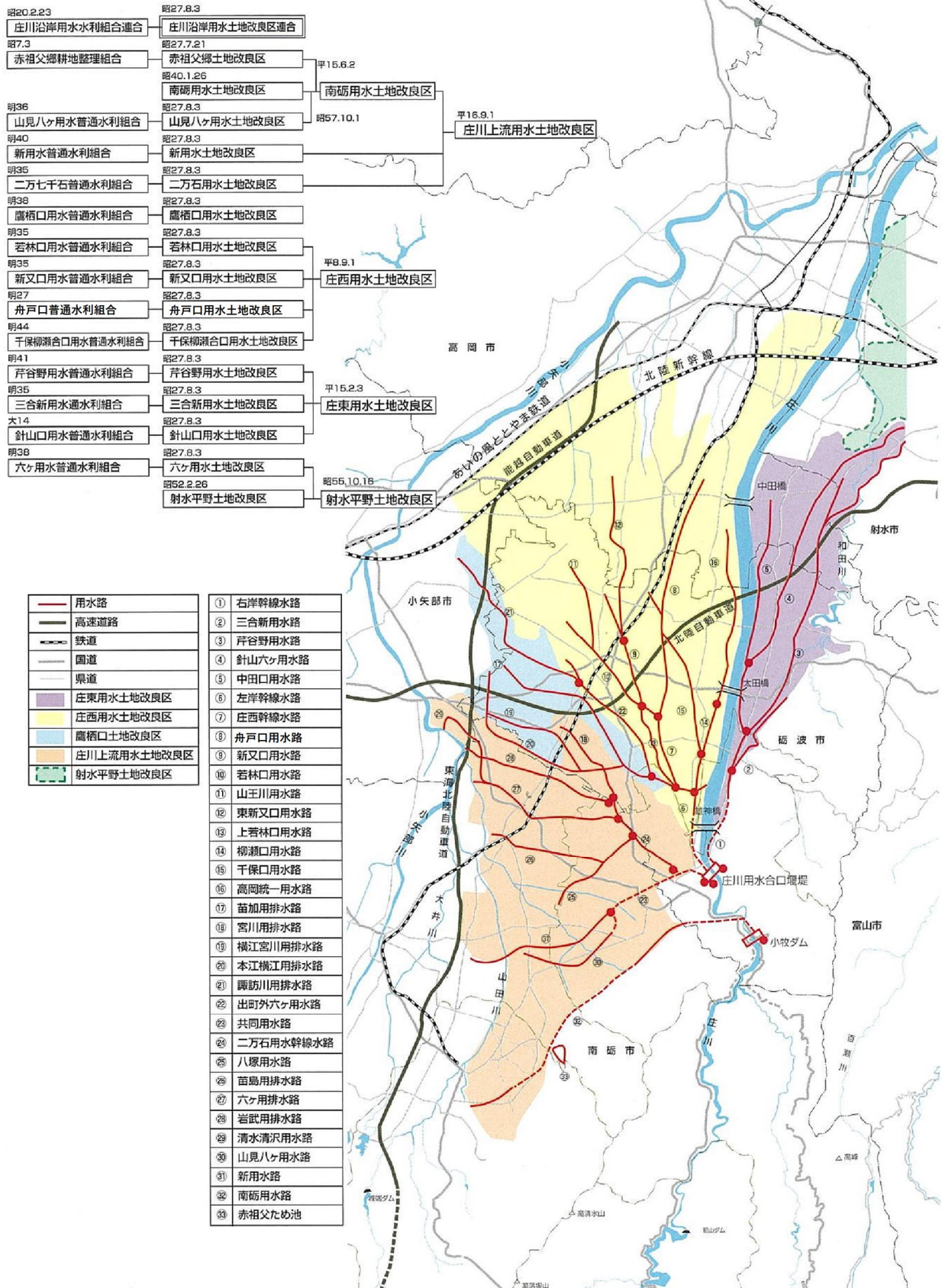


図 合口後の各用水路の概要図（平成20年）と関係土地改良区の変遷

出典：砺波平野疎水群

エ 経 緯

本地区の農業用排水施設は、昭和初期から県営かんがい排水事業等により、順次造成整備され、扇状地の扇頂部に位置する庄川用水合口堰堤で庄川から農業用水を取水したあと、地区内の排水を受けながら樹枝状に分岐（30箇所）・合流（21箇所）を繰り返し、一級河川庄川と一級河川小矢部川水系の6河川に排水されている。

その排水系統は、地区の最上流部に位置する左岸幹線水路を起点とし、地区内の排水を受けながら樹枝状に分岐・合流を繰り返しながらか下流しており、地区の上流から下流のみならず、東部から西部へとつながる一体的な排水系統が形成されている。

しかし、昭和40年から平成17年までの41年間に於いて、約6,000haが農地転用されており、都市化の進展等による排水の流出形態の変化（排水量の増加）に起因して現況の農業用排水路の排水機能では流下しないため、広範囲にわたり頻繁に農地、農業用排水施設等が湛水し、多大な被害が発生していた。

このような状況において、平成20年3月に、関係土地改良区総代会（関係7土地改良区）で平成21年度新規着工要求することが決議され、平成20年7月に、県、関係市、関係土地改良区からなる「庄川左岸地区用排水対策促進協議会」定期総会で、平成21年度新規着工要求することが決議され、同年度に本事業が着手した。

オ 事業の目的

本事業は、本地区の農業用排水施設の排水機能を回復し、農地の湛水、農業用排水施設等の被害を防止することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資することを目的とし、実施するものである。

(3) 事業概要

ア 事業計画

本地区は、富山県西部の砺波平野に位置し、一級河川庄川から一級河川小矢部川に向かって形成された平均地形勾配約170分の1の扇状地で、高岡市外3市にまたがる農地面積約6,200haを対象とした。

事業計画として、地区内の農業用排水施設の排水機能を回復し、農地の湛水、農業用排水施設の被害を防止するために、排水路及び洪水調整池の新設又は改修を行うものとし、関連事業により排水路の新設又は改修を行うものとした。

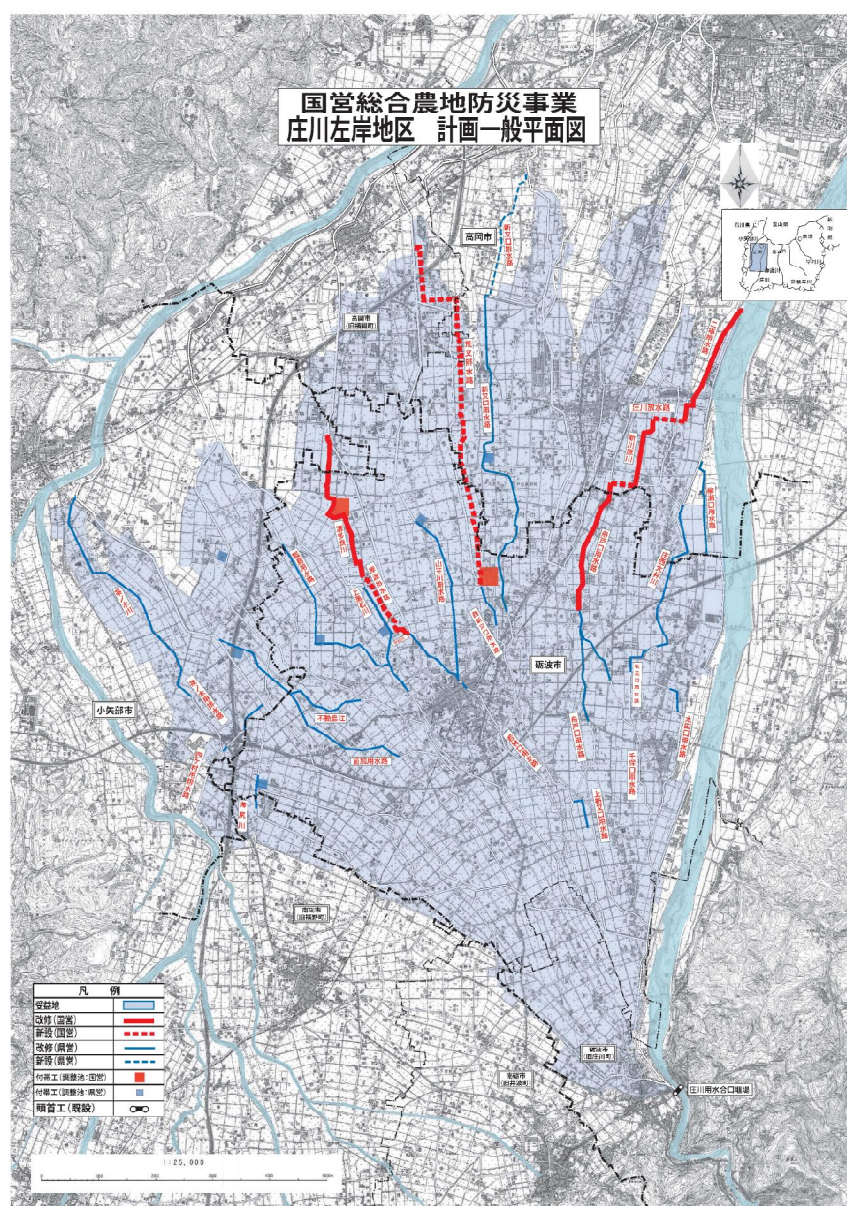


図 事業計画概要図

出典：庄川左岸地区事業成績書

本事業は平成21年度～平成30年度にかけて実施され、排水路18.6km、洪水調整池2か所、排水管理施設1式が新設及び改修された。

表 本事業の概要

項 目	内 容
事業名	国営総合農地防災事業
地区名	庄川左岸地区
関係市	高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市
受益面積	6,212ha（計画時点：平成20年現在）
受益者数	7,609人（計画時点：平成20年現在）
事業期間	平成21年度～平成30年度 （完了公告 令和元年9月17日）
事業費	26,469,772千円（平成30年度決算額）
主要工事	排水路 L = 18.6km 洪水調整池 2か所 排水管理施設 一式

出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

ウ 関連事業

関連事業は、国営附帯県営農地防災事業の一期事業から四期事業である。

一期事業は平成28年に、二期事業は平成30年に完了している。三期事業、四期事業に関しては、令和6年度に完了している。

表 関連事業の状況

区分		事業期間 (年度)	施設名	事業量 (m、ヶ所)	事業費 (百万円)	進捗率 (%)	備考
庄 川 左 岸	一期事業	H22～H28	新又口用水路	2,313	5,915	100.0	完了
			新又口排水路	2,297			
			若林口用水路	1,354			
			狐島用水路	927			
			秋元口用水路	532			
			太田口用水路	460			
			庄西大井川	1,711			
			洪水調整池	2か所			
	二期事業	H24～H30	苗加用水路	2,556	7,147	100.0	完了
			不動島江	436			
			山王川用水路	2,997			
			柳瀬口用水路	1,887			
			四ヶ村用排水路	720			
			洪水調整池	3か所			
	三期事業	H29～R6	西新又口用水路	685	2,983	100.0	完了
			海尻川排水路	236			
			洪水調整池	2か所			
	四期事業	H30～R6	千保口用水路	1,026	5,408	100.0	完了
			舟戸口用水路	2,083			
			上黒石川排水路	955			
			茶ノ木川用排水路	327			
			上新又口用水路	740			
			茶ノ木川	4,191			
			水管理システム	1式			

※事業費は四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

出典：国営附帯県営農地防災事業「庄川左岸地区」パンフレット（庄川左岸地区用排水対策促進協議会）及び北陸農政局調べ

関連事業の概要図

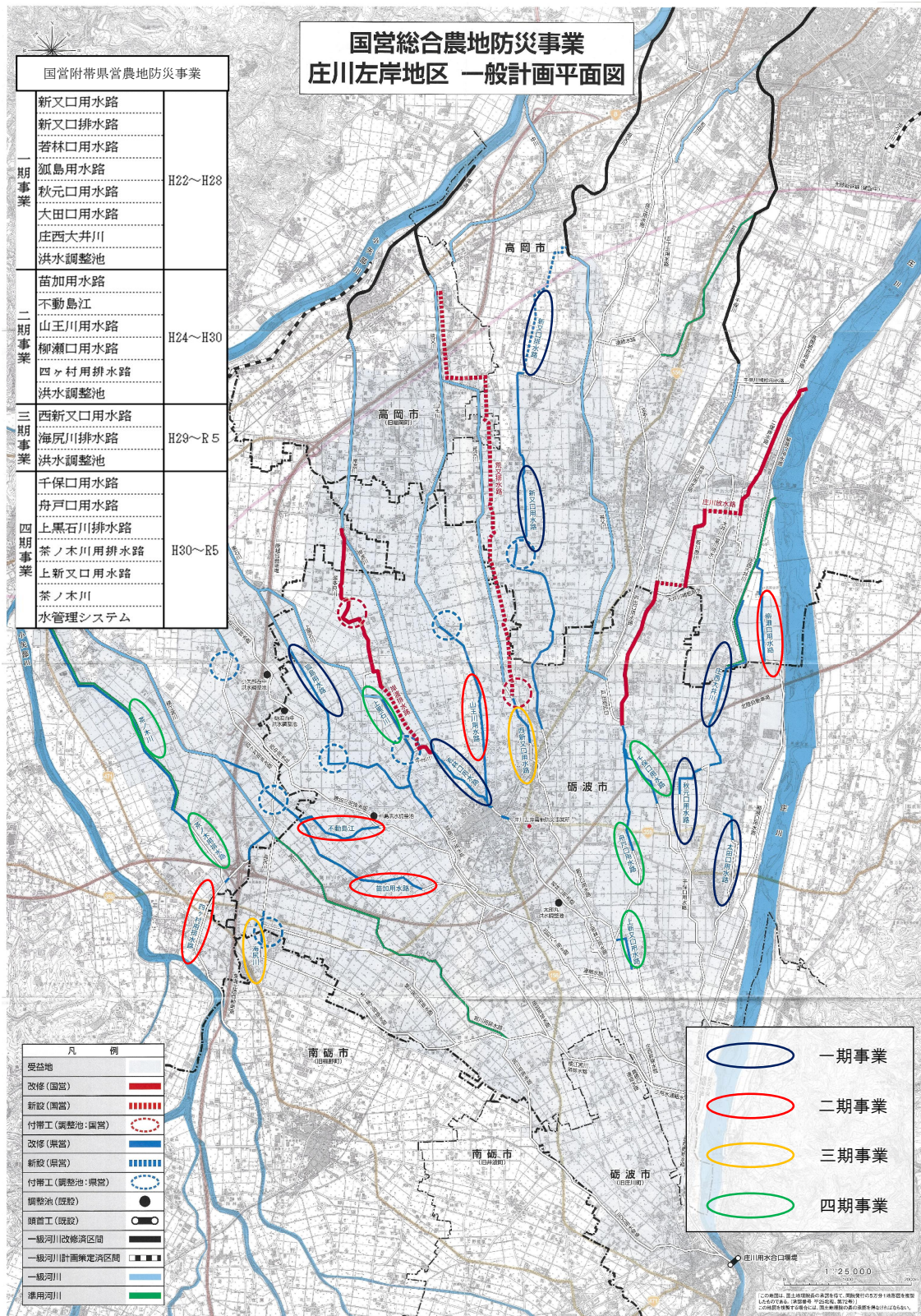


図 関連事業の概要図

出典：北陸農政局「国営総合農地防災事業庄川左岸地区の事業概要」

第2章 評価項目

1. 社会経済情勢の変化

社会経済情勢の変化については、「(1) 人口・産業等の動向」、「(2) 地域農業の動向」、「(3) 農業施策への取組」の観点から把握した。

社会経済情勢の変化で用いる統計数値は、原則として、事業実施前の平成17年から事業完了後の令和2年とした上で、本事業の受益地に関係する高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市、富山県の順に図表を整理した。

社会経済情勢の変化は、本地域等の経年の増減に着目した動向を説明した後に、富山県の統計数値と対比して説明する。

表 記載名と集計単位

記載名	集計単位
本地域	高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市の合計の統計数値
富山県	富山県内全市町村の合計の統計数値

(1) 人口・産業等の動向

① 人口及び世帯数

- ▶ 人口は1割減少。
- ▶ 世帯数は増加傾向。

本地域の総人口は、事業実施前(平成17年)の322,331人から事業完了後(令和2年)の291,467人へ10%(30,864人)減少しており、富山県全体の7%減少と比べて3ポイント高くなっている。

本地域の世帯数は、101,948世帯から108,942世帯へと7%(6,994世帯)増加しており、富山県全体の9%増加より2ポイント低くなっているが、本地域、富山県ともに近年増加傾向にある。

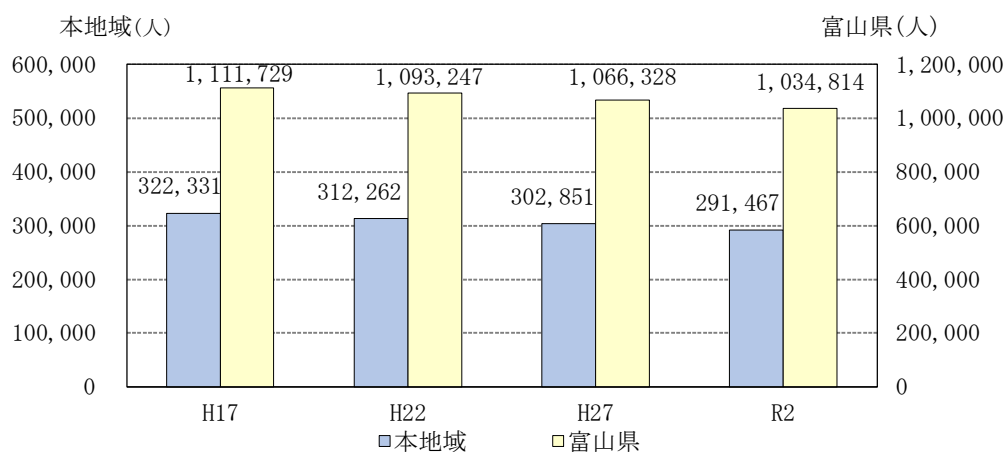


図 人口の推移

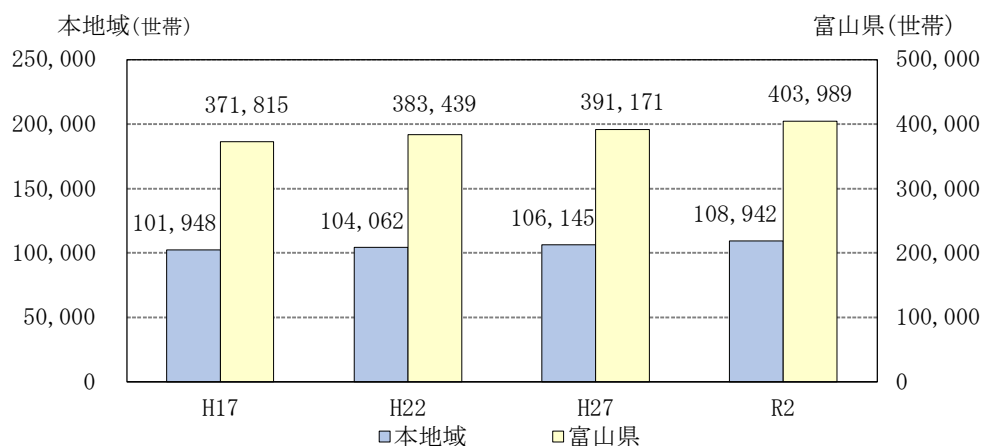


図 世帯数の推移

出典：国勢調査（総務省統計局）

表 人口の推移

項目 地域	人口（人）		H17年～R2年 の増減 （人）	H17年～R2年 の増減率 （％）
	H17年	R2年		
本地域	322,331	291,467	△30,864	△10
富山県	1,111,729	1,034,814	△76,915	△7

表 世帯数の推移

項目 地域	世帯数（世帯）		H17年～R2年 の増減 （世帯）	H17年～R2年 の増減率 （％）
	H17年	R2年		
本地域	101,948	108,942	6,994	7
富山県	371,815	403,989	32,174	9

出典：国勢調査（総務省統計局）

② 産業別就業人口

- ▶ 産業別就業人口の総数は約 7 % 減少。
- ▶ 第 1 次産業は 27% 減少、富山県 (37% 減少) より 10 ポイント低い。
- ▶ 就業人口に占める農業就業率は微減。

本地域の産業別就業人口の総数は、事業実施前 (平成 17 年) の 162, 172 人から事業完了後 (令和 2 年) の 150, 340 人へと 7 % (11, 832 人) 減少しており、富山県全体の 8 % 減少と同様の傾向を示している。

第 1 次産業の就業人口は、同期間に 7, 017 人から 5, 126 人へと 27% (1, 891 人) 減少しており、富山県全体の 37% 減少より 10 ポイント低くなっている。また、第 2 次産業は 59, 660 人から 50, 005 人へと 16% 減少 (富山県全体は 14% 減少)、第 3 次産業は 95, 495 人から 95, 209 人へと 0. 3% 減少 (富山県全体は 3 % 減少) している。

また、就業人口に占める農業就業率は、同期間に 4 % から 3 % へと減少しており、富山県全体 (4 % から 3 % へと減少) と同様の傾向を示している。

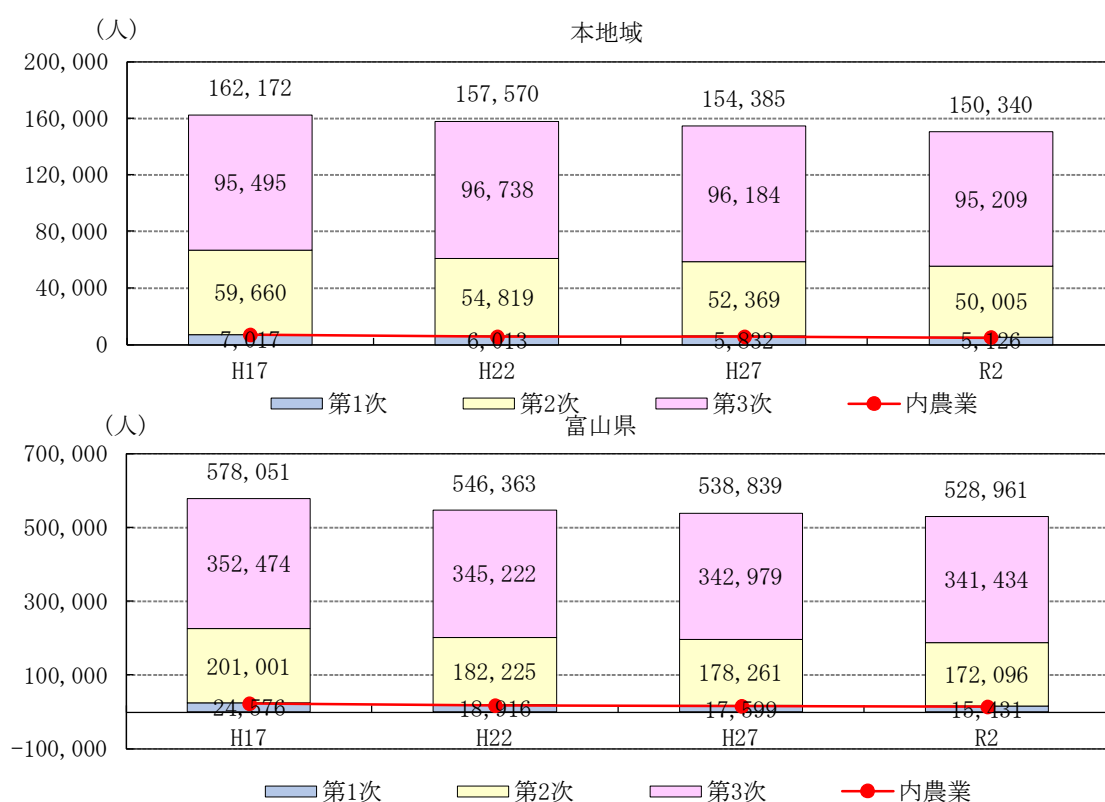


図 産業別就業人口の推移

出典：国勢調査（総務省統計局）

注）「分類不能の産業」は、便宜的に第 3 次産業に含めて集計。

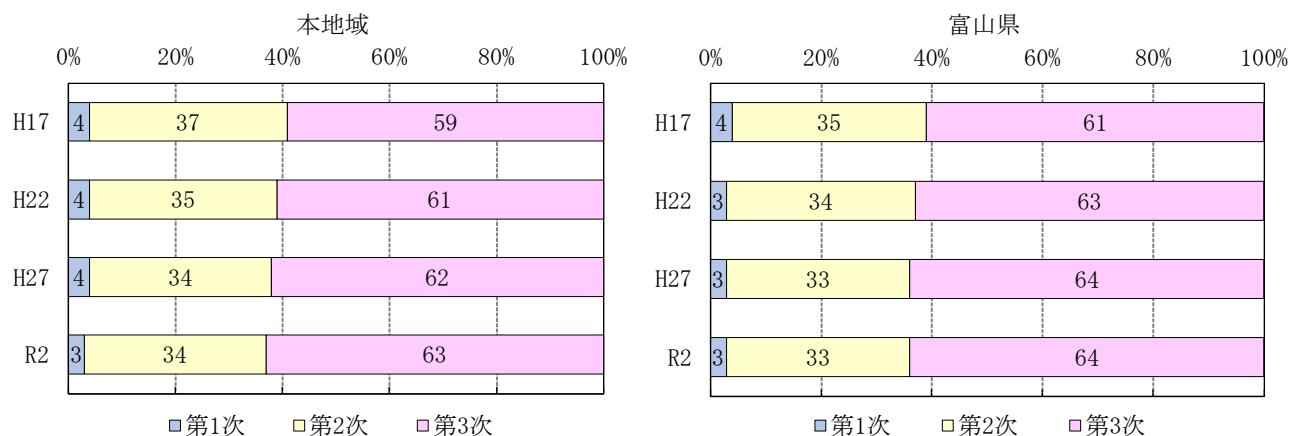


図 産業別就業人口の割合の推移

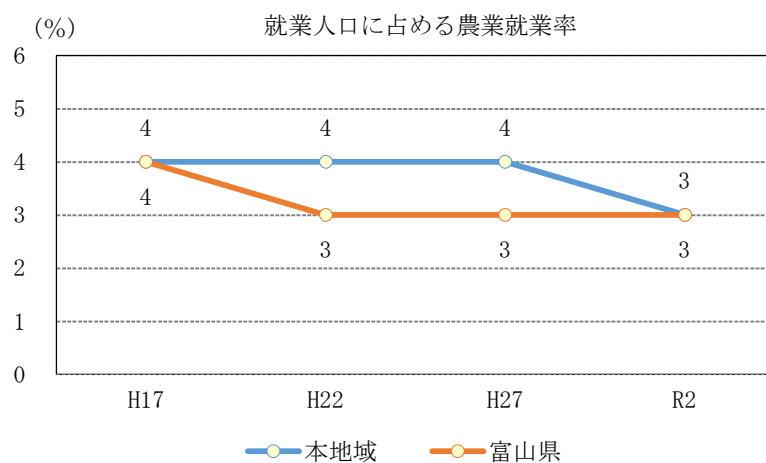
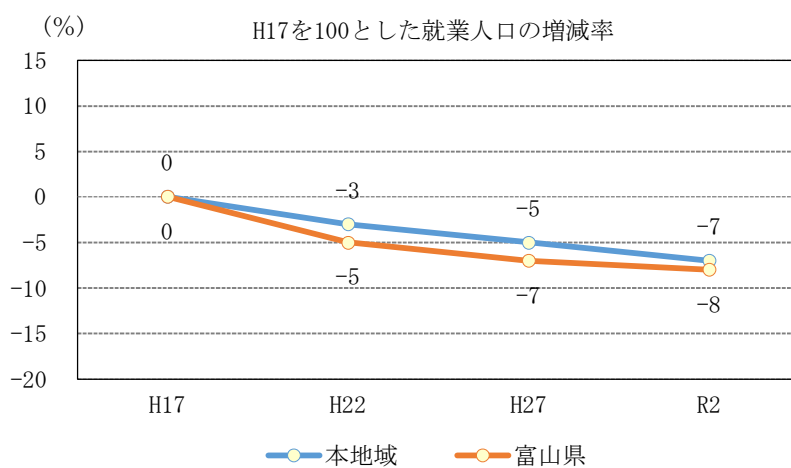


図 産業別就業人口の増減率と農業就業率の推移

出典：国勢調査（総務省統計局）

注）「分類不能の産業」は、便宜的に第3次産業に含めて集計。

表 産業別就業人口の推移

項目 地域	区分	就業人口（人）		H17年～R2年 の増減 （人）	H17年～R2年 の増減率 （％）
		H17年	R2年		
本地域	第1次産業 （うち農業）	7,017 (6,830)	5,126 (4,806)	△1,891 (△2,024)	△27 (△30)
	第2次産業	59,660	50,005	△9,655	△16
	第3次産業	95,495	95,209	△286	△0.3
	計	162,172	150,340	△11,832	△7
富山県	第1次産業 （うち農業）	24,576 (23,039)	15,431 (14,094)	△9,145 (△8,945)	△37 (△39)
	第2次産業	201,001	172,096	△28,905	△14
	第3次産業	352,474	341,434	△11,040	△3
	計	578,051	528,961	△49,090	△8

表 産業別就業人口割合の推移

項目 地域	区分	就業人口の割合（％）		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	第1次産業 （うち農業）	4 (4)	3 (3)	△1 (△1)
	第2次産業	37	34	△3
	第3次産業	59	63	4
	計	100	100	
富山県	第1次産業 （うち農業）	4 (4)	3 (3)	△1 (△1)
	第2次産業	35	33	△2
	第3次産業	61	64	3
	計	100	100	

出典：国勢調査（総務省統計局）

注）「分類不能の産業」は、便宜的に第3次産業に含めて集計。

③ 産業別生産額

- ▶ 生産額の全体は20%減少。
- ▶ 農業産出額、製造品出荷額は28%減少。商品販売額は9%減少。
- ▶ 生産額全体に占める農業産出額の割合は微減。

産業別生産額は、農業算出額、製造品出荷額、商品販売額を合計した数値で整理した。

本地域の産業別生産額は、事業実施前(平成17年)の1兆9,636億円から事業完了後(令和2年)の1兆5,646億円へと20%(3,990億円)減少しており、富山県全体(5%減少)と比較して減少率は高くなっている。

農業産出額は同期間に306億円から221億円へと28%減少(富山県全体は17%減少)、製造品出荷額は1兆1,258億円から8,093億円へと28%減少(同2%増加)、商品販売額は8,073億円から7,331億円へと9%減少(同12%減少)している。

また、生産額全体に占める農業産出額の割合は同期間に2%から1%へと微減しており、富山県全体(1%)と同様の傾向を示している。

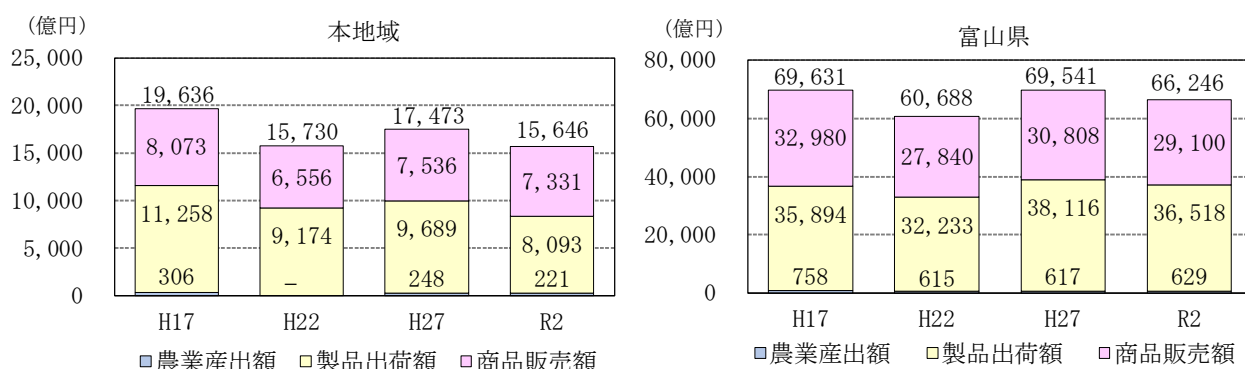


図 産業別生産額の推移

出典：生産農業所得統計（農林水産省大臣官房統計部）

工業統計調査、商業統計調査（経済産業省大臣官房調査統計グループ）

経済センサス-活動調査（総務省統計局）

注) 農業算出額は平成22年の市町村別の公表はない。

注) 商品販売額は平成17年、平成22年が調査年ではないため、直近年（平成19年、平成23年）の数値で整理した。

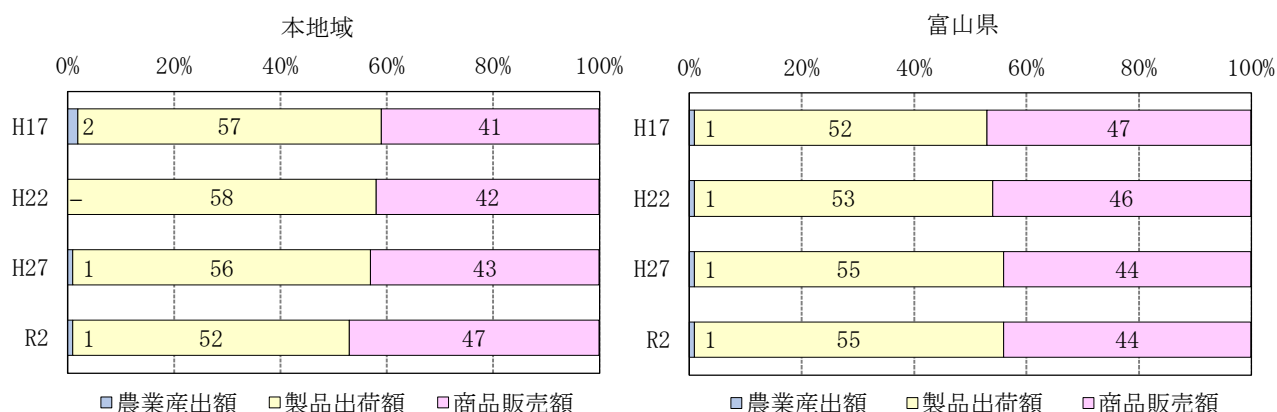


図 産業別生産額の割合の推移

表 産業別生産額の推移

項目 地域	区分	生産額（百万円）		H17年～R2年 の増減 （百万円）	H17年～R2年 の増減率 （％）
		H17年	R2年		
本地域	農業産出額	30,570	22,090	△8,480	△28
	製品出荷額	1,125,773	809,334	△316,439	△28
	商品販売額	807,283	733,128	△74,155	△9
	計	1,963,626	1,564,552	△399,074	△20
富山県	農業産出額	75,800	62,900	△12,900	△17
	製品出荷額	3,589,351	3,651,778	62,427	2
	商品販売額	3,297,996	2,909,955	△388,041	△12
	計	6,963,147	6,624,633	△338,514	△5

表 産業別生産額の割合の推移

項目 地域	区分	生産額の割合（％）		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	農業産出額	2	1	△1
	製品出荷額	57	52	△5
	商品販売額	41	47	6
	計	100	100	
富山県	農業産出額	1	1	0
	製品出荷額	52	55	3
	商品販売額	47	44	△3
	計	100	100	

出典：生産農業所得統計（農林水産省大臣官房統計部）

工業統計調査、商業統計調査（経済産業省大臣官房調査統計グループ）

経済センサス-活動調査（総務省統計局）

注）農業算出額は平成22年の市町村別の公表はない。

注）商品販売額は平成17年、平成22年が調査年ではないため、直近年（平成19年、平成23年）の数値で整理した。

(2) 地域農業の動向

ア 土地利用の動向

① 耕地面積

- ▶ 耕地面積は3%減少。
- ▶ 令和2年の富山県の耕地面積に占める本地域の割合は35%。
- ▶ 田の耕地面積が減少し、畑の耕地面積が増え、本事業による排水対策によって畑地化が進展していることがうかがえる。

本地域の耕地面積は、事業実施前(平成17年)の21,490haから事業完了後(令和2年)の20,890haへと3%(600ha)減少しており、富山県全体の3%減少と同様の傾向を示している。令和2年における富山県の耕地面積に占める本地域の割合は35%である。

地目別にみると、本地域の田の耕地面積は、事業実施前(平成17年)の20,870haから事業完了後(令和2年)の20,200haへと3%(670ha)減少し、富山県全体の4%減少と同様の傾向を示している。一方で、畑の耕地面積は同期間に13%増加し、富山県全体(10%増加)も同様の傾向を示しており、本事業による排水対策によって畑地化が進展していることがうかがえる。

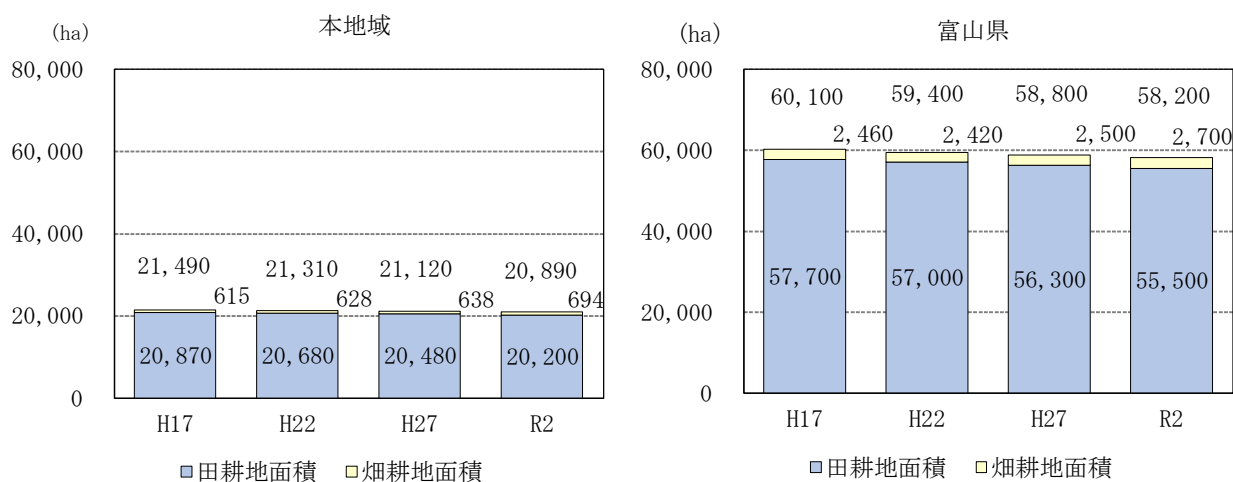


図 耕地面積の推移

出典：作物統計（農林水産省大臣官房統計部）

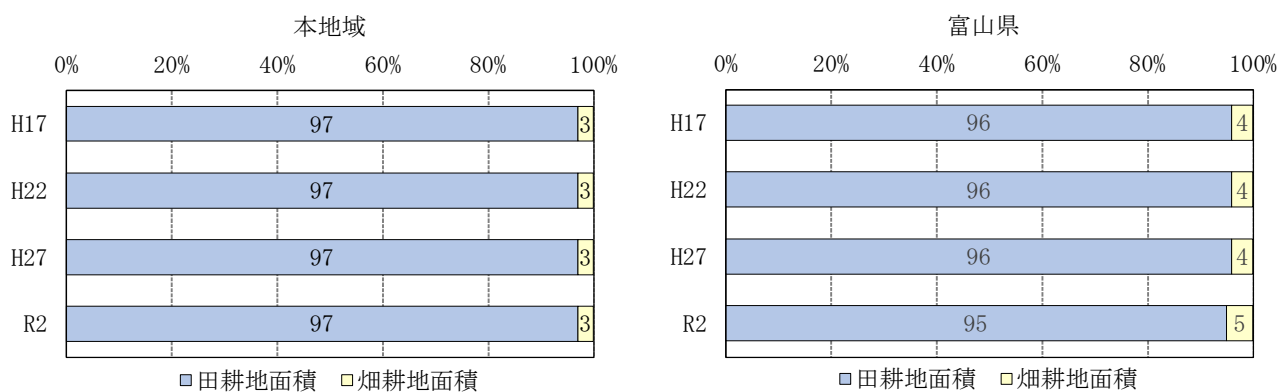


図 耕地面積の割合の推移

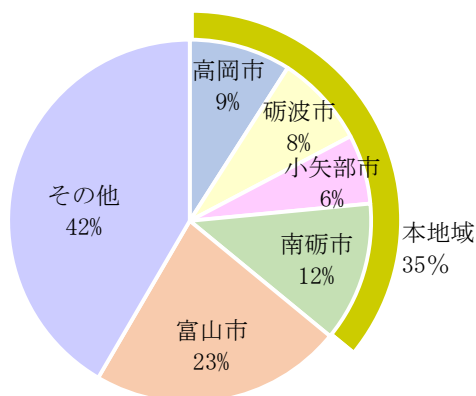


図 富山県の耕地面積に占める本地域の割合(令和2年)

表 耕地面積の推移

項目 地域	区分	耕地面積 (ha)		H17年～R2年 の増減 (ha)	H17年～R2年 の増減率 (%)
		H17年	R2年		
本地域	田	20,870	20,200	△670	△3
	畑	615	694	79	13
	計	21,490	20,890	△600	△3
富山県	田	57,700	55,500	△2,200	△4
	畑	2,460	2,700	240	10
	計	60,100	58,200	△1,900	△3

出典：作物統計（農林水産省大臣官房統計部）

注) 数値は四捨五入しており、各項目の合計と計が一致しないことがある。

② 耕作放棄地率

▶ 耕作放棄地率は1.7%から2.9%へ増加。

本地域の耕作放棄地面積は、事業実施前(平成17年)の246haから平成27年の261haへと6%(15ha)増加しており、富山県全体(2%増加)と比べて増加率は高くなっている。

耕作放棄地率は、同期間に1.7%から2.9%へと上がっており、富山県全体(2.4%から3.7%)と比べて低くなっている。

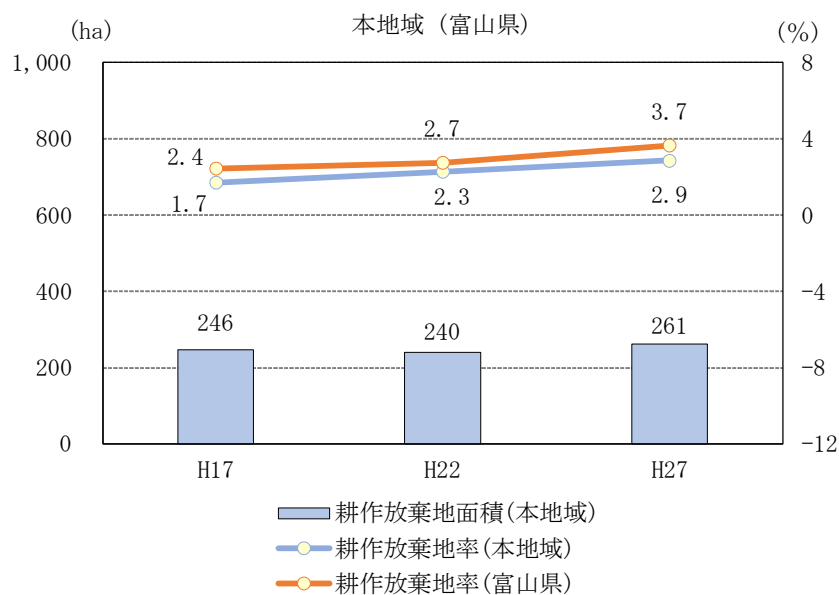


図 耕地放棄地面積と耕作放棄地率の推移

表 耕作放棄地率の推移

項目 地域	区分	H17年	H27年	H17年～H27年 の増減 (ha)	H17年～H27年 の増減率(%)
本地域	経営耕地面積(ha)	14,394	9,114	△5,280	△37
	耕作放棄地面積(ha)	246	261	15	6
	耕作放棄地率(%)	1.7	2.9	—	—
富山県	経営耕地面積(ha)	44,693	30,395	△14,298	△32
	耕作放棄地面積(ha)	1,086	1,110	24	2
	耕作放棄地率(%)	2.4	3.7	—	—

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 農林業センサス2020(令和2年)から「耕地放棄地」の項目なし。

③ 荒廃農地

▶ 令和２年の荒廃農地は104ha。そのうち再生利用が可能な荒廃農地は64ha。

荒廃農地とは、耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地のことである。ここでは再生利用が可能な荒廃農地と再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について整理した。

本地域の事業完了後(令和２年)の荒廃農地は、再生利用が可能な荒廃農地が64ha、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地が40ha、合計104haである。

平成22年から令和２年の推移をみると、本地域は86haから104haへと21%増加しているが、富山県全体は489haから352haへと28%減少している。

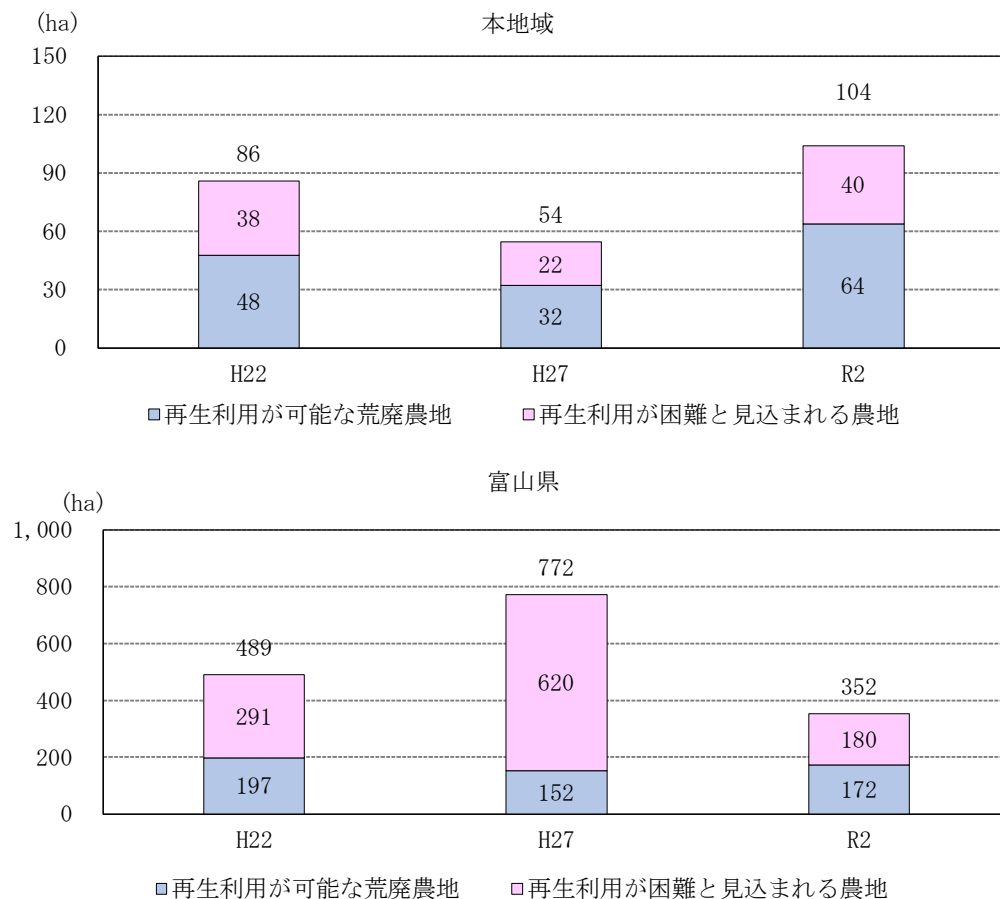


図 荒廃農地面積の推移

出典：北陸農政局調べ

表 荒廃農地の推移

項目 地域	区分	許可面積 (ha)		H22年～R2年 の増減 (ha)	H22年～R2年 の増減率 (%)
		H22年	R2年		
本地域	再生利用可能	48	64	16	34
	再生利用困難	38	40	2	6
	計	86	104	18	21
富山県	再生利用可能	197	172	△25	△13
	再生利用困難	291	180	△111	△38
	計	489	352	△136	△28

出典：北陸農政局調べ

注) 数値は四捨五入しており、各項目の合計と計が一致しないことがある。

用語解説

■再生利用が可能な荒廃農地

…荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの。

■再生利用が困難と見込まれる荒廃農地

…荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの。

④ 農地の転用

▶ 令和2年の法第4条許可面積は1.2ha、法第5条許可面積は40.1ha。

農地の転用は、農地を農地以外、採草放牧地を採草放牧地以外(農地にする場合を除く)にすることである。ここでは農地法第4条、第5条の許可による農地の転用について整理した。

本地域の法第4条許可面積、法第5条許可面積の合計面積は、事業実施前(平成17年)は50.5ha、事業完了後(令和2年)は41.3haであり、富山県全体同様、減少傾向を示している。

同期間における法第4条許可面積は4.9haから1.2haへ、法第5条許可面積は45.6haから40.1haへ減少している。

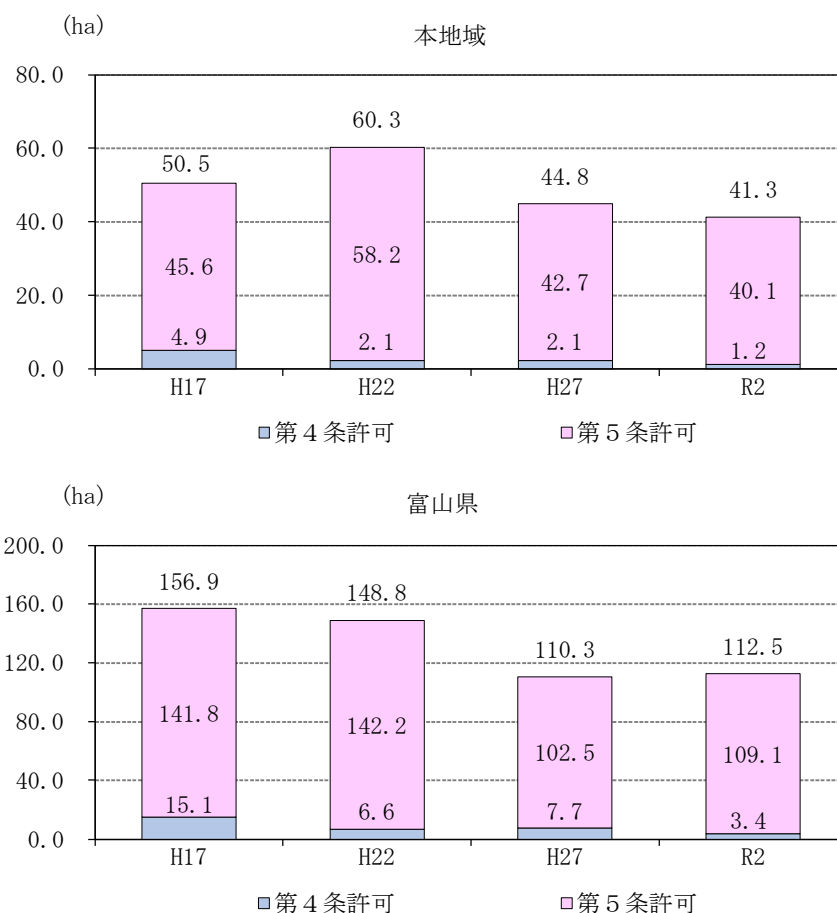


図 農地の転用面積の推移

出典：農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省経営局）

表 農地の転用面積の推移

項目 地域	区分	許可面積 (ha)		H17年～R2年 の増減 (ha)	H17年～R2年 の増減率 (%)
		H17年	R2年		
本地域	第4条	4.9	1.2	△3.7	△0.8
	第5条	45.6	40.1	△5.5	△0.1
	計	50.5	41.3	△9.2	△0.2
富山県	第4条	15.1	3.4	△11.7	△0.8
	第5条	141.8	109.1	△32.7	△0.2
	計	156.9	112.5	△44.4	△0.3

出典：農地の権利移動・借賃等調査（農林水産省経営局）

注) 数値は四捨五入しており、各項目の合計と計が一致しないことがある。

用語解説

- 農地法第4条 …農地を転用する際に所有権などの権利の移転や設定がない場合。自分の農地を自分で転用する（自己転用）こと。
- 農地法第5条 …農地を転用する際に所有権の移転や貸借権などの設定を伴う場合。自分の農地を事業者等に売り（貸し）、買主（借主）が転用すること。採草放牧地を採草放牧地以外（農地を除く）にする場合も対象となる。

イ 農業構造の動向

① 専兼業別農家数の動向

- ▶ 総農家数は約 6 割減少。
- ▶ 専業農家、自給的農家の割合が増加し、兼業農家の割合が減少。

本地域の総農家数は、事業実施前(平成17年)の12,853戸から事業完了後(令和2年)の5,621戸へと56%(7,232戸)減少しており、富山県全体(56%減少)と同様の傾向を示している。

また、平成17年から平成27年の専兼業別農家数の割合の推移をみると、専業農家の割合が6%から10%へ、自給的農家の割合が20%から29%へ増加しているのに対し、兼業農家の割合が、第1種(6%から5%)、第2種(68%から56%)ともに減少している。

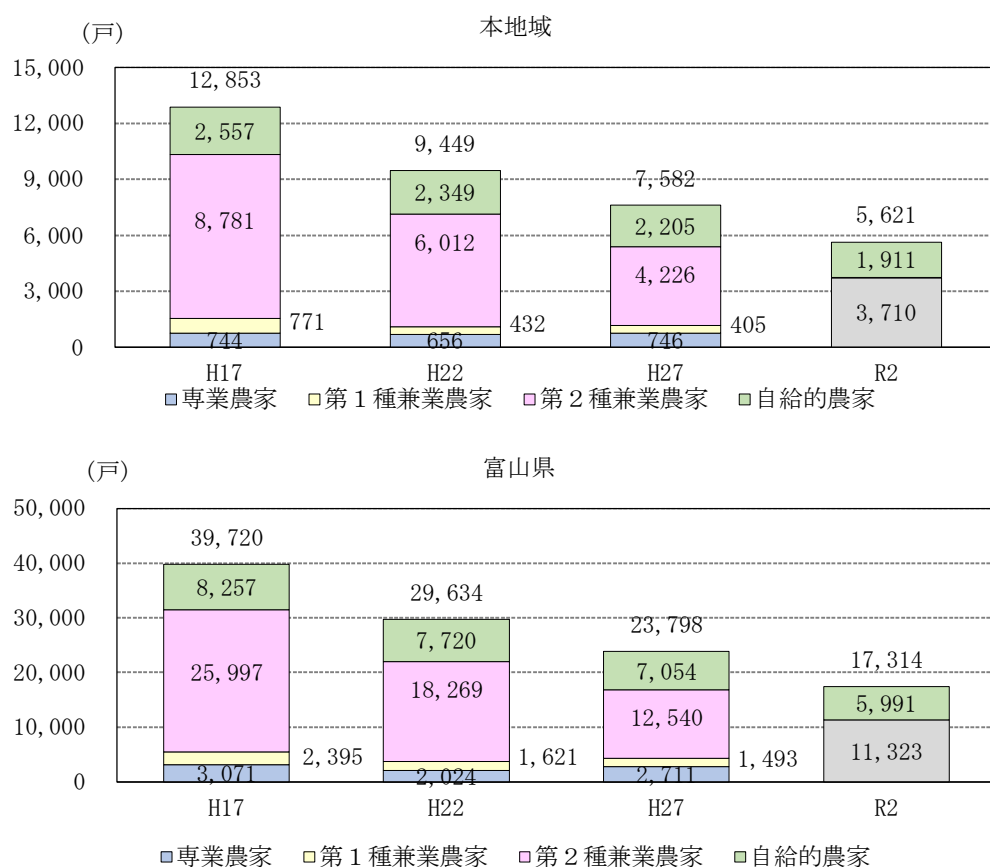


図 専兼業別農家数の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 農林業センサス2020(令和2年)から「専兼業別農家数」の項目がなくなったため、販売農家数を記載。

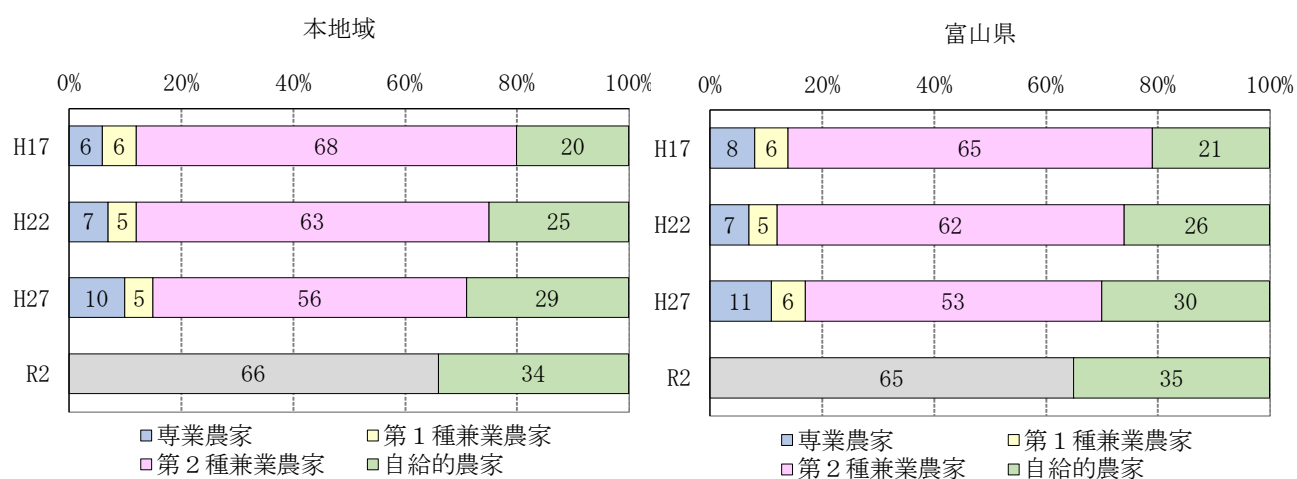


図 専兼業別農家数の割合の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）から「専兼業別農家数」の項目がなくなったため、販売農家数を記載。

表 専兼業別農家数の推移

項目 地域	区分	農家数（戸）		H17年～R2 年の増減 （戸）	H17年～R2年 の増減率 （％）
		H17年	R2年		
本地域	販売農家	10,296	3,710	△6,586	△64
	専業農家	{ 744}			
	第1種兼業農家	{ 771}			
	第2種兼業農家	{8,781}			
	自給的農家	2,557	1,911	△646	△25
	総農家	12,853	5,621	△7,232	△56
富山県	販売農家	31,463	11,323	△20,140	△64
	専業農家	{ 3,071}			
	第1種兼業農家	{ 2,395}			
	第2種兼業農家	{25,997}			
	自給的農家	8,257	5,991	△2,266	△27
	総農家	39,720	17,314	△22,406	△56

表 専兼業別農家数の割合の推移

項目 地域	区分	農家数の割合（％）		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	販売農家	80	66	△14
	専業農家	{ 6}		
	第1種兼業農家	{ 6}		
	第2種兼業農家	{68}		
	自給的農家	20	34	14
	総農家	100	100	
富山県	販売農家	79	65	△6
	専業農家	{ 8}		
	第1種兼業農家	{ 6}		
	第2種兼業農家	{65}		
	自給的農家	21	35	14
	総農家	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）から「専兼業別農家数」の項目なし。

② 主副業別農業経営体数の動向

- ▶ 農業経営体数は約 6 割減少。
- ▶ 副業的経営体数の割合が増加し、準主業経営体の割合が減少。

本地域の農業経営体数は、事業実施前(平成17年)の10,296経営体から事業完了後(令和2年)の3,711経営体へと64%(6,585経営体)減少しており、富山県全体(64%減少)と同様の傾向を示している。

また、農業経営体全体に占める副業的経営体の割合が、同期間に69%から79%へと10ポイント増加しており、富山県全体(70%から77%へと7ポイント増加)と同様の傾向を示している。

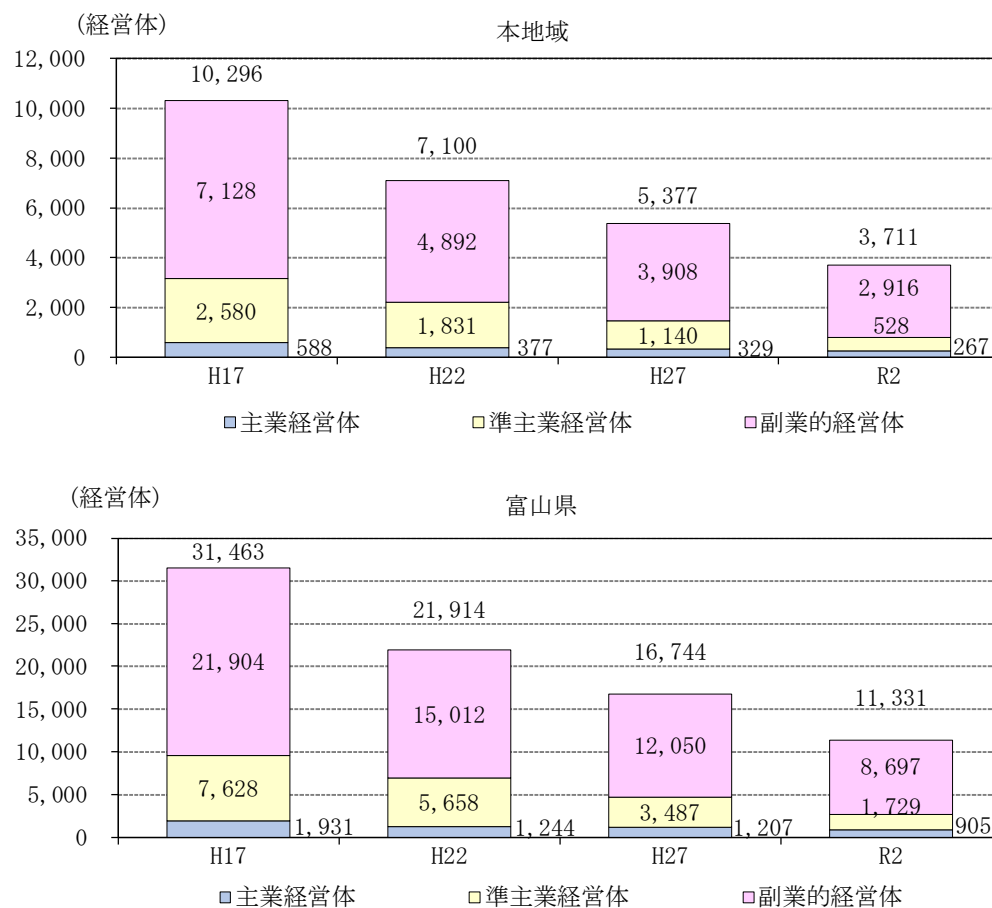


図 主副業別経営体数の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 農林業センサス2020(令和2年)のみ個人経営体での集計、それ以前は販売農家。

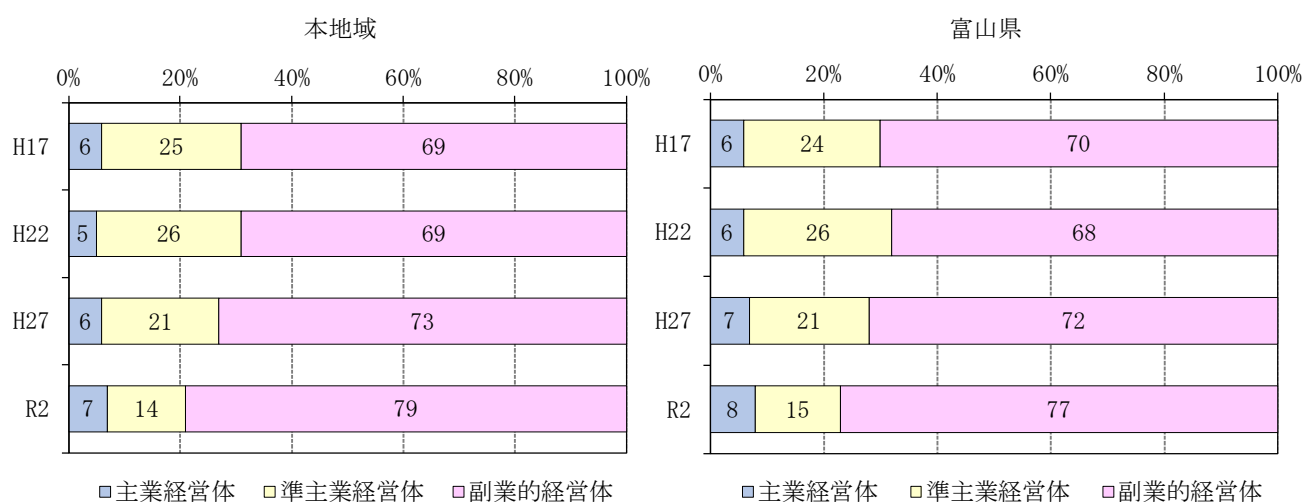


図 主副業別経営体数の割合の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）のみ個人経営体での集計、それ以前は販売農家。

用語解説

- 販売農家（平成27年以前） …経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
- 主業経営体（農家） …農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体（農家）。
- 準主業経営体（農家） …農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体（農家）。
- 副業的経営体（農家） …1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体（農家）（主業経営体〔農家〕及び準主業経営体〔農家〕以外の経営体〔農家〕）。
- 個人経営体（令和2年以降） …「農林業経営体」の規定のうち、1世帯で事業を行う者（一戸一法人は含まない）。

表 主副業別経営体数の推移

項目 地域	区分	経営体数（経営体）		H17年～R2年 の増減 （経営体）	H17年～R2年 の増減率 （%）
		H17年	R2年		
本地域	主業経営体	588	267	△321	△55
	準主業経営体	2,580	528	△2,052	△80
	副業的経営体	7,128	2,916	△4,212	△59
	農業経営体	10,296	3,711	△6,585	△64
富山県	主業経営体	1,931	905	△1,026	△53
	準主業経営体	7,628	1,729	△5,899	△77
	副業的経営体	21,904	8,697	△13,207	△60
	農業経営体	31,463	11,331	△20,132	△64

表 主副業別経営体数の割合の推移

項目 地域	区分	経営体数の割合（%）		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	主業経営体	6	7	1
	準主業経営体	25	14	△11
	副業的経営体	69	79	10
	農業経営体	100	100	
富山県	主業経営体	6	8	2
	準主業経営体	24	15	△9
	副業的経営体	70	77	7
	農業経営体	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）のみ個人経営体での集計。それ以前は販売農家。

③ 基幹的農業従事者数の動向

- ▶ 基幹的農業従事者数は約3割減少。
- ▶ 65歳以上の割合が増加し、高齢化が顕著である。

本地域の基幹的農業従事者数は、事業実施前(平成17年)の5,162人から事業完了後(令和2年)の3,652人へと29%(1,510人)減少しており、富山県全体(36%減少)と比べて減少率は低くなっている。

また、基幹的農業従事者に占める65歳以上の割合は、同期間に71%から85%へと14ポイント増加しており、富山県全体(13ポイント増加)と同様に高齢化が顕著である。

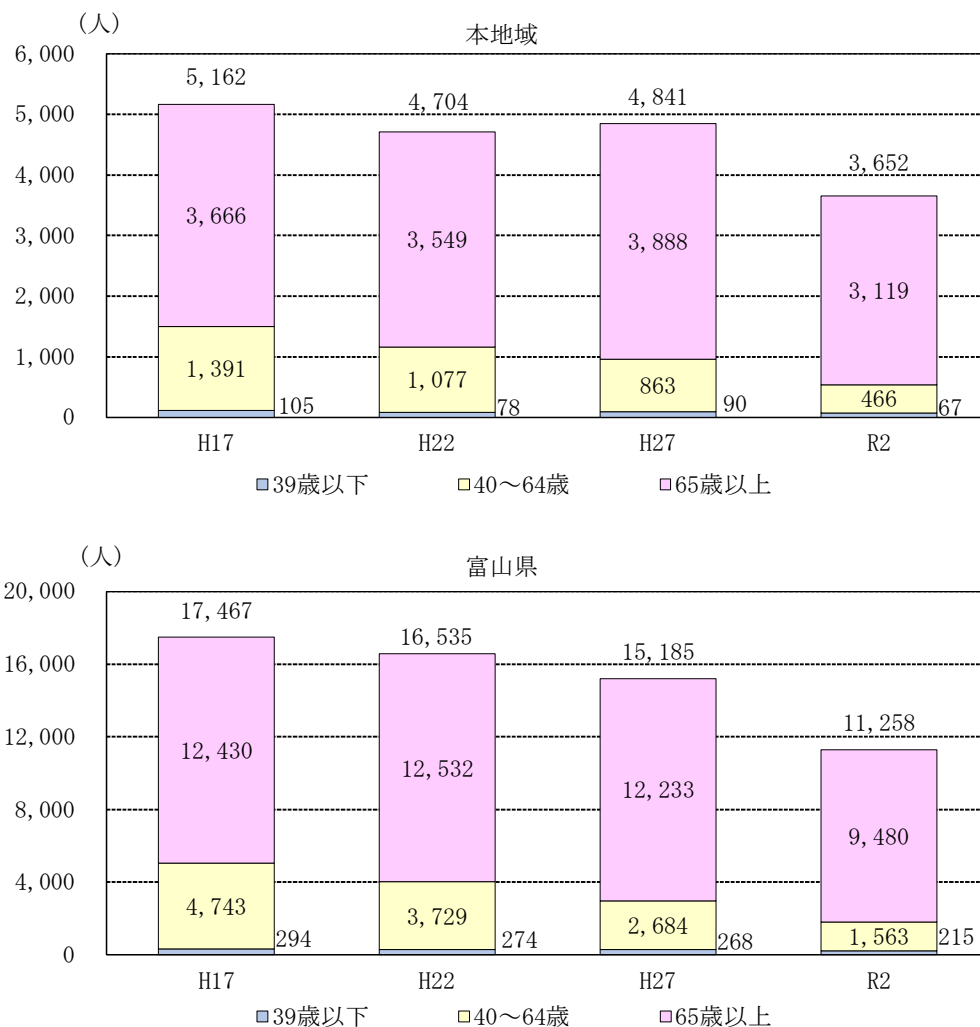


図 基幹的農業従事者数の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）のみ個人経営体での集計。それ以前は販売農家。

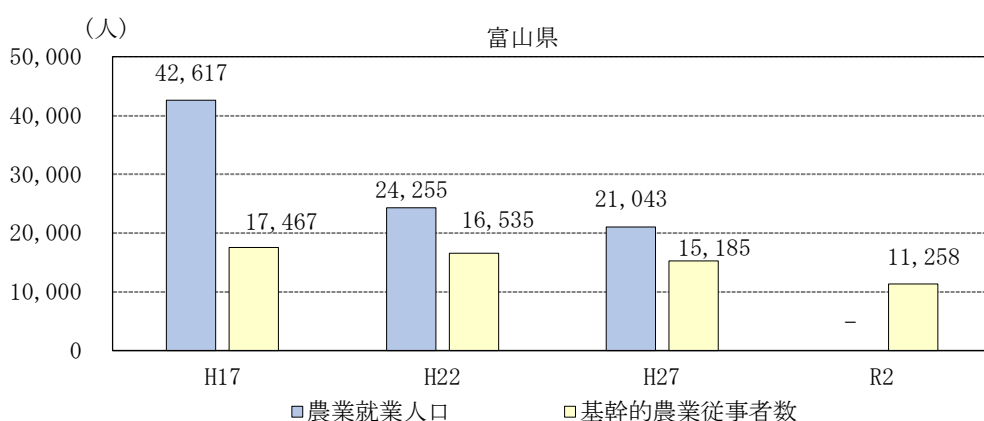
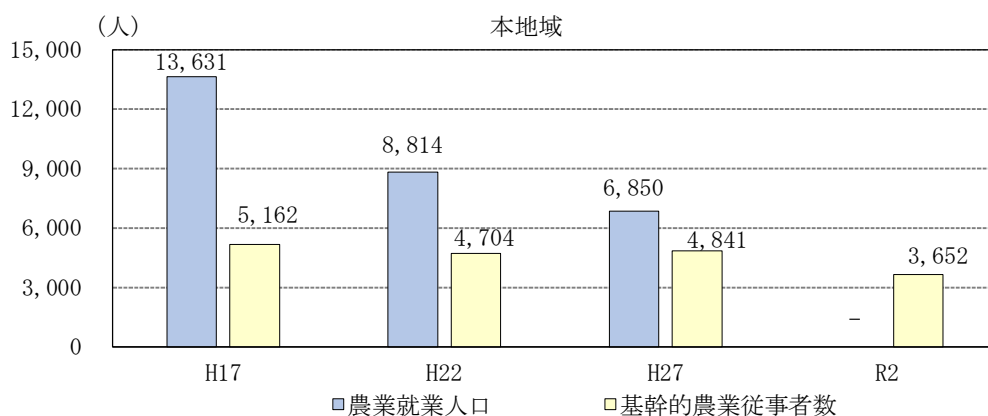


図 農業就業人口と基幹的農業従事者数の推移

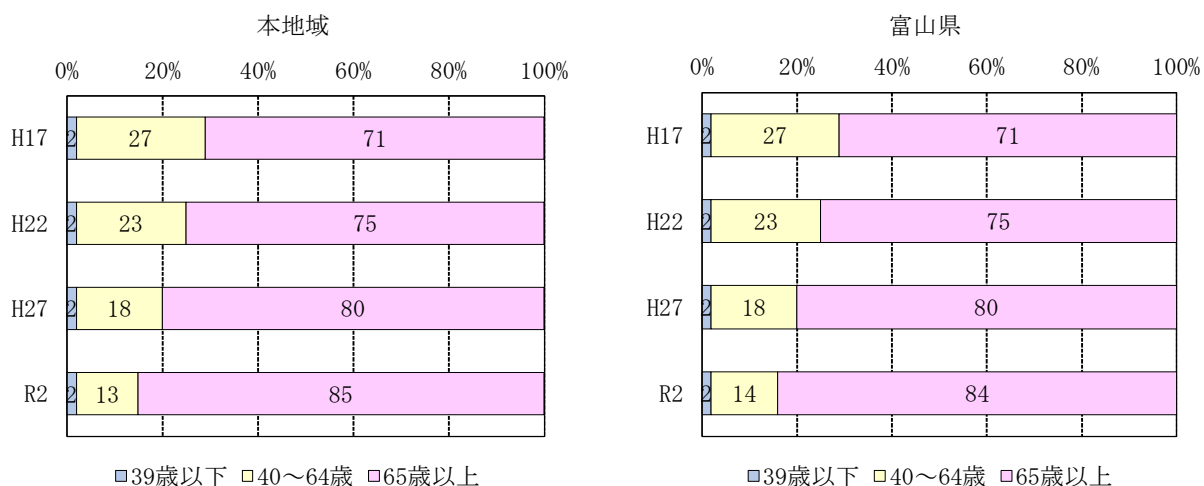


図 基幹的農業従事者数の割合の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）のみ個人経営体での集計。それ以前は販売農家。

注）農林業センサス2020（令和2年）から「農業就業人口」の項目なし。

用語解説

- 基幹的農業従事者 …農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。
- 農業就業人口 …自営農業に主として従事している者。

表 基幹的農業従事者数の推移

項目 地域	基幹的農業従事者数（人）		H17年～R2年 の増減 （人）	H17年～R2年 の増減率 （％）
	H17年	R2年		
本地域	5,162	3,652	△1,510	△29
富山県	17,467	11,258	△6,209	△36

表 年齢階層別基幹的農業従事者数の推移

項目 地域	区分	基幹的農業従事者数（人）		H17年～R2年 の増減 （人）	H17年～R2年 の増減率 （％）
		H17年	R2年		
本地域	39歳以下	105	67	△38	△36
	40～64歳	1,391	466	△925	△66
	65歳以上	3,666	3,119	△547	△15
	計	5,162	3,652	△1,510	△29
富山県	39歳以下	294	215	△79	△27
	40～64歳	4,743	1,563	△3,180	△67
	65歳以上	12,430	9,480	△2,950	△24
	計	17,467	11,258	△6,209	△36

表 年齢階層別基幹的農業従事者数の割合の推移

項目 地域	区分	基幹的農業従事者数割合（％）		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	39歳以下	2	2	0
	40～64歳	27	13	△14
	65歳以上	71	85	14
	計	100	100	
富山県	39歳以下	2	2	0
	40～64歳	27	14	△13
	65歳以上	71	84	13
	計	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）のみ個人経営体での集計。それ以前は販売農家。

④ 農業就業人口の動向

- ▶ 農業就業人口は5割減少。
- ▶ 65歳以上の割合が増加し、高齢化が顕著である。

本地域の農業就業人口は、事業実施前(平成17年)の13,631人から平成27年には6,850人へと50%(6,781人)減少しており、富山県全体(51%減少)と同様の傾向を示している。

また、年齢別の割合をみると、本地域、富山県ともに39歳以下の割合が減少し、65歳以上の割合が増加していることから、高齢化とともに後継者不足が懸念される。

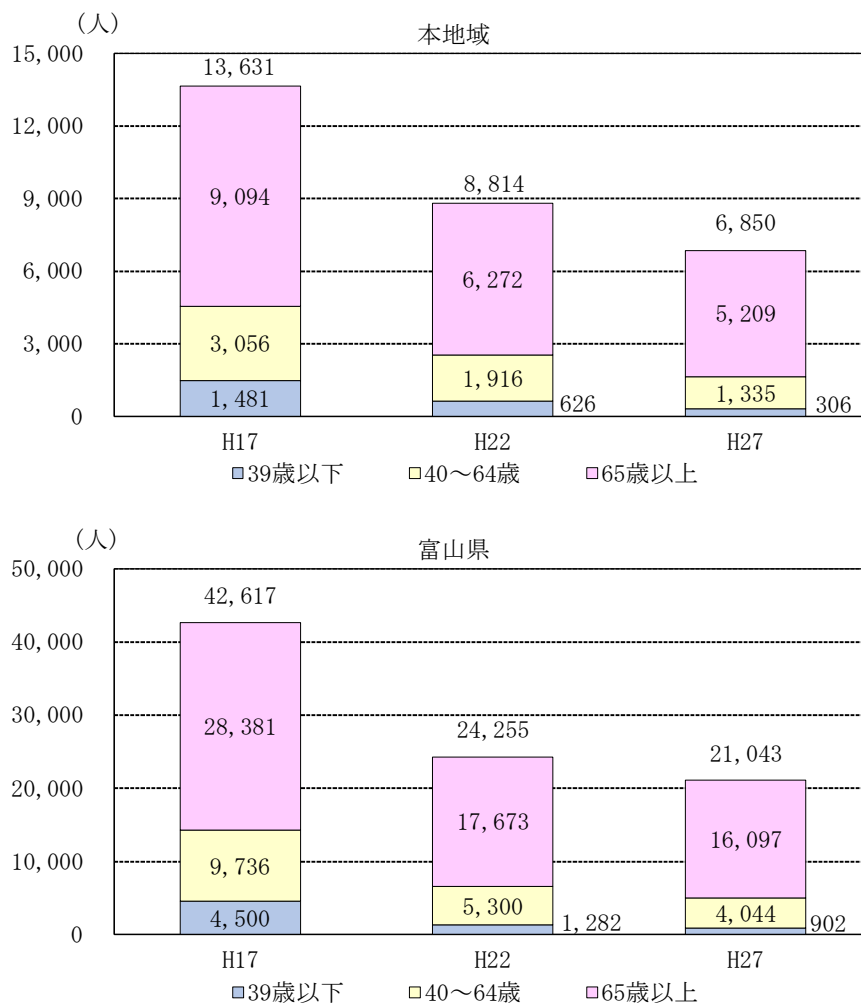


図 農業就業人口の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 農林業センサス2020(令和2年)から「農業就業人口」の項目なし。

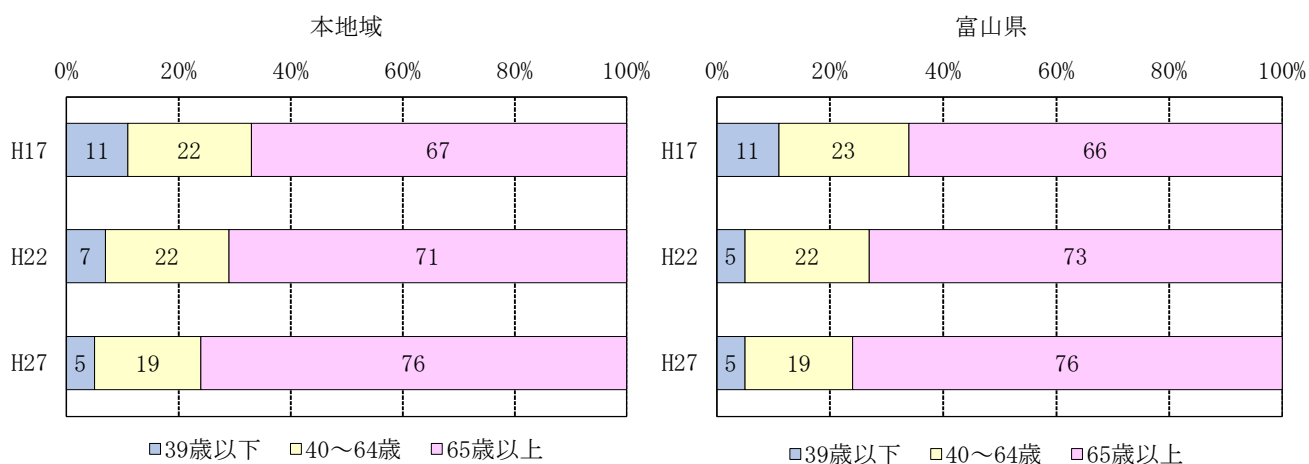


図 農業就業人口の割合の推移

表 年齢階層別農業就業人口の推移

項目 地域	区分	農業就業人口 (人)		H17年～H27年 の増減 (人)	H17年～H27年 の増減率 (%)
		H17年	H27年		
本地域	39歳以下	1,481	306	△1,175	△79
	40～64歳	3,056	1,335	△1,721	△56
	65歳以上	9,094	5,209	△3,885	△43
	計	13,631	6,850	△6,781	△50
富山県	39歳以下	4,500	902	△3,598	△80
	40～64歳	9,736	4,044	△5,692	△58
	65歳以上	28,381	16,097	△12,284	△43
	計	42,617	21,043	△21,574	△51

表 年齢階層別農業就業人口の割合の推移

項目 地域	区分	農業就業人口の割合 (%)		H17年～H27年 の増減
		H17年	H27年	
本地域	39歳以下	11	5	△6
	40～64歳	22	19	△3
	65歳以上	67	76	9
	計	100	100	
富山県	39歳以下	11	5	△6
	40～64歳	23	19	△4
	65歳以上	66	76	10
	計	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）から「農業就業人口」の項目なし。

⑤ 1 経営体当たり経営耕地面積の動向

- ▶ 1 経営体当たりの経営耕地面積は147%増加。
- ▶ 経営体数の減少に対し、面積は横ばいにあることから、農地の利用集積が進展。

本地域の1経営体当たりの経営耕地面積は、事業実施前(平成17年)の1.9ha/経営体から事業完了後(令和2年)の4.7ha/経営体へと2.8ha/経営体(147%)増加しており、富山県全体(135%増加)と比べて増加率は高くなっている。経営耕地のある経営体数の減少に対し、経営耕地面積は横ばい傾向にあり、農地が利用集積されていることを示している。

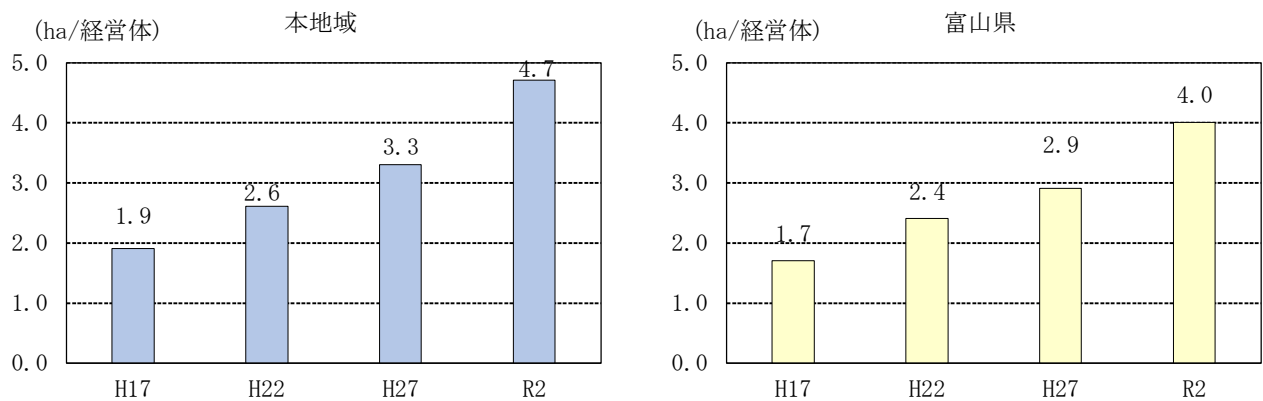


図 1 経営体当たりの経営耕地面積の推移

表 1 経営体当たりの経営耕地面積の推移

地域 \ 項目	経営耕地面積 (ha/経営体)		H17年～R2年 の増減 (ha/経営体)	H17年～R2年 の増減率 (%)
	H17年	R2年		
本地域	1.9	4.7	2.8	147
富山県	1.7	4.0	2.3	135

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 1 経営体当たりの経営耕地面積は、経営体の経営耕地面積/経営体数。

⑥ 経営規模別経営体数の推移

▶ 経営規模3.0ha以上の経営体が10ポイント増加し、経営規模の拡大が進展。

本地域の経営体の経営規模別の割合は、3.0ha以上の経営体が占める割合が事業実施前(平成17年)の6%から事業完了後(令和2年)には16%と10ポイント増加しており、富山県全体(11ポイント増加)と同様に経営規模の拡大が進んでいる。

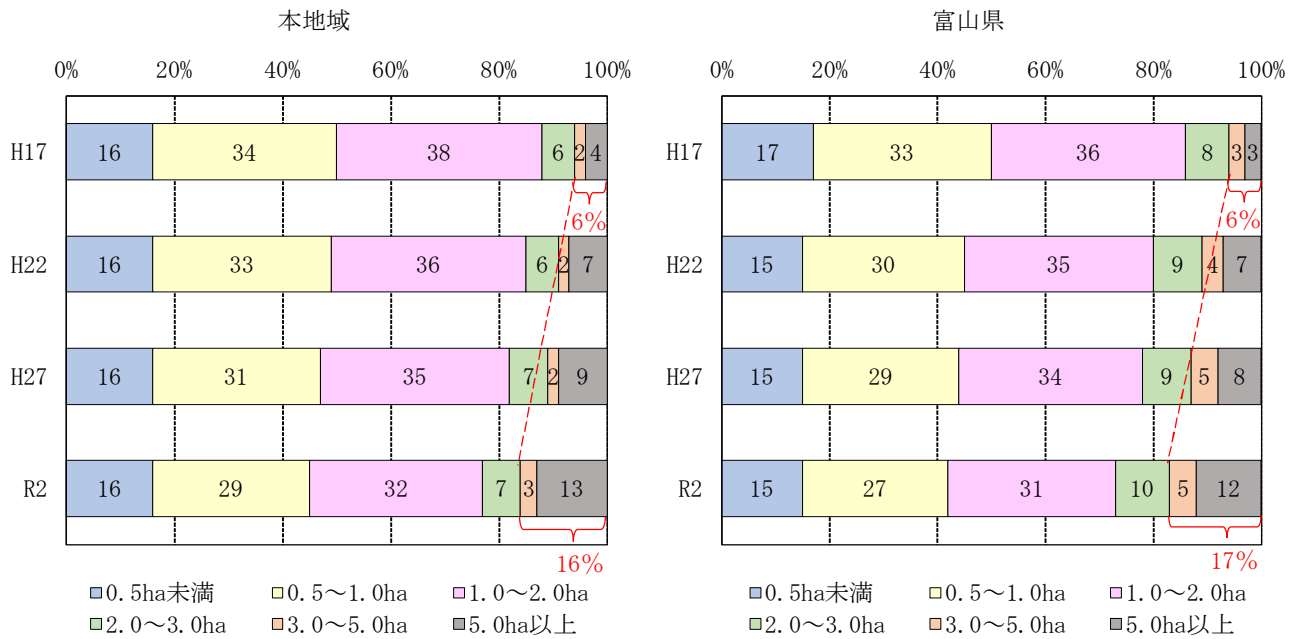


図 経営規模別経営体数の割合の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

表 経営規模別経営体数の推移

項目 地域	区分	規模別経営体数 (経営体)		H17年～R2年 の増減 (経営体)	H17年～R2年 の増減率 (%)
		H17年	R2年		
本地域	0.5ha未満	1,664	669	△995	△60
	0.5～1.0ha	3,602	1,206	△2,396	△67
	1.0～2.0ha	4,096	1,333	△2,763	△67
	2.0～3.0ha	660	291	△369	△56
	3.0～5.0ha	210	129	△81	△39
	5.0ha以上	429	523	94	22
	計	10,661	4,151	△6,510	△61
富山県	0.5ha未満	5,353	1,806	△3,547	△66
	0.5～1.0ha	10,626	3,431	△7,195	△68
	1.0～2.0ha	11,532	3,872	△7,660	△66
	2.0～3.0ha	2,701	1,184	△1,517	△56
	3.0～5.0ha	1,011	607	△404	△40
	5.0ha以上	1,067	1,456	389	36
	計	32,290	12,356	△19,934	△62

表 経営規模別経営体数の割合の推移

項目 地域	区分	規模別経営体数の割合 (%)		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	0.5ha未満	16	16	0
	0.5～1.0ha	34	29	△5
	1.0～2.0ha	38	32	△6
	2.0～3.0ha	6	7	1
	3.0～5.0ha	2	3	1
	5.0ha以上	4	13	9
	計	100	100	
富山県	0.5ha未満	17	15	△2
	0.5～1.0ha	33	27	△6
	1.0～2.0ha	36	31	△5
	2.0～3.0ha	8	10	2
	3.0～5.0ha	3	5	2
	5.0ha以上	3	12	9
	計	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）「0.5ha未満」に「経営耕地なし」を含む。

⑦ 経営耕地規模別面積割合の推移

▶ 経営耕地規模30.0ha以上の農地面積の割合が30ポイント増加し、大規模農家への農地集積が進展。

本地域の経営耕地規模別の農地面積の割合は、事業実施前(平成17年)は30.0ha以上の農地面積が22%を占めていたが、事業完了後(令和2年)には52%と30ポイント増加しており、富山県全体(29ポイント増加)と同様に大規模農家への農地集約が進んでいることがうかがえる。

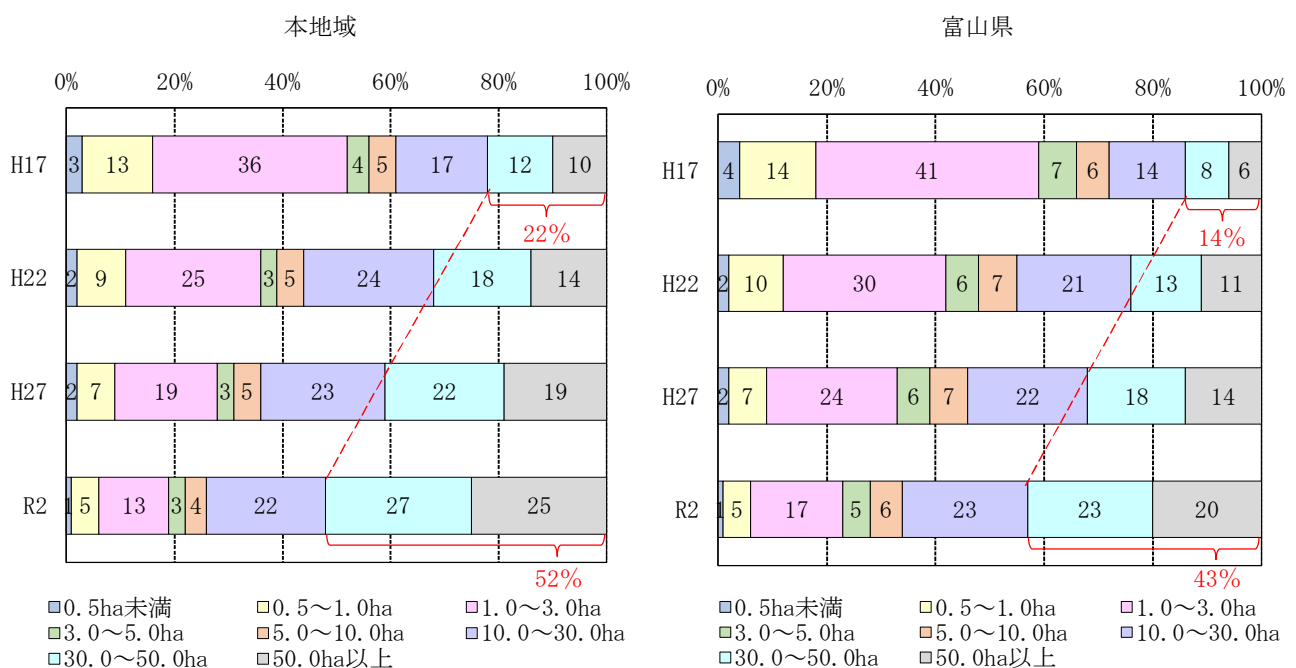


図 経営耕地規模別面積の割合の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

表 経営耕地規模別面積の推移

項目 地域	区分	規模別面積 (ha)		H17年～R2年 の増減 (ha)	H17年～R2年 の増減率 (%)
		H17年	R2年		
本地域	0.5ha未満	599	230	△369	△62
	0.5～1.0ha	2,648	870	△1,778	△67
	1.0～3.0ha	7,173	2,529	△4,644	△65
	3.0～5.0ha	786	484	△302	△38
	5.0～10.0ha	1,040	814	△226	△22
	10.0～30.0ha	3,519	4,263	744	21
	30.0～50.0ha	2,428	5,171	2,743	113
	50.0ha以上	1,936	4,814	2,878	149
	計	20,130	19,175	△955	△5
富山県	0.5ha未満	1,943	622	△1,321	△68
	0.5～1.0ha	7,712	2,471	△5,241	△68
	1.0～3.0ha	22,432	8,238	△14,194	△63
	3.0～5.0ha	3,745	2,271	△1,474	△39
	5.0～10.0ha	3,334	2,955	△379	△11
	10.0～30.0ha	7,513	11,253	3,740	50
	30.0～50.0ha	4,076	11,233	7,157	176
	50.0ha以上	3,306	10,338	7,032	213
	計	54,061	49,381	△4,680	△9

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 数値は四捨五入しており、各項目の合計と計が一致しないことがある。

表 経営耕地規模別面積の割合の推移

項目 地域	区分	規模別面積の割合（％）		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	0.5ha未満	3	1	△2
	0.5～1.0ha	13	5	△8
	1.0～3.0ha	36	13	△23
	3.0～5.0ha	4	3	△1
	5.0～10.0ha	5	4	△1
	10.0～30.0ha	17	22	5
	30.0～50.0ha	12	27	15
	50.0ha以上	10	25	15
	計	100	100	
富山県	0.5ha未満	4	1	△3
	0.5～1.0ha	14	5	△9
	1.0～3.0ha	41	17	△24
	3.0～5.0ha	7	5	△2
	5.0～10.0ha	6	6	0
	10.0～30.0ha	14	23	9
	30.0～50.0ha	8	23	15
	50.0ha以上	6	20	14
	計	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

⑧ 認定農業者の動向

▶ 認定農業者は一定の人数で推移。

本地域の認定農業者数は、令和元年の531経営体から令和5年まで概ね一定に推移している。富山県全体の認定農業者数は、令和元年の1,619経営体から令和5年まで緩やかに減少している。

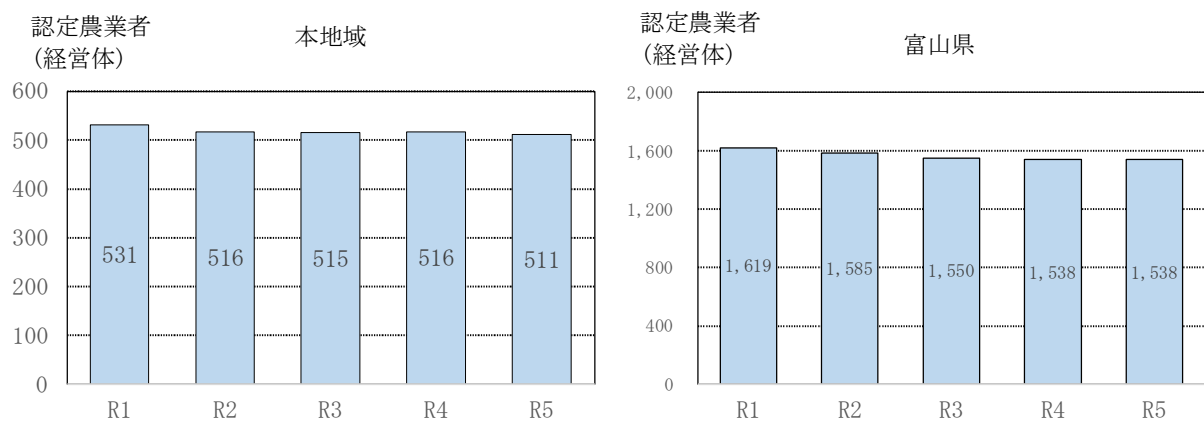


図 令和元年度～令和5年度における認定農業者数の推移

出典：全国農業会議所及び富山県調べ

用語解説

■認定農業者 …農業にやる気と意欲があり、職業として農業に取り組んでいる農業者や農業法人、あるいはこれから農業経営を営もうとする者で市町村の認定を受けた農業者。

⑨ 組織経営体（農地所有適格法人）の動向

- ▶ 組織形態別経営体数は減少しており、このうち、法人化している経営体数は僅少。
- ▶ 法人化している経営体の約70%が農事組合法人。

本地域の組織形態別経営体数は、事業実施前（平成17年）の10,661経営体から事業完了後（令和2年）の4,151経営体へと61%（6,510経営体）減少しており、富山県全体（62%減少）と同様の傾向を示している。法人化している経営体は、本地域、富山県ともに少ない。

法人化している経営体は、平成17年以降、本地域、富山県ともに増加傾向を示し、全体の約70%を農事組合法人が占めている。

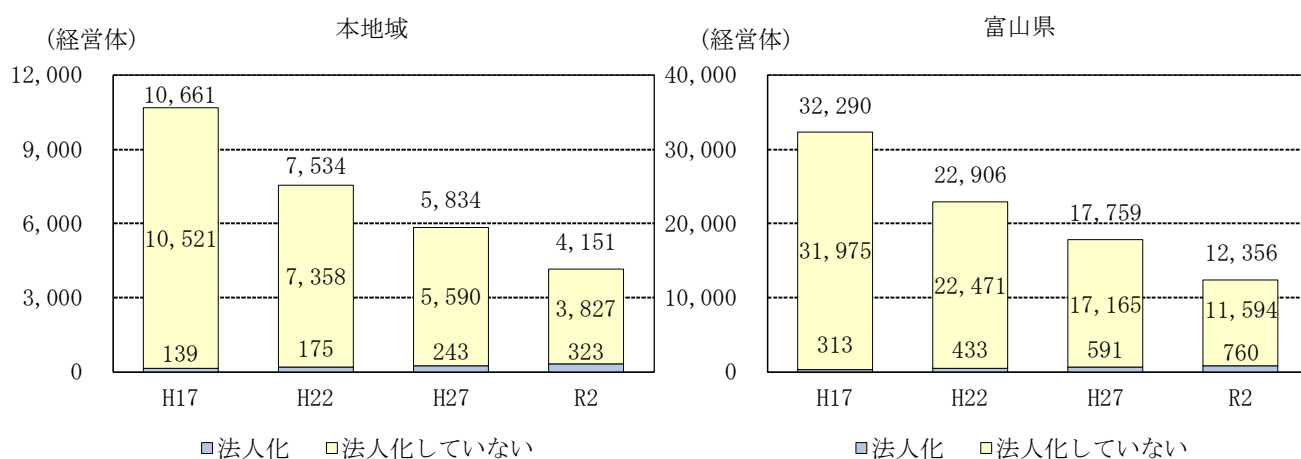


図 組織形態別経営体数の推移

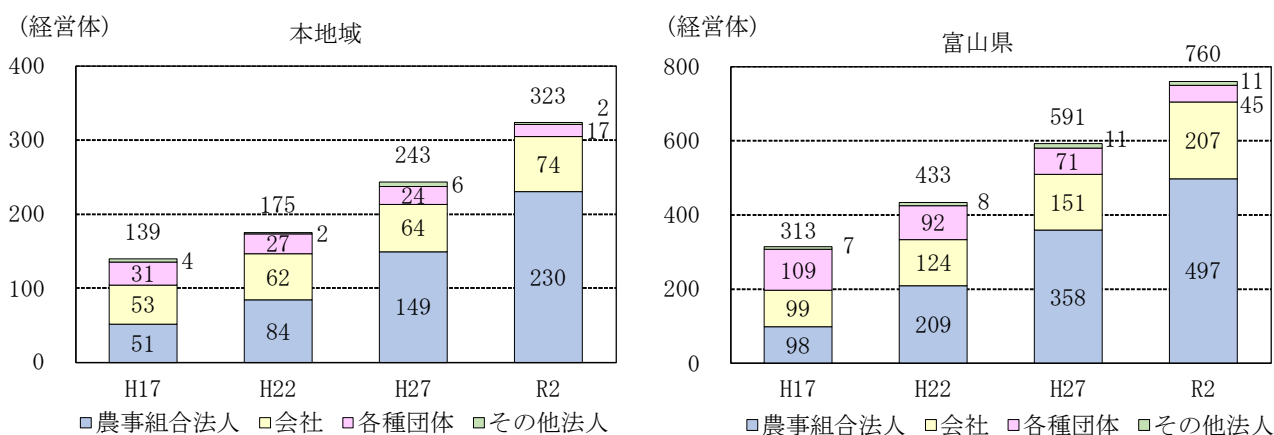


図 法人化している経営体の形態別推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

表 組織形態別経営体数の推移

項目 地域	区分		経営体数（経営体）		R2年法人の 組織形態別 割合 (%)	H17年～R2年 の増減率 (%)
			H17年	R2年		
本地域	法人化している	農事組合法人	51	230	71	351
		会社	53	74	23	40
		各種団体	31	17	5	△45
		その他法人	4	2	1	△50
		小計	139	323	100	132
	法人化していない		10,521	3,827	—	△64
	計		10,661	4,151	—	△61
富山県	法人化している	農事組合法人	98	497	65	407
		会社	99	207	27	109
		各種団体	109	45	6	△59
		その他法人	7	11	2	57
		小計	313	760	100	143
	法人化していない		31,975	11,594	—	△64
	計		32,290	12,356	—	△62

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

⑩ 集落営農数の動向

- ▶ 集落営農数は減少しているが、法人の集落営農数は増加。
- ▶ 法人の組織形態は90%以上が農事組合法人。

本地域の集落営農数は、平成23年の318集落営農から事業完了後(令和2年)の305集落営農へと4%(13集落営農)減少しており、富山県全体(4%減少)と同様の傾向を示している。法人の集落営農数は同期間に80集落営農から212集落営農へ増加している。

法人の組織形態別集落営農数は、平成23年以降、本地域、富山県ともに農事組合法人が90%以上を占めている。

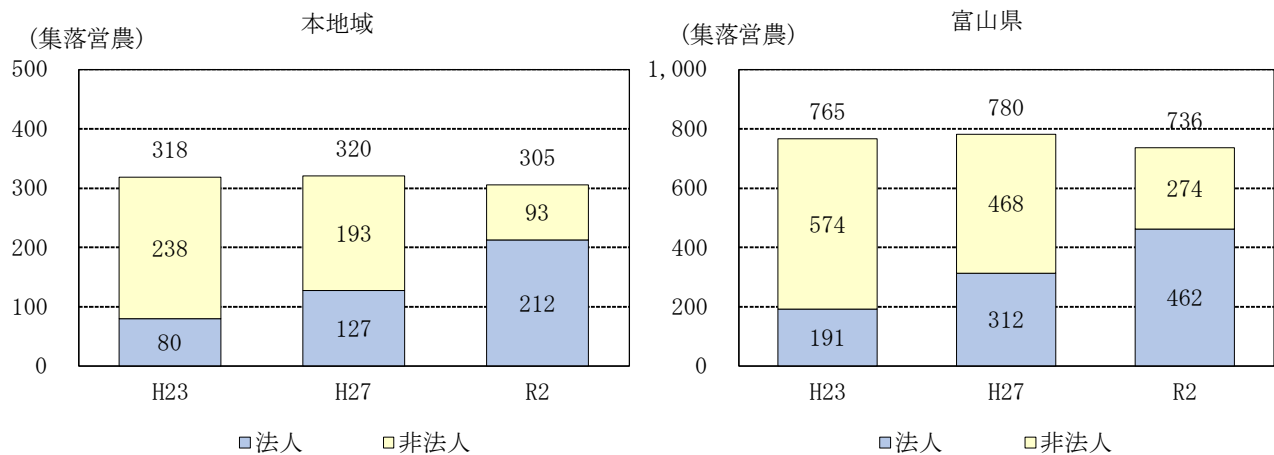


図 集落営農数の推移

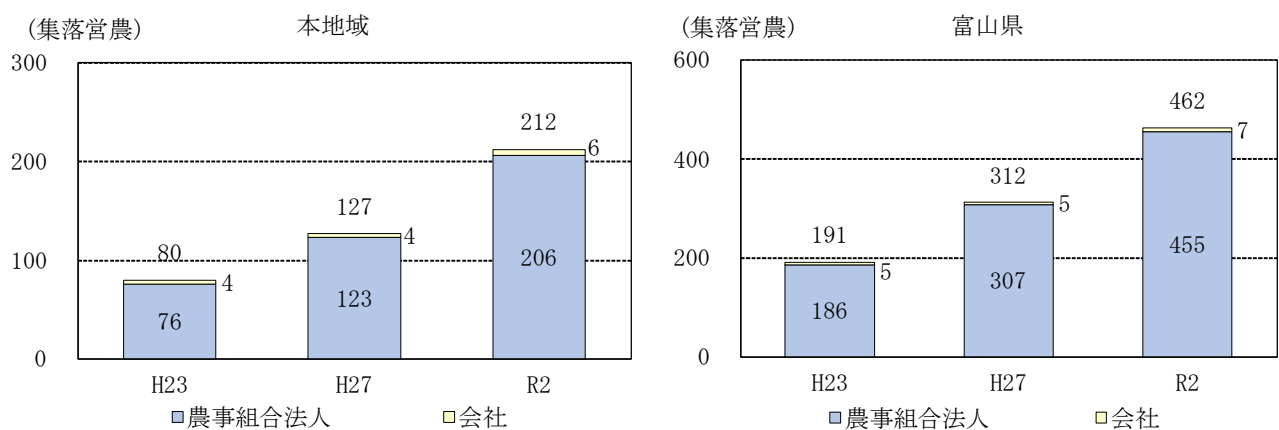


図 組織形態別集落営農数の推移

出典：集落営農実態調査（農林水産省大臣官房統計部）

表 組織形態別集落営農数の推移

項目 地域	区分		集落営農数 (集落営農)		R2年法人化 の組織形態 別割合 (%)	H23年～R2年 の増減率 (%)
			H23年	R2年		
本地域	法人	農事組合法人	76	206	97	171
		会社	4	6	3	50
		小計	80	212	100	165
	非法人		238	93	—	△61
	計		318	305	—	△4
富山県	法人	農事組合法人	186	455	98	145
		会社	5	7	2	40
		小計	191	462	100	142
	非法人		574	274	—	△52
	計		765	736	—	△4

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

⑪ 水稻作の農作業の受託経営体数の動向

- ▶ 水稻作の農作業の受託経営体数は減少。
- ▶ 受託経営体数に対する全作業受託した経営体数の割合は増加傾向。

本地域の水稻作の農作業受託経営体数は、事業実施前(平成17年)の773経営体から事業完了後(令和2年)の548経営体へ29%(225経営体)減少しており、富山県全体(40%減少)と比べて減少率は低くなっている。

また、受託経営体数に対する全作業受託した経営体数の割合は、本地域、富山県全体ともに平成22年以降増加している。

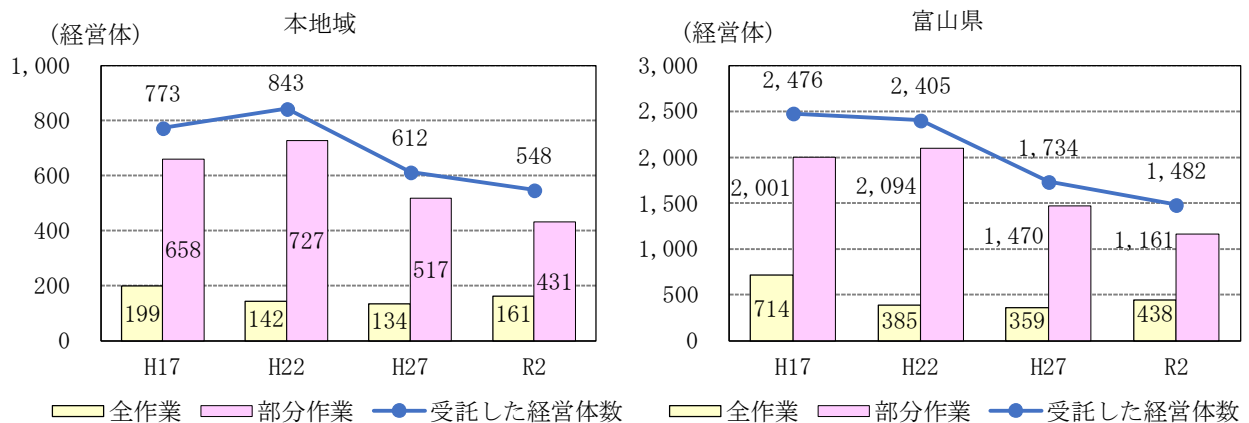


図 水稻作の農作業受託経営体数の推移

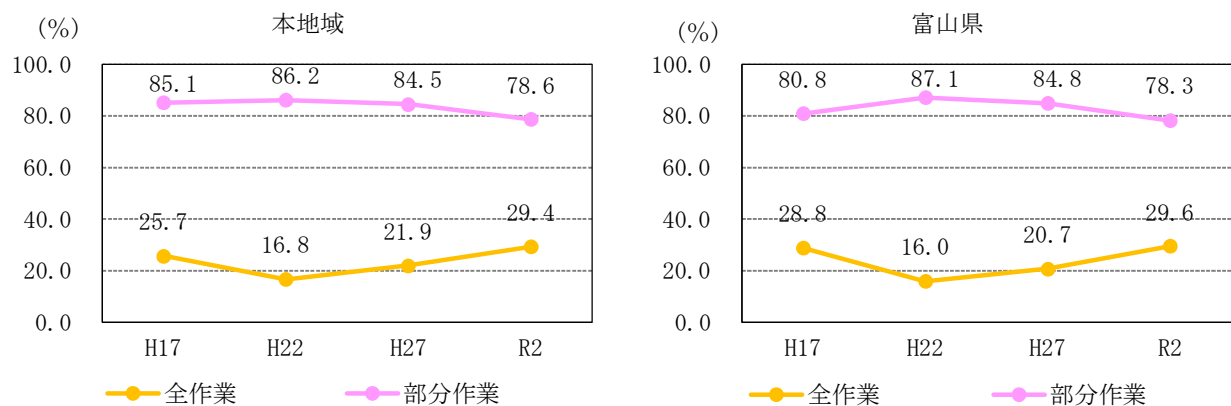


図 受託した経営体数に対する割合の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

表 水稲作の農作業受託経営体数の推移

項目 地域	区分	経営体数(経営体)		H17年～R2年 の増減 (経営体)	H17年～R2年 の増減率 (%)
		H17年	R2年		
本地域	受託した経営体数	773	548	△225	△29
	全作業	199	161	△38	△19
	部分作業	658	431	△227	△34
富山県	受託した経営体数	2,476	1,482	△994	△40
	全作業	714	438	△276	△39
	部分作業	2,001	1,161	△840	△42

表 受託した経営体数に対する割合の推移

項目 地域	区分	経営体数の割合(%)		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	全作業	25.7	29.4	3.7
	部分作業	85.1	78.6	△6.5
富山県	全作業	28.8	29.6	0.8
	部分作業	80.8	78.3	△2.5

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

⑫ 水稲作の部分作業受託経営体数

▶ 部分作業を受託した経営体数は、すべての作業において減少傾向。

本地域の部分作業を受託した経営体数は、事業実施前(平成17年)から事業完了後(令和2年)にかけて、すべての作業において減少傾向にあり、富山県全体も同様の傾向となっている。

なかでも、減少率が高い作業は「乾燥・調整」で313経営体から146経営体へと53%減少(富山県全体は48%減少)、ついで「稲刈り・脱穀」が415経営体から206経営体へと50%減少(同49%減少)、「耕起・代かき」が356経営体から193経営体へと54%減少(同47%減少)となっている。

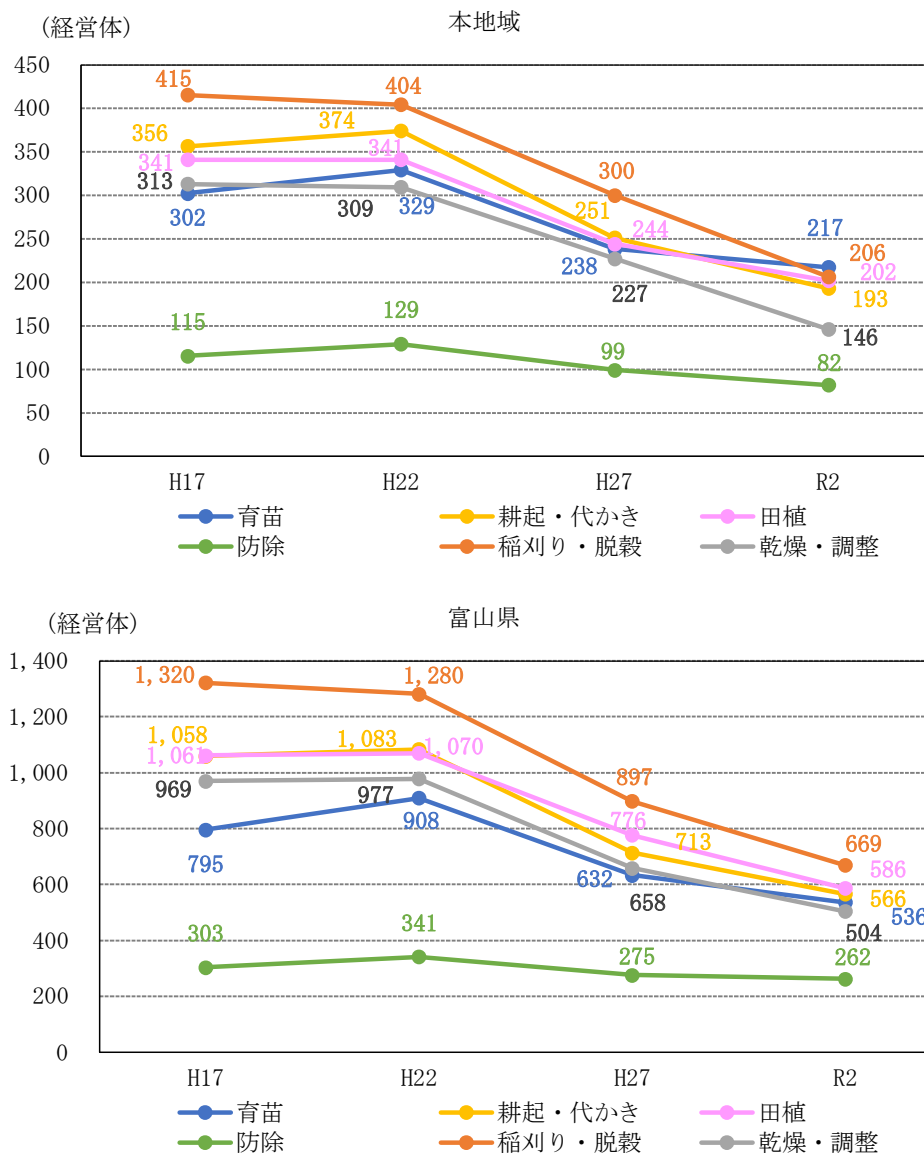


図 水稲作部分作業受託経営体数の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

表 水稲作の農作業受託経営体数の推移

項目 地域	区分	経営体数(経営体)		H17年～R2年 の増減 (経営体)	H17年～R2年 の増減率 (%)
		H17年	R2年		
本地域	育苗	302	217	△85	△28
	耕起・代かき	356	193	△163	△46
	田植	341	202	△139	△41
	防除	115	82	△33	△29
	稲刈り・脱穀	415	206	△209	△50
	乾燥・調整	313	146	△167	△53
富山県	育苗	795	536	△259	△33
	耕起・代かき	1,058	566	△492	△47
	田植	1,061	586	△475	△45
	防除	303	262	△41	△14
	稲刈り・脱穀	1,320	669	△651	△49
	乾燥・調整	969	504	△465	△48

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

⑬ 主要農機具の所有状況の動向

▶ 主要農機具の所有台数は減少傾向。

本地域の乗用型トラクターの所有台数は、事業実施前(平成17年)の10,519台から平成27年の5,636台へと46%(4,883台)減少しており、富山県全体(45%減少)と同様の傾向を示している。

また、動力田植機、コンバインの所有台数は、同期間でどちらも減少しており、減少率は富山県全体より少し高くなっている。

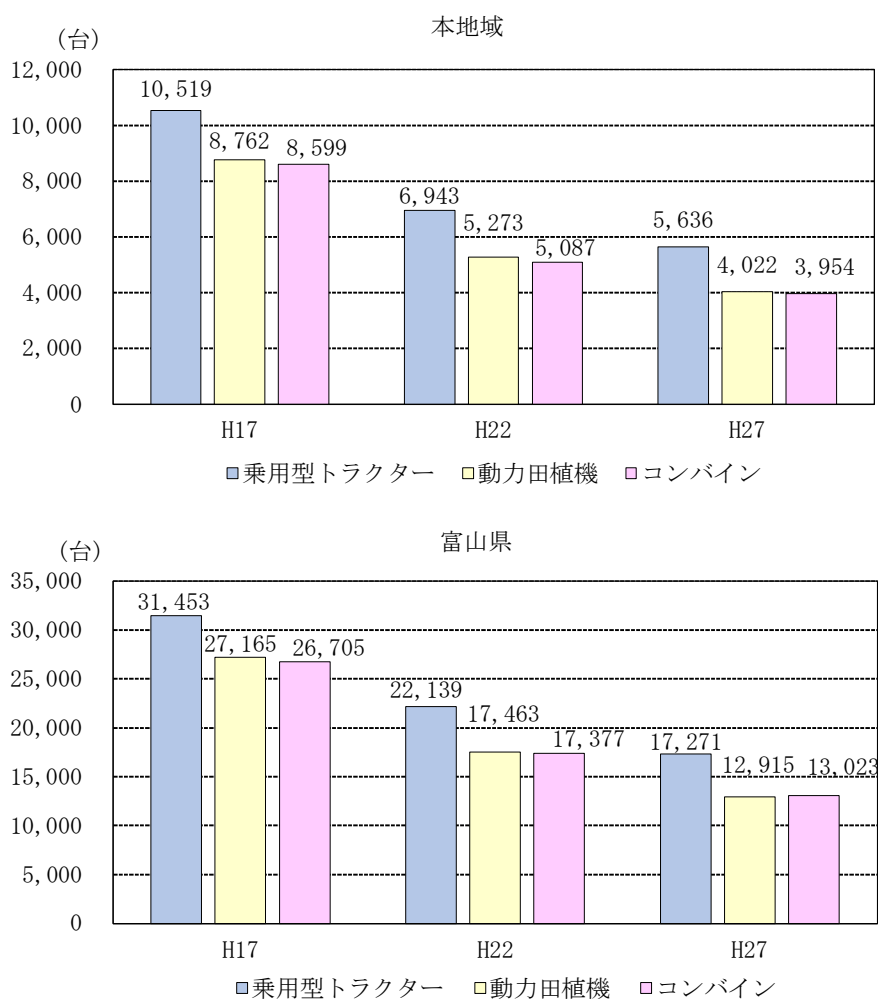


図 主要農機具の所有状況の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 農林業センサス2020(令和2年)から「主要農機具の所有状況」の項目なし。

注) 「乗用型トラクター」：平成22年、平成27年は「トラクター」表記のもので集計。

表 主要農機具の所有状況の推移

項目 地域	区分	所有台数(台)		H17年～H27年 の増減 (台)	H17年～H27年 の増減率 (%)
		H17年	H27年		
本地域	乗用型トラクター	10,519	5,636	△4,883	△46
	動力田植機	8,762	4,022	△4,740	△54
	コンバイン	8,599	3,954	△4,645	△54
富山県	乗用型トラクター	31,453	17,271	△14,182	△45
	動力田植機	27,165	12,915	△14,250	△52
	コンバイン	26,705	13,023	△13,682	△51

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）農林業センサス2020（令和2年）から「主要農機具の所有状況」の項目なし。

注）「乗用型トラクター」：平成22年、平成27年は「トラクター」表記のもので集計。

ウ 農業生産の動向

① 農業産出額

- ▶ 農業産出額は約3割減少。
- ▶ 耕種が9割以上を占め、その中でも米が8割を占める。
- ▶ 野菜の占める割合が微増。

本地域の農業産出額は、事業実施前(平成17年)の306億円から事業完了後(令和2年)の221億円へと28%(85億円)減少し、富山県全体(17%減少)と比べて減少率は高くなっている。

本地域の農業産出額の割合は、耕種が同期間に80%から92%に増加しており、富山県全体(87%)より高くなっている。

耕種の中でも米が8割を占めており、稲作中心の農業であるが、平成17年と比較すると減少傾向にある。一方で、野菜の割合は同期間に5%から10%に増加している。

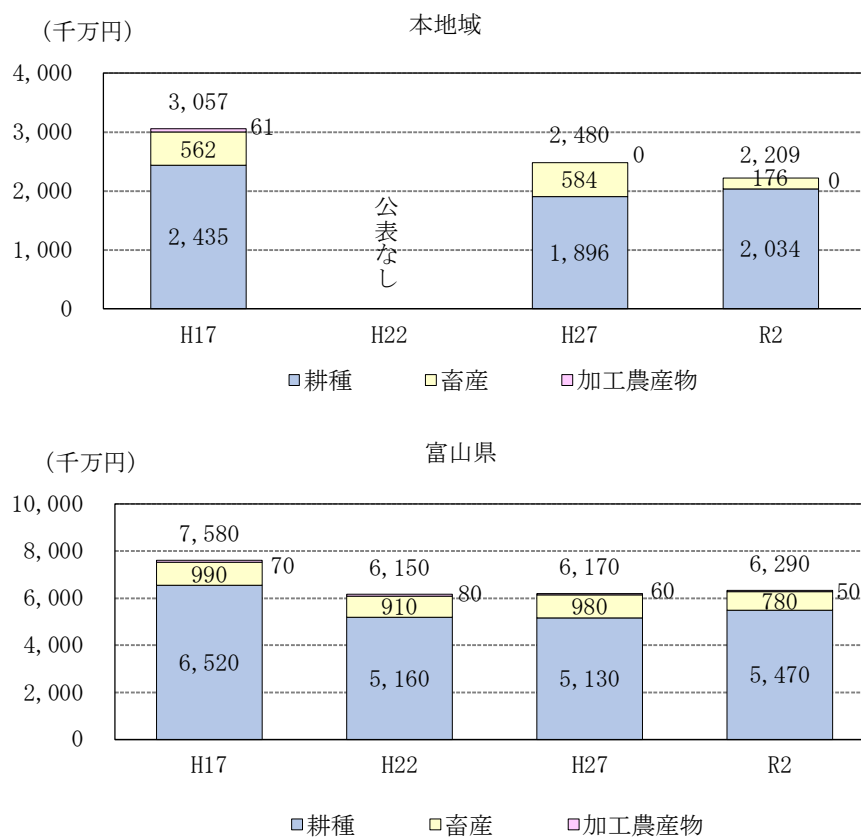


図 農業産出額の推移

出典：生産農業所得統計（農林水産省大臣官房統計部）

注) 平成22年の市町村データの公表はなし。

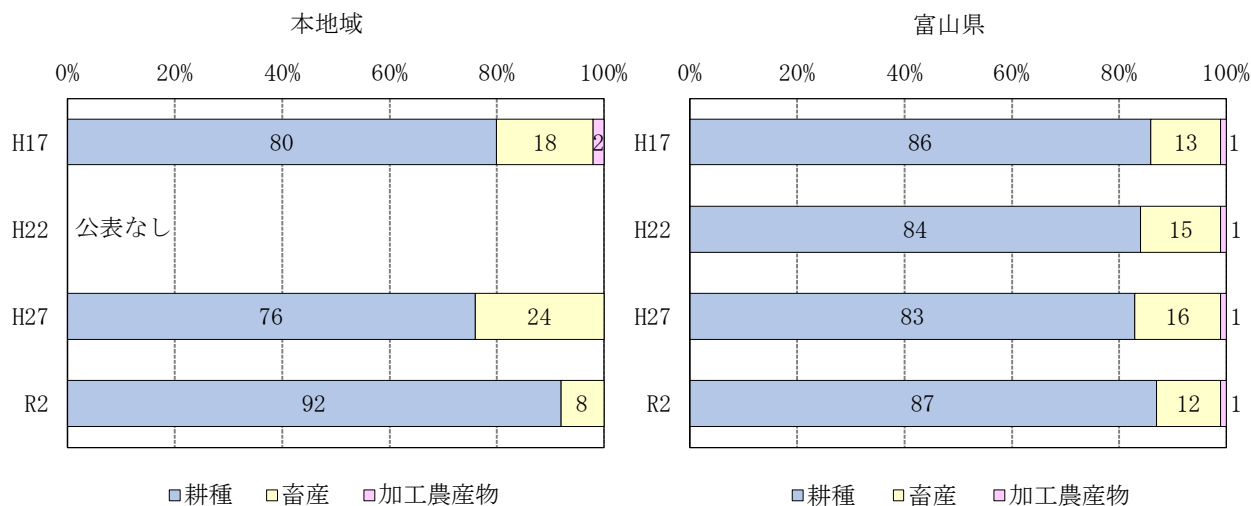


図 農業産出額の割合の推移

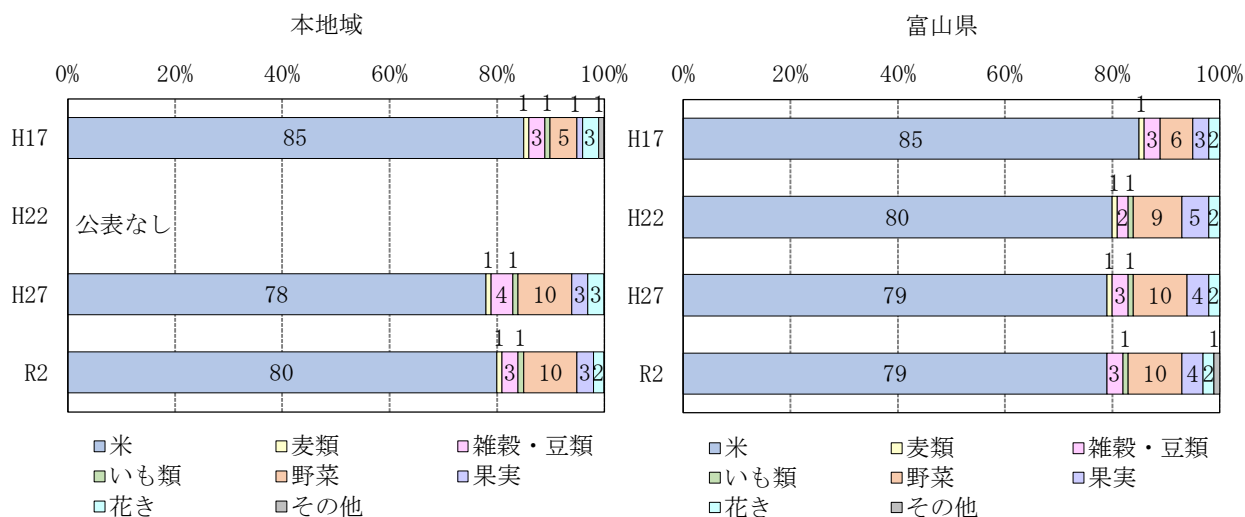


図 耕種の農業産出額の割合の推移

出典：生産農業所得統計（農林水産省大臣官房統計部）

注) 平成22年の市町村データの公表はなし。

表 農業産出額の推移

項目 地域	区分	農業産出額（千万円）		H17年～R2年 の増減 （千万円）	H17年～R2年 の増減率 （％）
		H17年	R2年		
本地域	耕 種	2,435	2,034	△401	△16
	（うち米）	(2,069)	(1,618)	(△451)	(△22)
	畜 産	562	176	△386	△69
	加工農産物	61	—	—	—
	計	3,057	2,209	△848	△28
富山県	耕 種	6,520	5,470	△1,050	△16
	（うち米）	(5,560)	(4,340)	(△1,220)	(△22)
	畜 産	990	780	△210	△21
	加工農産物	70	50	△20	△29
	計	7,580	6,290	△1,290	△17

表 農業産出額の割合の推移

項目 地域	区分	農業産出額の割合（％）		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	耕 種	80	92	12
	（うち米）	(85)	(80)	(△5)
	畜 産	18	8	△10
	加工農産物	2	—	△2
	計	100	100	
富山県	耕 種	86	87	1
	（うち米）	(85)	(79)	(△6)
	畜 産	13	12	△1
	加工農産物	1	1	0
	計	100	100	

出典：生産農業所得統計（農林水産省大臣官房統計部）

注）「—」は事実のないものまたは算定不可なものを表す。

② 農産物の流通の変化

- ▶ 農産物の主な出荷先は農協。
- ▶ 農産物のお荷先で農協の占める割合が8ポイント減少し、流通の多様化が進展。

本地域の農産物のお荷先は、主に農協である。平成22年にはお荷先の79%が農協だったが、事業完了後(令和2年)には71%へと8ポイント減少し、市場お荷や消費者に直接販売、その他のお荷先が増加している。富山県全体も同様の傾向を示しており、本地域、富山県ともに流通の多様化が進んでいることがうかがえる。

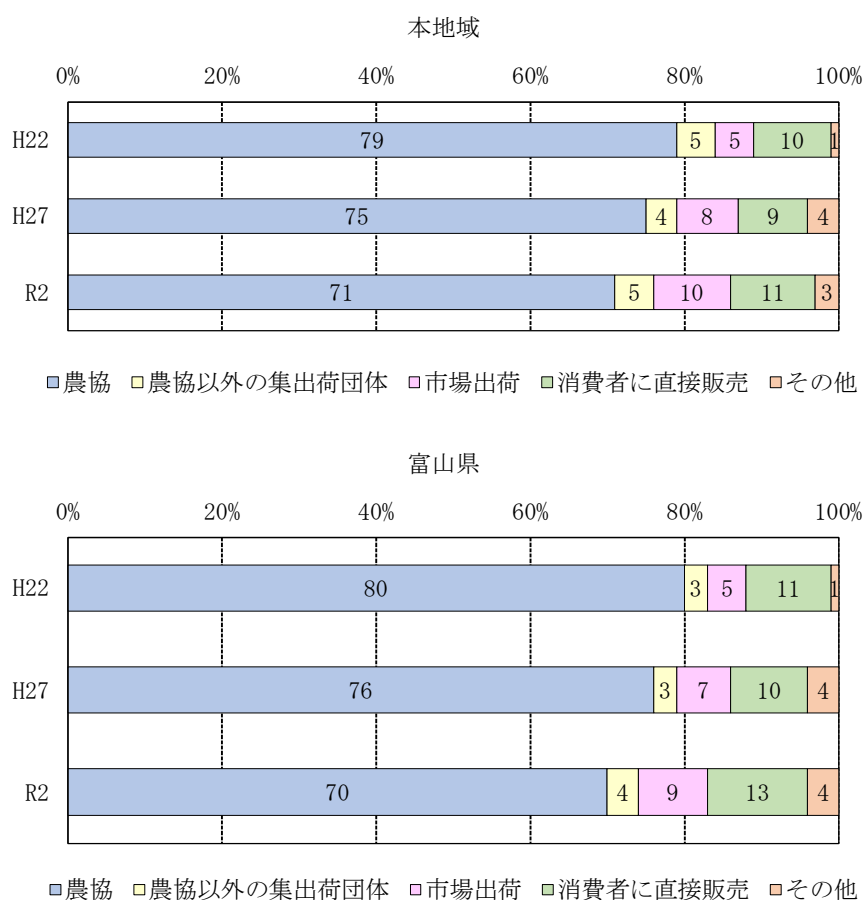


図 農産物のお荷先別の割合の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 農林業センサス2005(平成17年)以前は、農産物お荷先別経営体数の項目なし。

注) 市場お荷：卸売市場、小売業者、食品製造業、外食産業へのお荷。

注) 消費者に直接販売：直売所、インターネットによる販売等。

表 農産物の出荷先別の割合の推移

項目 地域	区分	出荷先別経営体数 (複数回答) (経営体)		出荷先別の割合(%)		H22年～R2年 の増減
		H22年	R2年	H22年	R2年	
本地域	農協	6,940	3,683	79	71	△8
	農協以外の 集出荷団体	408	231	5	5	0
	市場出荷	403	534	5	10	5
	消費者に 直接販売	853	576	10	11	1
	その他	112	178	1	3	2
	計	8,716	5,202	100	100	
富山県	農協	21,153	10,979	80	70	△10
	農協以外の 集出荷団体	790	556	3	4	1
	市場出荷	1,223	1,316	5	9	4
	消費者に 直接販売	2,773	1,929	11	13	2
	その他	315	616	1	4	3
	計	26,254	15,396	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 市場出荷：卸売市場、小売業者、食品製造業、外食産業への出荷。

注) 消費者に直接販売：直売所、インターネットによる販売等。

③ 主要家畜の飼養頭羽数の動向

- ▶ 飼養頭羽数、飼養経営体数、ともに減少傾向。
- ▶ 1経営体当たりの飼養頭数は採卵鶏が約40%増加。乳用牛、肉用牛、豚は減少。

本地域の家畜の飼養頭羽数は減少傾向にある。特に乳用牛の減少率は最も高く、事業実施前(平成17年)の1,157頭から事業完了後(令和2年)の189頭へと84%減少している。

また、飼養経営体数は減少傾向にあり、富山県全体も同様の傾向を示している。

1経営体当たりの飼養頭羽数は、同期間に採卵鶏は39%増加している。一方、乳用牛は63%、肉用牛は47%、豚は22%減少している。

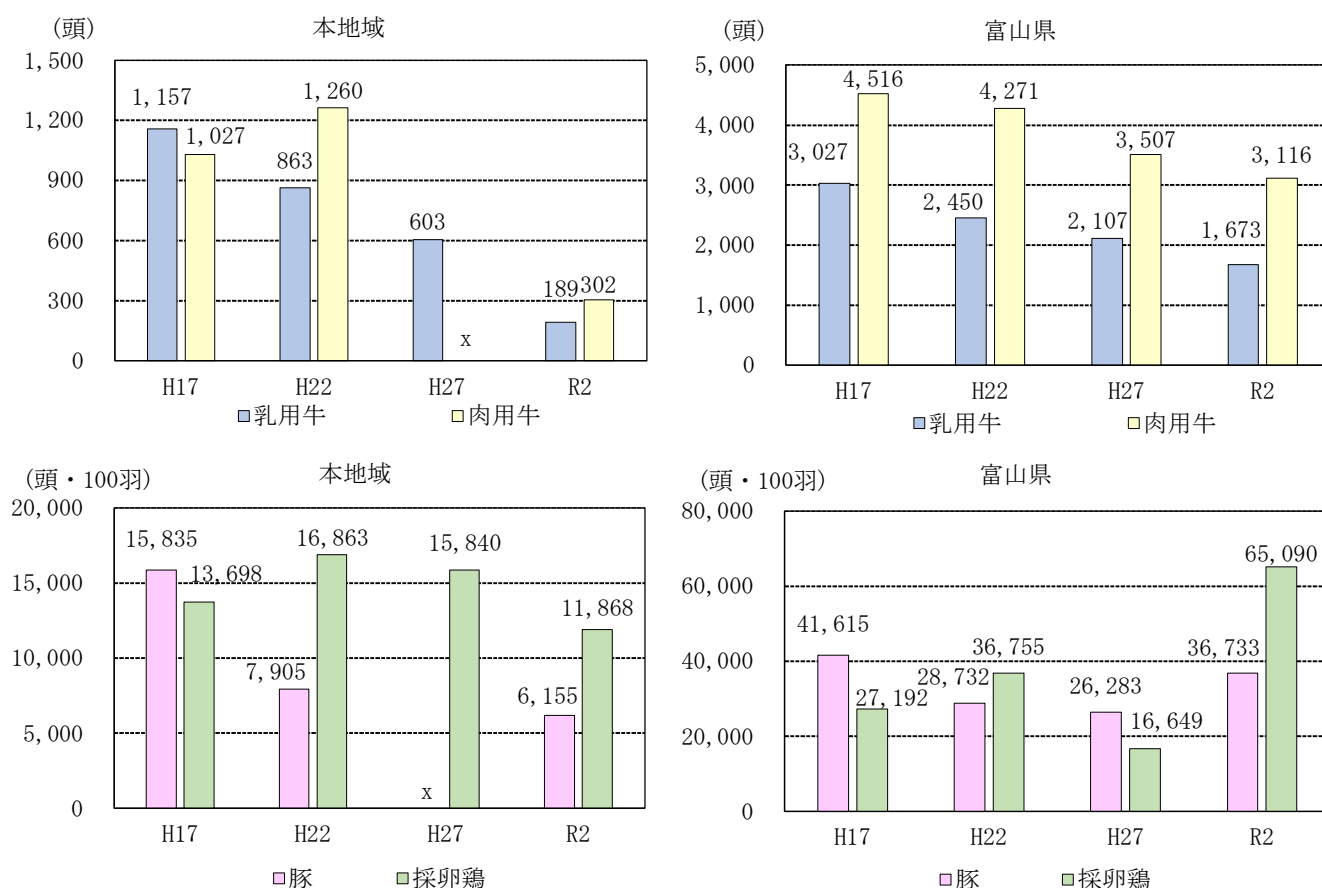


図 主要家畜の飼養頭羽数の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）「X」は秘匿を表す。

注）頭羽数の数値は秘匿を含む。

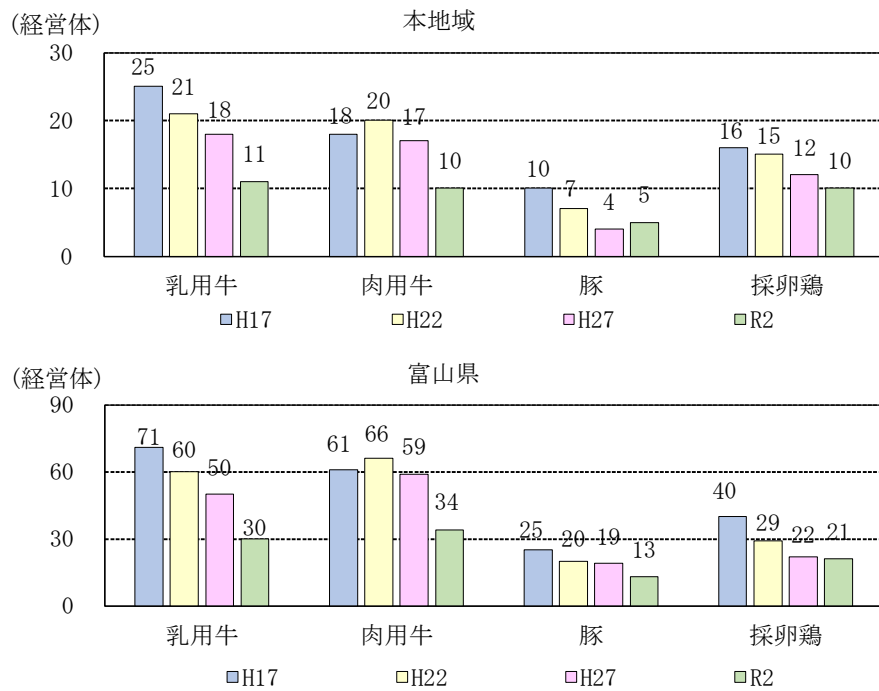


図 主要家畜の飼養経営体数の推移

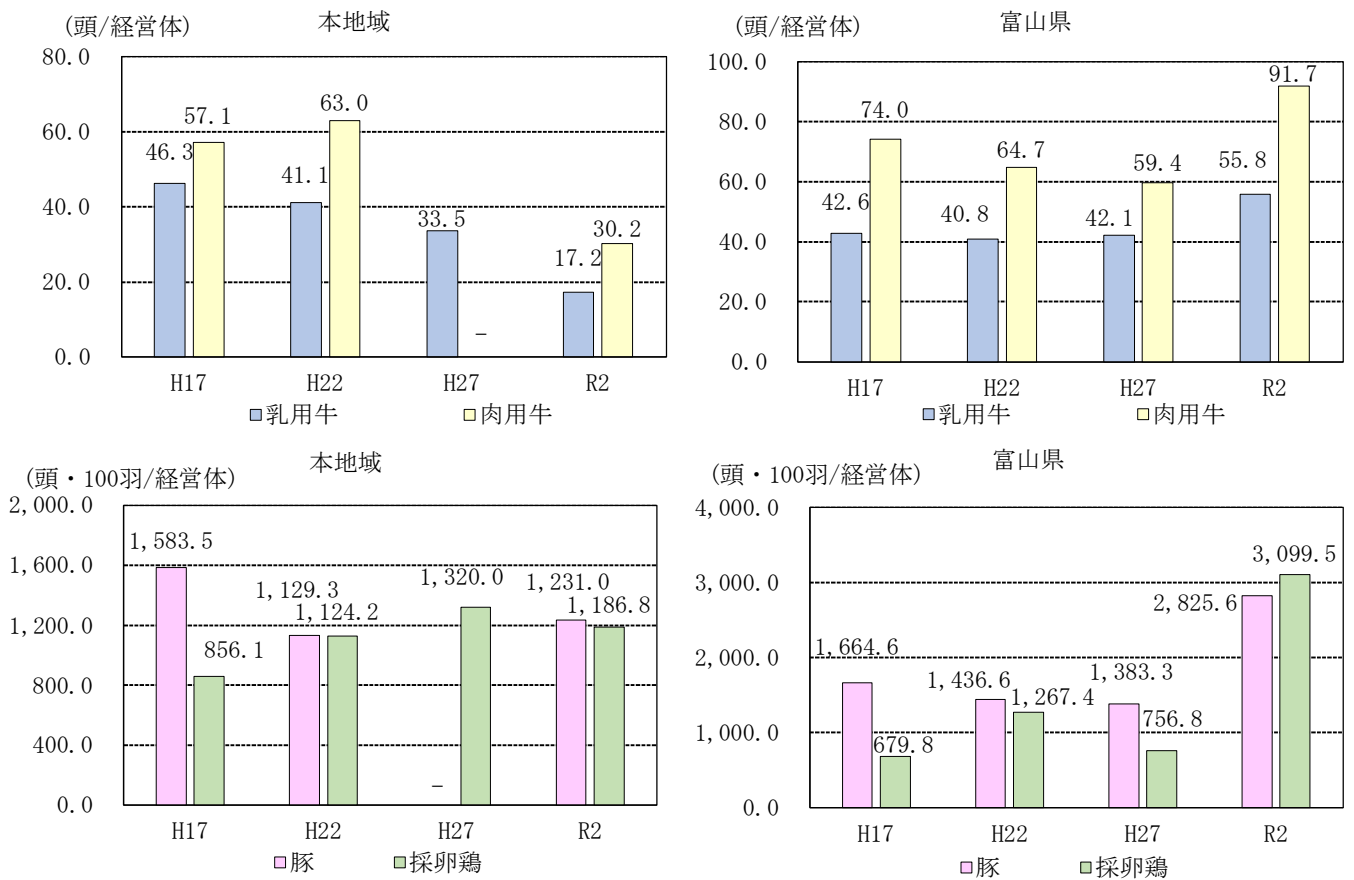


図 主要家畜の1経営体当たりの飼養頭羽数の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）「-」は算定不可を表す。

注）頭羽数の数値は秘匿を含む。

表 主要家畜の飼養頭羽数の推移

(単位：経営体、頭、100羽、頭/経営体、100羽/経営体)

項目 地域	区分		実数		H17年～R2年 の増減	H17年～R2年 の増減率(%)
			H17年	R2年		
本地域	乳用牛	飼養経営体数	25	11	△14	△56
		飼養頭数	1,157	189	△968	△84
		経営体当たり	46.3	17.2	△29.1	△63
	肉用牛	飼養経営体数	18	10	△8	△44
		飼養頭数	1,027	302	△725	△71
		経営体当たり	57.1	30.2	△26.9	△47
	豚	飼養経営体数	10	5	△5	△50
		飼養頭数	15,835	6,155	△9,680	△61
		経営体当たり	1583.5	1231.0	△352.5	△22
	採卵鶏	飼養経営体数	16	10	△6	△38
		飼養羽数	13,698	11,868	△1,830	△13
		経営体当たり	856.1	1,186.8	330.7	39
富山県	乳用牛	飼養経営体数	71	30	△41	△58
		飼養頭数	3,027	1,673	△1,354	△45
		経営体当たり	42.6	55.8	13.1	31
	肉用牛	飼養経営体数	61	34	△27	△44
		飼養頭数	4,516	3,116	△1,400	△31
		経営体当たり	74.0	91.7	17.6	24
	豚	飼養経営体数	25	13	△12	△48
		飼養頭数	41,615	36,733	△4,882	△12
		経営体当たり	1,664.6	2,825.6	1,161.0	70
	採卵鶏	飼養経営体数	40	21	△19	△48
		飼養羽数	27,192	65,090	37,898	139
		経営体当たり	679.8	3,099.5	2,419.7	356

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注）頭羽数の数値は秘匿を含む。

④ 類別作付面積の動向

- ▶ 類別作付面積は稲が約 8 割。稲の作付面積は減少しているが、割合は横ばい。
- ▶ 近年は麦類、雑穀、野菜類、その他の作物の面積が増加し、水田の汎用化や高収益作物の導入等が進んでいることがうかがえる。

本地域の事業完了後(令和 2 年)の類別作付面積は、稲が13,478haで全体の77%を占めており、事業実施前(平成17年)からは 6 % (790ha)減少しているものの、面積の割合は横ばい傾向にある。

また、近年では麦類、雑穀、野菜類、その他の作物の面積が増加傾向にあり、水田の汎用化や高収益作物の導入等が進んでいることがうかがえる。

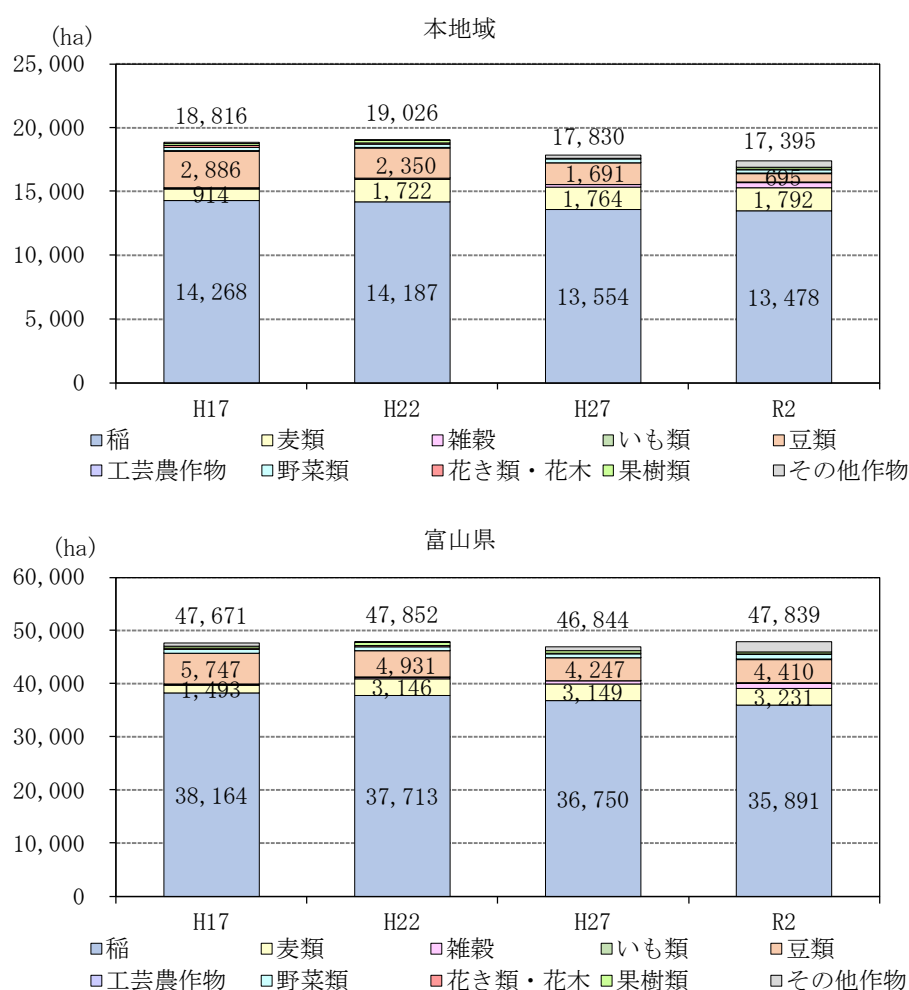


図 類別作付面積の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 数値は秘匿を含む。また、四捨五入しており各項目の合計と計が一致しないことがある。

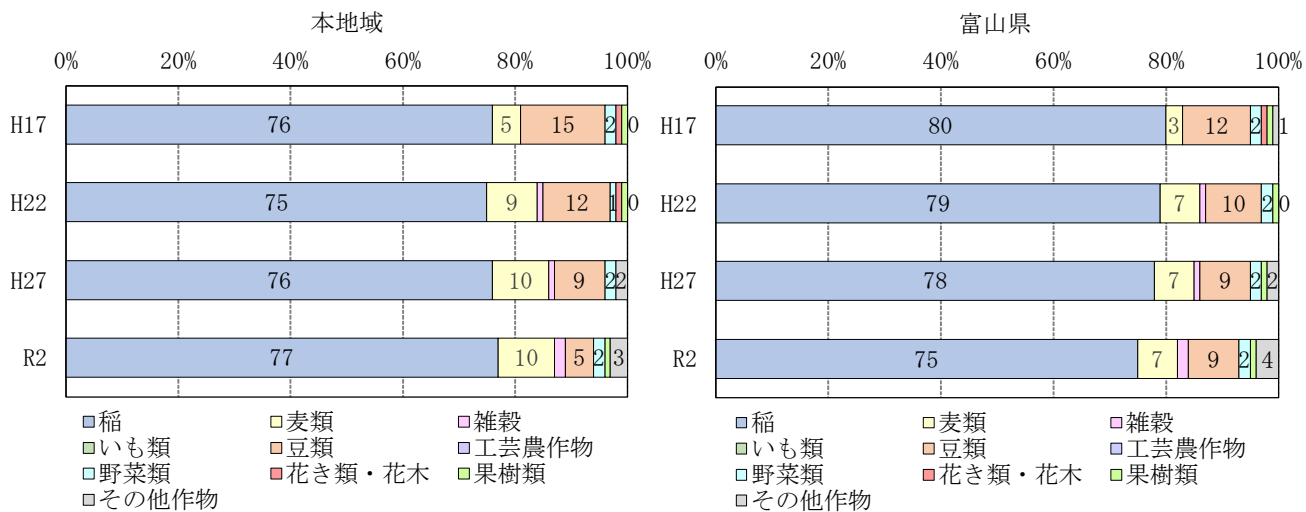


図 類別作付面積の割合の推移

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

表 類別作付面積の推移

項目 地域	区分	作付面積 (ha)		H17年～R2年 の増減 (ha)	H17年～R2年 の増減率 (%)
		H17年	R2年		
本地域	稲	14,268	13,478	△790	△6
	麦	914	1,792	878	96
	雑穀	44	409	365	830
	いも類	23	19	△4	△17
	豆類	2,886	695	△2,191	△76
	工芸農作物	28	7	△21	△75
	野菜類	270	294	24	9
	花き類・花木	124	44	△80	△65
	果樹類	176	145	△31	△18
	その他作物	83	512	429	517
	計	18,816	17,395	△1,421	△8
富山県	稲	38,164	35,891	△2,273	△6
	麦類	1,493	3,231	1,738	116
	雑穀	152	918	766	504
	いも類	87	53	△34	△39
	豆類	5,747	4,410	△1,337	△23
	工芸農作物	43	107	64	149
	野菜類	675	867	192	28
	花き類・花木	240	121	△119	△50
	果樹類	467	390	△77	△16
	その他作物	603	1,851	1,248	207
	計	47,671	47,839	168	0.4

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

注) 数値は秘匿を含む。また、四捨五入しており各項目の合計と計が一致しないことがある。

表 類別作付面積の割合の推移

項目 地域	区分	作付面積の割合(%)		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	稲	76	77	1
	麦類	5	10	5
	雑穀	0	2	2
	いも類	0	0	0
	豆類	15	5	△10
	工芸農作物	0	0	0
	野菜類	2	2	0
	花き類・花木	1	0	△1
	果樹類	1	1	0
	その他作物	0	3	3
	計	100	100	
富山県	稲	80	75	△5
	麦類	3	7	4
	雑穀	0	2	2
	いも類	0	0	0
	豆類	12	9	△3
	工芸農作物	0	0	0
	野菜類	2	2	0
	花き類・花木	1	0	△1
	果樹類	1	1	0
	その他作物	1	4	3
	計	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

⑤ 作物別作付面積の動向

- ▶ 水稻の作付面積は、緩やかに減少。
- ▶ 大麦、ねぎ、たまねぎの作付面積が増加傾向を示し、高収益作物の導入が進んでいる。

本地域の主要作物である水稻の作付面積は、事業実施前(平成17年)の14,980haから事業完了後(令和2年)の13,810haへと8%(1,170ha)減少している。

大麦は平成17年から平成27年には増加したが、平成27年から令和2年にかけては横ばい傾向にある。また、大豆は減少傾向にある。

ねぎ、たまねぎは増加傾向にあり、さといも、なす、はくさいは緩やかに減少しているが、高収益作物の導入が進んでいる。

富山県全体の推移をみると、若干の変動はあるものの、本地域と同様の傾向を示している。

なお、本地域の代表作物、野菜指定産地は以下のとおりである。

【代表作物】

水稻、大豆、大麦、なす、ねぎ、はくさい、さといも、だいこん、チューリップ球根、飼料作物、加工用米

【野菜指定産地】

さといも：砺波市、南砺市

なす：高岡市

ねぎ：高岡市、砺波市、南砺市

たまねぎ：砺波市、南砺市

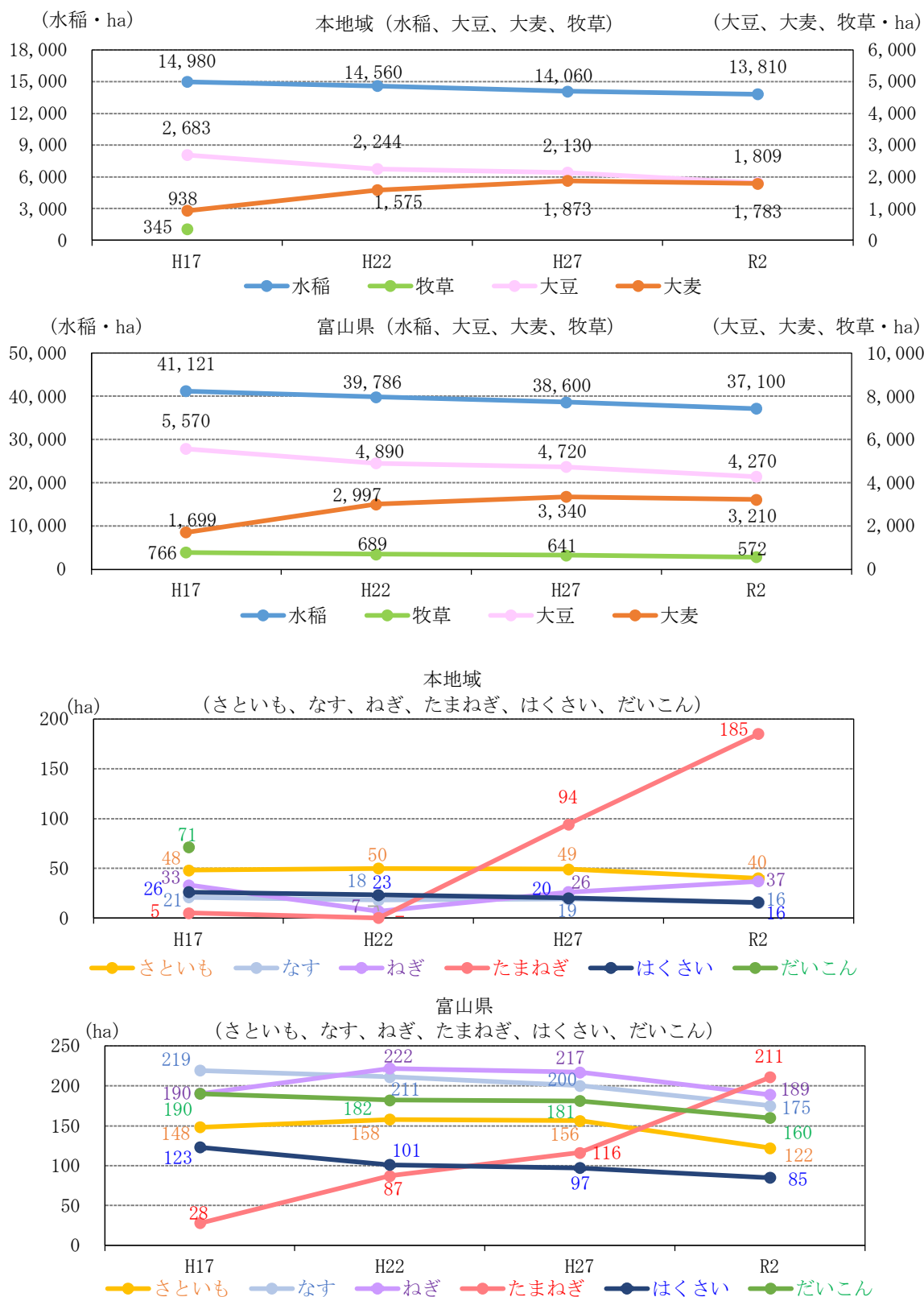


図 作物別作付面積の推移

出典：作物統計調査（農林水産省大臣官房統計部）

注) 平成22年以降は、「牧草」の市町村別公表はなし。

注) 大麦：二条大麦、六条大麦、裸麦の合計値。

注) 本地域および富山県の平成17年の「さといも」は秋冬さといも、「なす」は夏秋なす、「はくさい」は秋冬さくさいの数値。「だいこん」は夏だいこん、秋冬だいこんの合計値。「ねぎ」は夏ねぎ、秋冬ねぎの合計値。

表 作物別作付面積の推移

項目 地域	区分	作付面積 (ha)		H17年～R2年 の増減 (ha)	H17年～R2年 の増減率 (%)
		H17年	R2年		
本地域	水稻	14,980	13,810	△1,170	△8
	大豆	2,683	1,809	△874	△33
	大麦	938	1,783	845	90
	牧草	345	－	－	－
	さといも	48	40	△8	△17
	だいこん	71	…	－	－
	なす	21	16	△5	△24
	ねぎ	33	37	4	12
	たまねぎ	5	185	180	3600
	はくさい	26	16	△10	△38
富山県	水稻	41,121	37,100	△4,021	△10
	大豆	5,570	4,270	△1,300	△23
	大麦	1,699	3,210	1,511	89
	牧草	766	572	△194	△25
	さといも	148	122	△26	△18
	だいこん	190	160	△30	△16
	なす	219	175	△44	△20
	ねぎ	190	189	△1	△1
	たまねぎ	28	211	183	654
	はくさい	123	85	△38	△31

出典：作物統計調査（農林水産省大臣官房統計部）

注）「…」は調査を欠くものを表す。

注）平成22年以降は、「牧草」の市町村別公表はなし。

注）大麦：二条大麦、六条大麦、裸麦の合計値。

注）本地域および富山県の平成17年の「さといも」は秋冬さといも、「なす」は夏秋なす、「はくさい」は秋冬さくさいの数値。「だいこん」は夏だいこん、秋冬だいこんの合計値。「ねぎ」は夏ねぎ、秋冬ねぎの合計値。

(3) 農業施策への取組

① 人・農地プランの取組状況

▶ 人・農地プランの実質化に基づく優良農地の集積・集約が進展。

本地域では、高齢化や後継者不足などによる人と農地の問題を解決するための集落や地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」が作成されている。令和元年度から、人・農地プランをより実効性のあるものに見直し、これを核に担い手への農地の利用集積・集約化を加速していくため、「人・農地プランの実質化」に向けた取組を進めており、本地域では99地区のプランが作成された。農業経営基盤強化促進法の一部改正(令和5年4月1日施行)に伴い、これまでの「人・農地プラン」を土台として、新たに「地域計画」を策定することが法定化された。関係市では、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が見直され、農用地の利用集積、経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するために、集落・地域での話し合いに基づく、「地域計画」が策定・実現できるように推進事業を行い、農地集積及び集約化に取り組んでいる。

表 実質化された人・農地プラン一覧表

項目 地域	作成地域数 (令和4年3月末時点)
本地域計	99
富山県計	240

出典：北陸農政局調べ

※富山県全体のプラン数は令和2年3月時点

用語解説

- 人・農地プラン …平成24年度からの取組で、集落等の農業者が徹底的に話し合い、将来の集落の中心となる担い手は誰か、そこへどうやって農地を集めるかなどを明らかにしたプラン。
- 人・農地プランの実質化 …「人・農地プラン」を確実に実施するため、アンケート調査や話し合いを通じて地図により現況を把握した上で、集落の中心となる担い手に農地を集める等の将来方針を作成し実践する取組。
- 地域計画 …地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもの。

② 農地集積・集約状況

▶ 農地中間管理機構を利用した担い手への農地集積が進展。

農地中間管理機構は、「信頼できる農地の中間的受け皿」として、平成26年度に全都道府県に設置され、富山県では「富山県農林水産公社」が、農地の有効利用や農業経営の効率化を図るための農地の貸借や管理等を行い、担い手への農地集積・集約化を推進している。

本地域の農地中間管理機構の仲介による借受け及び転貸の令和5年度における面積は、それぞれ5,050ha、5,050haとなっている。

表 令和5年度農地中間管理事業への取組状況

項目 地域	借受面積 (ha)	転貸面積 (ha)
本地域計	5,050	5,050
富山県計	12,671	12,671

出典：令和5年度農地中間管理事業実施報告書
(公益社団法人富山県農林水産公社)

用語解説

■農地中間管理機構

平成26年度に全都道府県に設置され、農地を貸したいとき、農地を借りたいとき、分散した農地をまとめたときに利用する「信頼できる農地の中間的受け皿」機関。

また、本地域の取組事例として、南砺市高屋地区では、新たな担い手の確保に向けて地区内の普及員が人・農地プランの話し合いの場を設置し、集落営農法人と農業法人の双方の意向がマッチするように農地配分を行った。その結果、担い手への集積面積(集積率)は12.8ha(43.8%)から、約2倍の23.5ha(80%)まで上昇した。

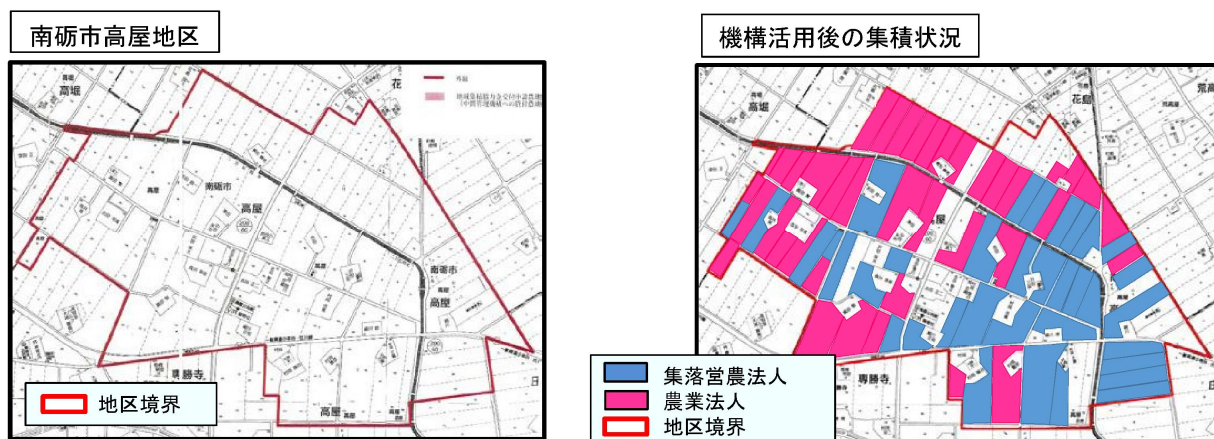


図 南砺市高屋地区の取組事例

出典：農地中間管理事業の優良事例集（農林水産省 平成29年6月版）

③ 担い手育成支援

▶ 地域全体で若手営農者を含む幅広い世代の新規就農者への支援を推進。

本地域では、地域農業を支える技術・経営に優れた意欲ある担い手の育成に向けた取組が展開されている。

富山県内では、県内の就農希望者向けの情報をまとめて発信する「とやま就農ナビ」や富山県の農業の担い手を育成するため、就農希望者が本県の営農条件に即した農業の基礎知識や実践的技術を体系的に習得できる研修が実施されている「とやま農業未来カレッジ」が設置されており、新規担い手が就農研修しやすい環境になっている。

また、本地域内にあるＪＡ高岡では、「若手農業者のつどい」を開催し、地域の農業生産の維持拡大を図るとともに、参加者の親睦を深め、活発な意見交換の場を創出している。また、ＪＡとなみ野でも、野菜栽培研修を行うことにより、参加者に新たな作物を栽培するきっかけづくりをしている。

関係市においても、新規就農者経営支援事業やスタートアップ支援事業を展開している。高岡市では国の農業次世代人材投資資金の対象とならない50歳～59歳で農業経営を開始した新規就農者を、南砺市では就農開始時50歳～65歳未満の新規就農希望者をそれぞれ対象とした事業を実施している。本地域は農業従事者の高齢化が顕著であるため、幅広い世代の新規就農者を確保・支援する補助制度が充実している。



**若手農業者のつどい
(高岡ＪＡ会館開催)**

出典：t-jan
(ＪＡ高岡広報誌 平成31年１月号)



**研修の様子
(砺波市庄川町)**

出典：ふれあいとなみ野
(ＪＡとなみ野広報誌 平成30年８月号)

④ 新規就農者の動向

- ▶ 新規就農者数は増加傾向。
- ▶ 新規参入経営体数は概ね一定の水準で推移。
- ▶ 近年における1経営体当たりの取得農地面積は、1ha以上である。

新規就農者数は、令和元年度の4人から増加傾向にある。

新規参入経営体数は、令和元年度の5経営体以降、概ね一定に推移している。

新規参入経営体が取得した農地面積(ha)は年による差が大きく、1経営体当たりの取得面積は、令和3年度が2.4ha、令和4年度が1.2ha、令和5年度が1.5haであり、近年は1ha以上となっている。

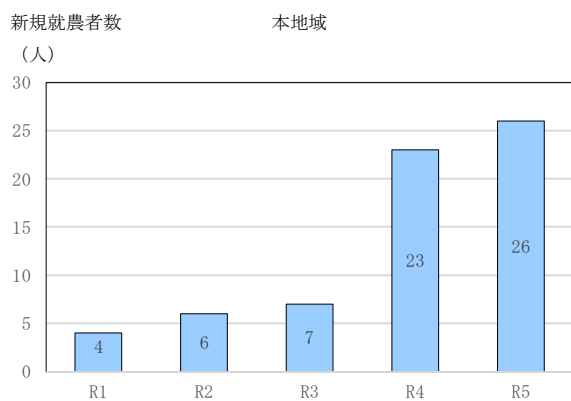


図 新規就農者数の推移

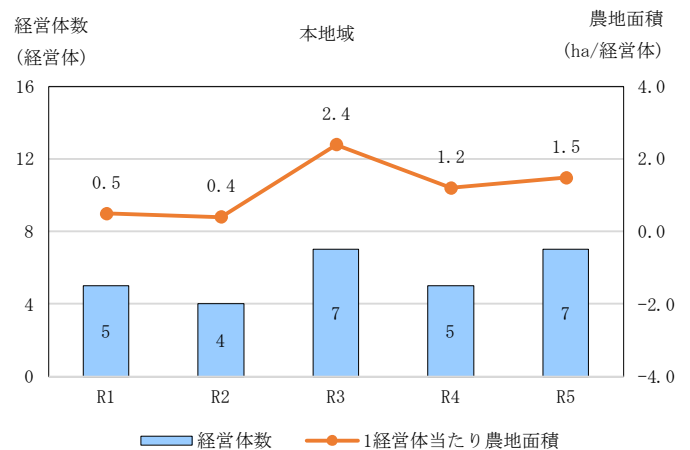


図 新規参入経営体数と1経営体当たり取得農地面積の推移

表 新規就農者の推移

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
新規就農者数(人)	4	6	7	23	26

表 新規参入経営体数と1経営体当たり取得農地面積の推移

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
新規参入経営体数 (経営体)	5	4	7	5	7
1経営体当たり取得農地面積 (ha/経営体)	0.5	0.4	2.4	1.2	1.5

出典：全国農業会議所

【新規就農者の事例】

▼高岡市の事例（水稻、野菜（たまねぎ）経営）

○経営概況（令和4年6月時点）	
・個人(家族)経営 ・水稻 7ha ・たまねぎ 20a	
○農業を始めたいきさつ	
もともと実家が兼業農家であり、農業生産法人に住み込みで研修を受け、農業者大学校に3年間通い、就農した。	
○特徴的な取組（6次産業化）	
直売所に併設されたレストランを経営しており、オリジナルレシピのドレッシングを製造するために、たまねぎ栽培を開始して商品化し、6次産業化を展開している。	

たまねぎ栽培

人気のドレッシング

▼砺波市の事例（水稻、野菜（たまねぎ）経営）

○経営概況（令和4年6月時点）	
・個人経営 ・水稻 22ha ・たまねぎ 3ha ・にんじん 50a	
○農業を始めたいきさつ	
家が兼業農家であり、もともとは稲作主体であったが、作付体制のバランスを考え、にんじん・たまねぎを導入した。	
○特徴的な取組（機械化）	
作業の効率化を図るためにこれまで人が手作業で行っていた作業をすべて機械化し、「誰でもできる農業」を目標とし、作業の効率化と生産性の向上を図る。	

田植え作業

スプリンクラーによる散水

出典：富山県内若手農業者の就農事例集 R4. 8

⑤ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る取組

▶ 農地の草刈りや水路の泥上げ等の活動は地域全体で実施。

本地域では、多面的機能支払交付金の取組が富山県の4割程度を占めており、県内でも地域の共同活動が比較的多く実施されている。

表 令和5年度における多面的機能支払交付金の取組

項目 地域	農地維持支払		資源向上支払(共同)		資源向上支払(長寿命化)	
	対象 組織数	認定農用地 面積(ha)	対象 組織数	認定農用地 面積(ha)	対象 組織数	対象農用地 面積(ha)
関係市	463	16,704	415	15,704	129	4,781
富山県	1,042	42,095	903	38,647	338	14,289

出典：富山県多面的機能推進協議会

取組事例

よなみ 【江波環境保全委員会（砺波市 取組面積：114.1ha）】

本地区は、本制度の創設時から自然と地域の共生を目指して、農業者と地域住民とが一丸となり保全活動に取り組んでいる。児童クラブ(児童と保護者)による農業用水を活用したビオトープへの水生植物の植栽をはじめ、法面の抑草ネット張り、チューリップの植栽、令和2年度からは「田んぼダム」に取り組んでいる。令和3年度北陸農政局多面的機能発揮促進事業優良活動表彰(多面的機能支払部門)を受賞。



児童クラブによる水生植物植栽



水田貯留版設置(田んぼダム)

出典：北陸農政局(令和3年度北陸農政局多面的機能発揮促進事業優良活動表彰概要)

用語解説

- 多面的機能支払交付金 …農業・農村の有する多面的機能を今後とも適切に維持・発揮させるとともに担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。農地維持支払交付金、資源向上支払交付金から構成される。
- 農地維持支払 …農地の草刈りや水路の泥上げ等、農地の維持に係る経費の支援。
- 資源向上支払 …水路や農道の補修、花の植栽等、資源の向上を図る経費の支援。
- 共同活動 …水路のひび割れや農道の部分的な補修等を行うための活動。
- 長寿命化 …水路の漏水箇所の補修や未舗装農道の舗装等、施設をより長く使えるようにするための活動。

⑥ 環境保全型農業の取組

▶ 環境保全型農業直接支払交付金の実施件数は、毎年一定数あり、実施面積は年々増加傾向にある。

本地域における環境保全型農業直接支払交付金の実施件数は、近年は一定数で推移しており、県の約4割を占めている。

また、実施面積については、富山県全体は年々減少傾向にあるが、関係市では年々増加している。関係市では、主に南砺市が盛んに取り組まれており、次いで高岡市が多くなっている。

南砺市では堆肥の施用・カバークロップを、高岡市では地域特認取組を中心に取り組んでいた。地域特認取組では冬期湛水が主に取り組まれていた。

表 環境保全型農業直接支払交付金の取組状況

区分	地域名	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施件数	関係市	25	26	25	25	21
	富山県	63	60	56	57	44
実施面積(ha)	関係市	300	303	304	314	300
	富山県	703	638	647	629	632

表 環境保全型農業直接支払交付金の令和5年度の取組状況詳細

区分	地域名	支援対象取組別									
		堆肥の施用	カバークロップ	リビングマルチ	草生栽培	不耕起播種	長期中干し	秋耕	有機農業	地域特認取組	計
実施面積(ha)	高岡市	12	5	-	-	-	-	-	-	41	58
	砺波市	2	8	-	-	-	-	-	0	11	22
	小矢部市	-	8	-	-	-	-	-	8	-	17
	南砺市	105	70	-	-	-	-	0	28	-	203
	関係市計	119	91	-	-	-	-	0	36	52	300
	富山県	181	146	-	-	-	11	20	148	126	632

※表中の数値については、表示単位を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

※「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）。「-」：事実のないもの。

出典：農林水産省 生産局（環境保全型農業直接支払交付金の実施状況）

用語解説

- 環境保全型農業直接支払制度 …平成23年度から化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援制度。
- 地域特認取組 …地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

⑦ 農泊・都市農村交流

- ▶ 地域の貴重な文化遺産である散居村や農業体験ツアーによる都市農村交流と豊かな自然環境と地域資源を活かした農泊の推進。

近年、ライフスタイルや働き方が多様化する中で、若い世代を中心に都市部から農山漁村への田園回帰の傾向があり、総務省の『『田園回帰』に関する調査研究報告書』によれば、都市部住民の農山漁村地域への移住の意識調査では、若い世代を中心に全体で約3割が移住に関心があるとされている。

砺波市では、豊かな自然(散居村)と地域伝統文化を活用した都市農村交流施設である「となみ散居村ミュージアム」を設置し、地元の特産品を用いたイベントや、地区に広がる散居景観などとの連携・活用を図り、一層の交流人口の増加を目指しており、積極的な都市農村交流に取り組んでいる。また、コシヒカリオーナー制度による農業体験ツアーなどを通して都市と農村の交流を図っている。

南砺市では、4つの協議会が農泊推進対策採択地域となるなど豊かな自然環境と地域資源を活かした農泊を通じた交流人口の増加による地域づくりを推進している。



となみ散居村ミュージアム

農業体験ツアー（稲刈り）

出典：農林水産省HP

新・もっともっと地産地消推進戦略（砺波市地産地消推進会議 平成31年3月）

用語解説

- コシヒカリオーナー制度…田を区画単位で年間契約している「オーナー」に対し、砺波農業公社で生産・収穫する特別栽培米「散居のかおり」を優先的に提供している制度。その他、農産物の発送や農業イベントへの参加等も行っている。
- 農泊…農山漁村に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。

⑧ 農産物の輸出

▶ 地域の農産物の輸出拡大を推進。

国内消費者の低価格志向、人口減少や高齢化による農林水産物・食品消費の減少見込みを受け、農業・農村の持続性確保と、農業の生産基盤維持のため、食料・農業・農村基本計画(令和7年4月、閣議決定)において、国際的な食市場の拡大や市場開拓を見据え、輸出向けの生産を推進していくこととしている。

富山県では、令和2年時点において12億円である輸出額を令和4年度～令和8年度までの5年間で10倍の120億円にする「とやま輸出ジャンプアップ計画」が令和4年3月に策定された。

本地域でも、チューリップ球根や麴食品、ゆず果汁やゆずを活かした調味料などをアジア諸国だけでなく、欧米諸国にも輸出しており、地域の農産物の輸出に積極的に取り組んでいる。

表 品目ごとの輸出実績

項目	年度	輸出額・輸出量	出荷時期	備考
チューリップ 球根	R 2 年	16,500 球	12月～1月	平成27年度 から輸出開始
	R 3 年	13,240 球		
	R 4 年	15,990 球		
ゆず果汁 ゆず調味料	R 元年	4,100万円	通年	平成20年度 から輸出開始
	R 2 年	3,900万円		
	R 3 年	6,000万円		

出典：北陸農政局HP



チューリップを通じた都市交流

出典：北陸農政局HP



麴食品



ゆず製品

⑨ 水稻種子受託の取組

- ▶ 富山県の水稲種子受託量は全国1位であり、本地域は日本の米づくりを支える重要な生産地である。

富山県の水稲種子受託量は全国1位で、そのうち県外流通量の6割以上をJAとなみ野が担っている。コシヒカリを中心に約40品種の水稲種子を生産しており、全国44都府県で使用されている。

令和5年9月にはJAとなみ野稲種センターが竣工され、生産体制の強化を図った。施設再編により調製能力が向上し、種子消毒施設が機能改修され、効率的な運営が可能となり、種子管理システムと連動した計画作付から販売まで一元管理できるようになった。本地域における水稲種子の生産は、日本の米づくりを支える重要な役割を担っており、重要な生産地である。



JAとなみ野稲種センター



自動計量包装機



ラック式倉庫



色彩選別機

出典：ふれあいとなみ野(JAとなみ野広報誌 令和5年10月号)

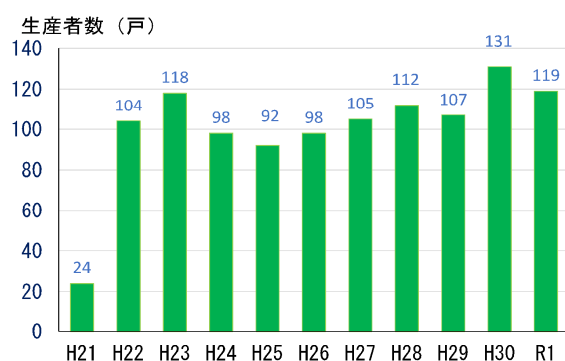
⑩ 複合経営への取り組み

- ▶ 本地域における持続可能な農業を展開するため、米に特化した生産構造から脱却し、複合経営の導入を推進している。

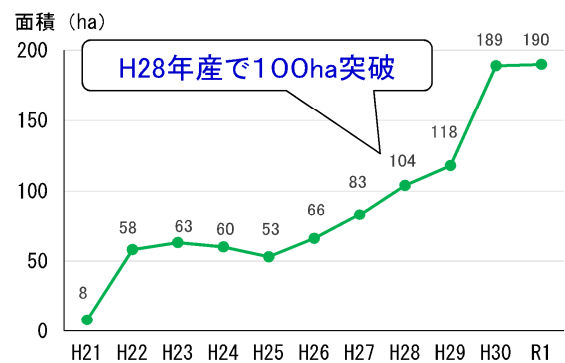
本地域は、耕地面積に占める田の割合が97%と高く、米に特化した生産構造である。近年、農事組合法人等の大規模経営体が増え、持続可能な農業を展開するため、米に特化した生産構造から脱却し、複合経営の導入による農業経営の強化が必要となった。

そこで、J Aとなみ野では、平成20年から複合経営の導入に向けた品目の選定等を始め、たまねぎを戦略品目として取り組みを続けてきた。本事業による排水機能の回復による農地の湛水被害の防止等が進められた中で、平成21年は8 haだった作付面積が、令和元年では190haと約20倍（J Aとなみ野管内）となり、産地化が図られた。収穫されたたまねぎは、東京市場や加工業者に出荷されている。

排水対策や病害への対応を示した「育苗マニュアル」や「栽培マニュアル」等を作成し、さらなるたまねぎ産地の発展を目指している。



生産者の推移



作付面積の推移



生産量の推移



たまねぎ収穫の様子

出典：農林水産省（J Aとなみ野複合経営への取組 富山県 J Aとなみ野経済部記載）

2. 事業により整備された施設の管理状況

(1) 農業排水の概要

▶ 農業排水は用排水兼用水路により、庄川と小矢部川水系の6河川へ排出。

本地区の排水は、県営かんがい排水事業等により造成整備された用排水兼用水路により、一級河川庄川と一級河川小矢部川水系（横江宮川、黒石川、岸渡川、祖父川、千保川）の6河川に排出している。

本事業により、用水路の前に分土工を作り、洪水時には分水操作を行い排水路へ導水することでピークカットを行い、湛水被害を軽減する。

(2) 施設の概要

▶ 本事業で整備された施設は、排水路3路線（庄川放水路、荒又排水路、岸渡排水路）、洪水調整池2か所（荒又洪水調整池、岸渡洪水調整池）、排水管理施設1式。

① 排水路

庄川放水路は、従来の水路（二塚排水路、新川原川、船戸口用水路）に接続させ、これまで小矢部川に排水されていた洪水の一部をより排水能力の高い庄川へ排水するための新規水路である。

荒又排水路は、荒又川の通水能力不足区間の改修を不要とするために新設されたバイパス水路である。

岸渡排水路は、岸渡川の通水能力不足区間の改修を不要とするために新設されたバイパス水路である。

表 排水路の諸元一覧

	受益面積	排水量	延長			構造	勾配	主要構造物	備考
			開渠	トンネル	計				
				その他					
庄川放水路	(106) 2,264	32.89	5.8	1.1	6.9	コンクリート三面張 コンクリート暗渠	1/400	落差口8か所	新設、改修 ()は、荒又排水路及び岸渡排水路との重複分で内数
荒又排水路	< 218> 982	11.88	－	7.3	7.3	コンクリート暗渠	1/350	落差口8か所 洪水調整池 1箇所	新設 < >は、庄川放水路及び岸渡排水路との重複分で内数
岸渡排水路	[183] 3,255	12.14	3.2	1.5	4.7	コンクリート三面張 コンクリート暗渠 コンクリートブロック積	1/270	落差口3か所 洪水調整池 1箇所	新設、改修 []は、庄川放水路及び荒又排水路との重複分で内数
計	{ 218} 6,212	56.91	9.0	9.6	18.6				{ }は、庄川放水路、荒又排水路及び岸渡排水路の重複分で内数



庄川放水路



荒又排水路



岸渡排水路

出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

② 洪水調整池

岸渡洪水調整池及び荒又洪水調整池は、洪水を貯留し、洪水の最大流量を減少させるために造成された。

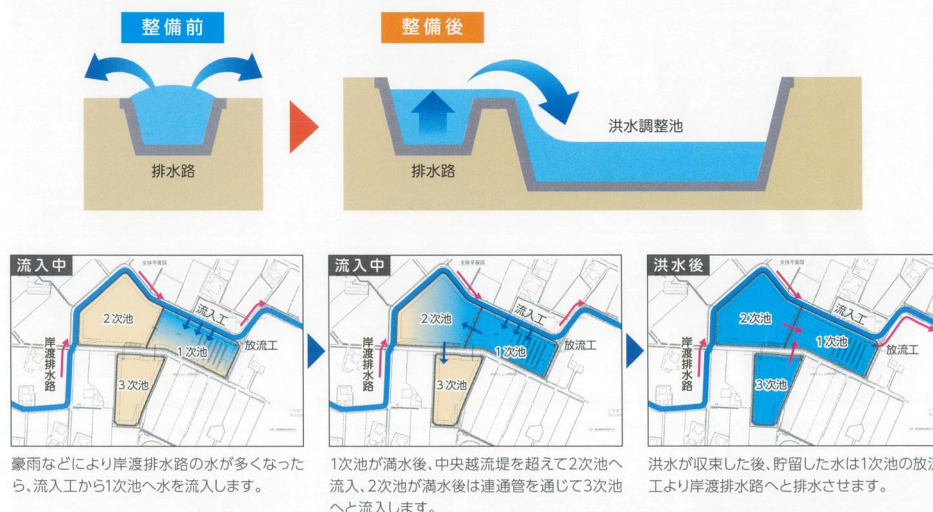
表 洪水調整池の諸元

名称	越流堰高	満水位	有効水深	容量
岸渡洪水調整池	30.80m	30.80m	2.50m	71,000m ³
荒又洪水調整池	40.50m	40.50m	3.50m	16,100m ³

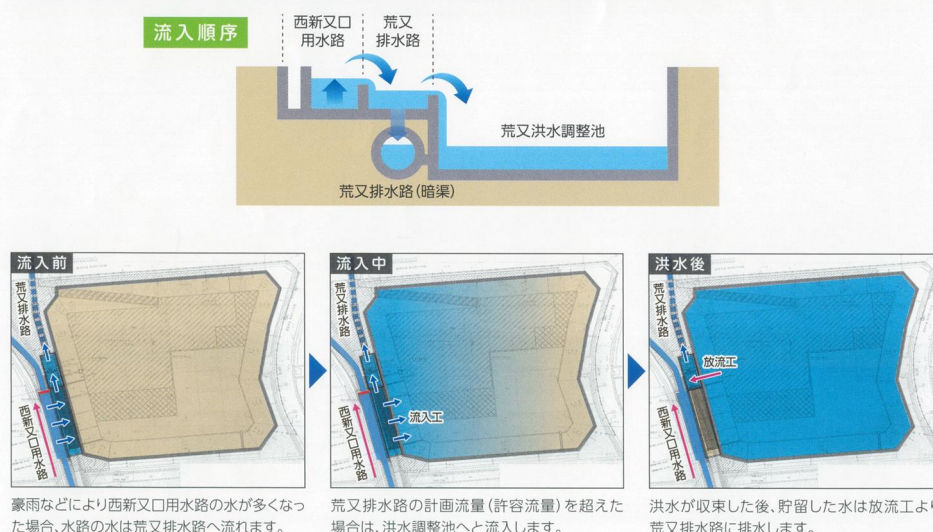
出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

岸渡洪水調整池のしくみ

洪水調整池は洪水時、水路の水が増えた場合、水路の水を流入させて一時的に貯留し、流出量を調整する施設で、下流の排水路への排水を少なくし、負荷を軽減することができます。なお、洪水調整池に貯留した水は、洪水が収束した後で、安全を確認しながら徐々に下流域へと排水します。



荒又洪水調整池のしくみ



出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」パンフレット（北陸農政局）

③ 排水管理施設

本地区の排水は、樹状に分岐合流を繰り返しつつ流下する複雑な排水系統である。

このような排水系統にあって、洪水時に迅速な排水管理を行うため、中央管理所（親局）を設置し、分水操作を行うための子局、孫局を設置した。

表 排水管理施設の諸元

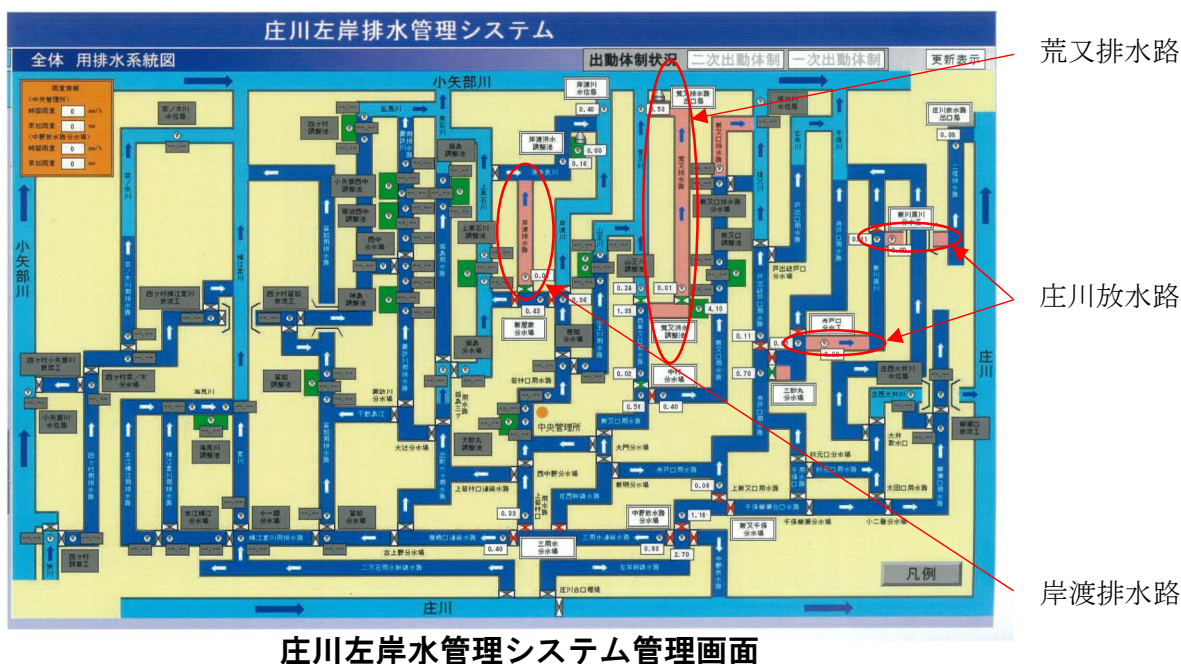
名称	構造	規模	数量	備考
排水管理施設	遠方監視制御	中央管理所(親局) 子局及び孫局	1 式	



庄川合口用水会館



中央管理所



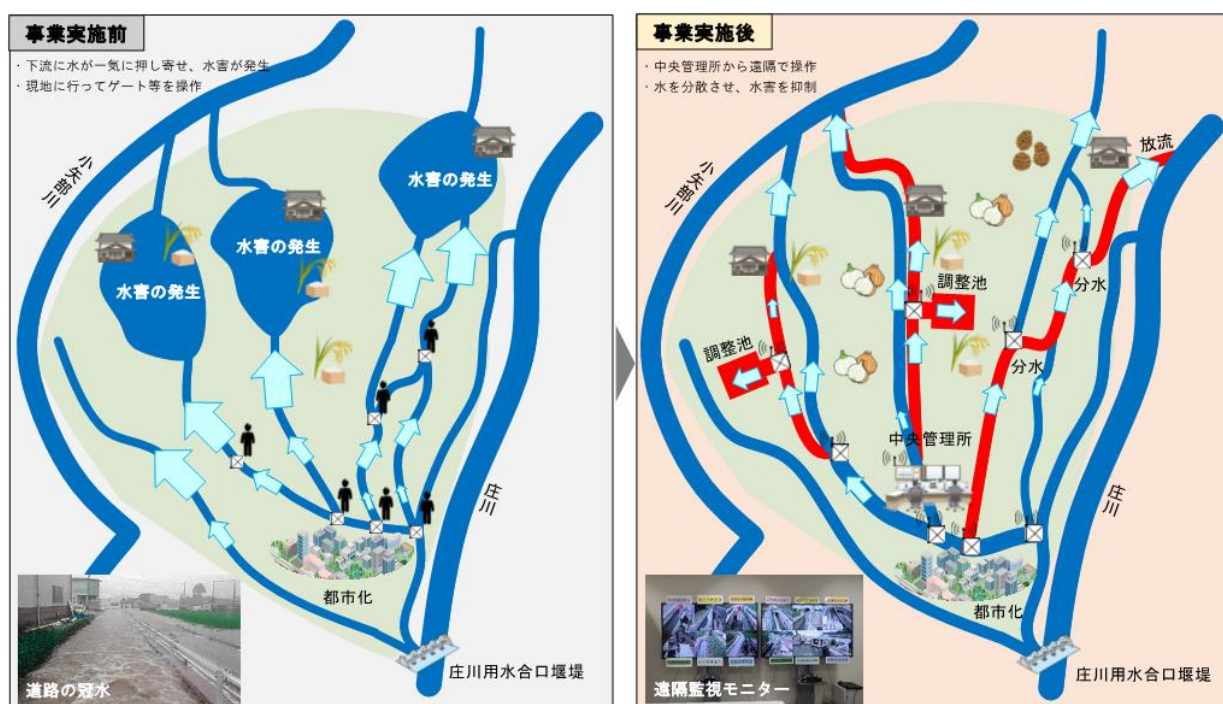
出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

(3) 施設の利用状況

- ▶ 本事業で整備された施設は、降雨時には排水管理施設で分土工のゲート进行操作することにより排水能力の高い水路へ洪水を排水している。また、降水量が多い場合は、洪水を洪水調整池に一時貯留させ、下流水路への流出を調整している。

2023年(令和5年)7月12日から13日にかけて発生した降雨は、24時間雨量176.0mm(1時間最大雨量55.0mm/h)で、富山气象台観測が始まって以来最大規模の降雨である。

この降雨を受けて、岸渡洪水調整池では計画容量71,000m³が満水となるまで、荒又調整池では計画容量16,100m³のうち96.2%にあたる約15,500m³の洪水を、それぞれ一時貯留し、下流水路への流出を調整することで下流排水路の排水能力を補完した。また、各分水場においては、小矢部川から、より排水能力の高い庄川へ排水するよう流域を変更するように分水した。これにより、流域の湛水被害軽減に寄与した。



本地域における事業実施前後の排水概要図

出典：北陸農政局作成

（４）施設の管理状況

- ▶ 各施設は、砺波市、高岡市及び関係土地改良区に管理委託されている。
操作・管理は関係者により構成される協議会により行われている。

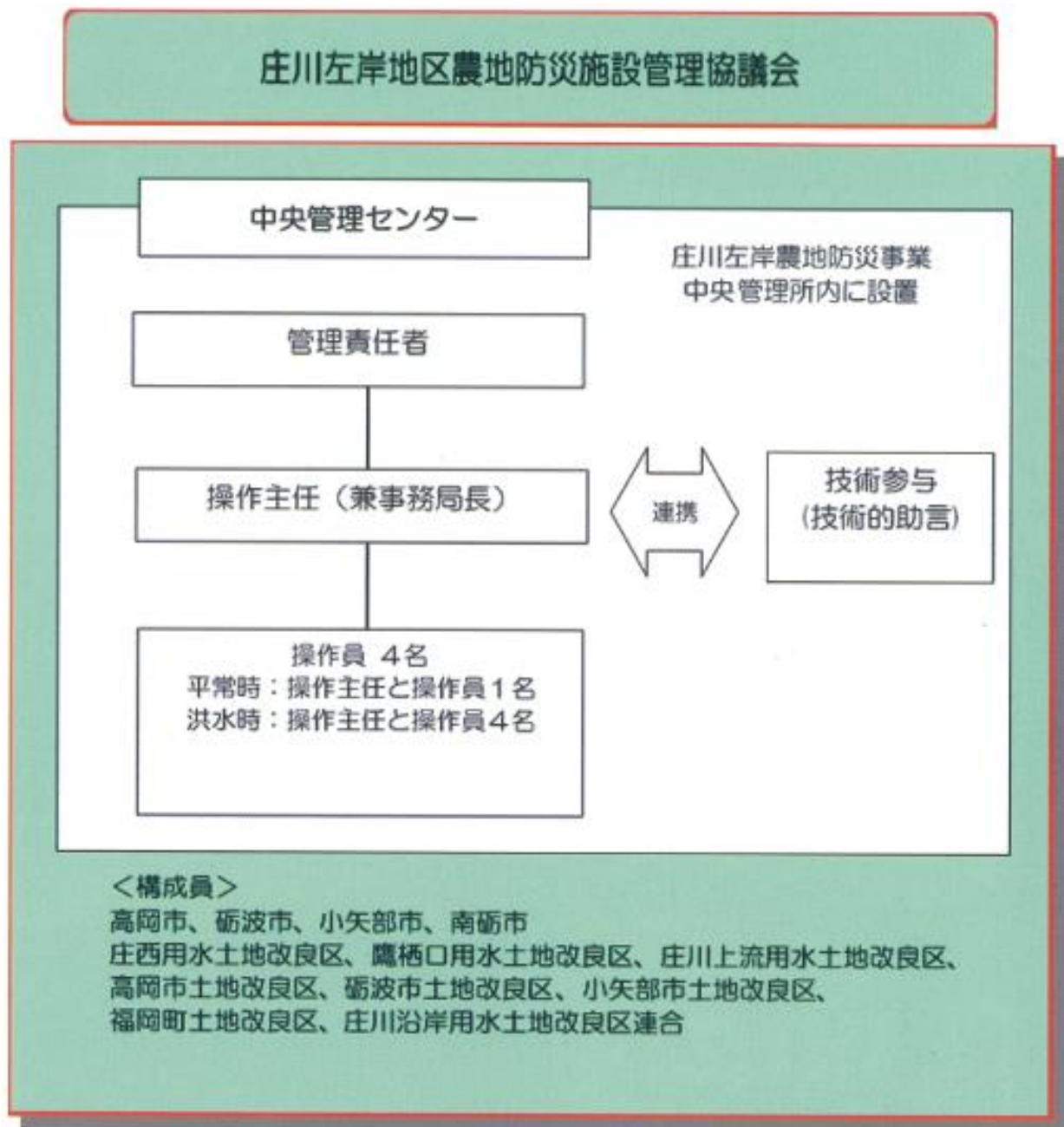
本地区では、地区内に広範囲に点在する用排水施設の分水比を調整することにより、洪水被害の未然防止を図っている。

このため、施設を一体的に操作する体制の整備が必要であったことから、操作・管理を関係４市及び８土地改良区により構成する「庄川左岸地区農地防災施設管理協議会」（平成28年12月20日設立）によって行っている。

表 施設の管理体制

施設名	施設区分	施設管理者	管理区分
庄川放水路	放水路上流部	庄西用水土地改良区	他者財産
	放水路下流部	高岡市	管理委託
	舟戸口分水工、新川原川分水工		
荒又排水路	荒又排水路（属地により区分）	高岡市	管理委託
	荒又排水路（属地により区分）	砺波市	管理委託
	荒又洪水調整池（荒又分水工含む）		
岸渡排水路	岸渡排水路（中村川区間）	庄西用水土地改良区	他者財産
	岸渡排水路（源多良川区間）		管理委託
	岸渡排水路（新設区間）	砺波市	管理委託
	岸渡洪水調整池		
排水管理施設	中央管理所・子局・孫局	砺波市	管理委託
	中野放水路分水場	富山県	他者財産
	三用水分水場	庄川沿岸用水 土地改良区連合	他者財産
	新又千保分水場		
	中村分水場	庄西用水土地改良区	他者財産
	三郎丸分水場		
	新屋敷分水場		

図 庄川左岸地区農地防災施設管理協議会体制図



出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

（５）施設利用及び管理上の課題と改善点等

- ▶ リスクを軽減する観点から、緊急時に対応できる体制を構築する必要。

本事業で整備された施設は、供用開始から年数が経過している施設もあり、点検や整備等が必要となっている。そのため、部品の調達など、緊急時に対応についても備えておく必要がある。

リスクを軽減する観点から、今後の点検や整備の際に、調達可能な部品への交換や整備を行えるような体制を構築する必要がある。

3. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

(1) 作物生産効果

作物生産効果は、事業を実施した場合（事業ありせば）を事後評価時点とし、実施しなかった場合（事業なかりせば）を事業計画の現況として、作物生産量の増減の比較により年効果額を算定する。

① 効果算定対象面積の変化

受益面積は、事業計画（平成20年度）の現況面積6,239haから評価時点の受益面積が6,030haへと209ha（△3.3%）減少した。

表 効果算定面積(耕地面積)

区分	事業計画 (H20年度)		評価時点 (R6年度)	増減
	現況 ①	計画		
田	6,223	6,196	6,015	△208
畑	16	16	15	△1
計	6,239	6,212	6,030	△209

出典：国営庄川左岸土地改良事業計画書、評価時点は北陸農政局調べ

② 主要作物の作付面積の変化

事業計画の現況（以下、事業計画時という）と評価時点を比較すると、水田の表作において、「大麦」の作付けが大きく増加しており、また、「たまねぎ」が平成20年度からJAとなみ野の戦略品目として生産拡大に向けて積極的に取り組まれているため、大きく拡大している。一方、「水稻」や「大豆」、「なす」、「さといも」及び「チューリップ」はいずれも作付面積が縮小し「ねぎ」は作付けされていない。裏作においては「大麦」の作付面積が拡大する一方、「はくさい」は縮小し「だいこん」は作付けされていない。

畑作物は、水田と同様に「たまねぎ」の作付面積が拡大している。一方で、「なす」、「さといも」は縮小し、「ねぎ」は作付けされていない。

表 作物別作付面積

(単位 : ha)

地目	表裏	作物名	事業計画 (H21年度)		評価時点 (R6年度)	増減
			現況 ①	計画		
水田	表作	水稻	4,096	3,932	3,980	△116
		大豆	894	910	569	△325
		大麦	155	194	585	430
		なす	124	133	17	△107
		ねぎ	79	105	-	△79
		たまねぎ	-	-	116	116
		さといも	98	130	6	△92
		チューリップ	85	90	33	△52
		イタリアンライグラス	58	63	50	△8
		加工用米	78	76	249	171
		ソルガム（地力増進作物）	61	89	11	△50
		調整水田等	158	138	199	41
		小計	5,886	5,860	5,815	△71
	裏作	大麦	28	31	78	50
		だいこん	19	16	-	△19
		はくさい	13	12	9	△4
		小計	60	60	87	27
普通畑	春夏作	なす	5	5	1	△4
		ねぎ	3	3	-	△3
		たまねぎ	-	-	12	12
		さといも	4	4	-	△4
		チューリップ	3	3	2	△1
		小計	15	15	15	-
	秋冬作	だいこん	2	2	-	△2
		はくさい	1	1	-	△1
		小計	3	3	-	△3

出典：国営庄川左岸土地改良事業計画書、評価時点は北陸農政局調べ

※事業計画、評価時点ともに農業振興地域(=農振農用地+農振白地)の範囲の面積

③ 生産量の変化

事業計画時と評価時点を比較すると、「水稻」は、10a 当たり収量（以下、単収という。）は増加しているものの作付面積が縮小しているため、生産量は減少している。

また、「大麦」は作付面積、単収ともに増えており、生産量も増加している。

一方、「大豆」、「なす」、「さといも」は作付面積と単収がともに減っており、生産量も減少している。「チューリップ」や「イタリアンライグラス」については、単収は増加しているものの、作付面積が縮小しているため、生産量は減少している。

表 作物別生産量・単収

項目 区分		作物名	事業計画 (H21年度)				評価時点 (R 6 年度)	
			現況		計画			
			生産量 (t)	単収 (Kg /10a)	生産量 (t)	単収 (Kg /10a)	生産量 (t)	単収 (Kg /10a)
水田	表作	水稻	22, 159	541	21, 272	541	21, 810	548
		大豆	1, 314	147	1, 338	147	757	133
		大麦	440	284	551	284	2, 018	345
		なす	1, 831	1, 477	1, 964	1, 477	209	1, 227
		ねぎ	1, 140	1, 443	1, 517	1, 445	－	－
		たまねぎ	－	－	－	－	4, 509	3, 887
		さといも	1, 136	1, 159	1, 507	1, 159	65	1, 089
		チューリップ	16, 633	19, 568	17, 611	19, 568	8, 047	24, 385
		イタリアンライグラス	1, 785	3, 078	1, 939	3, 078	1, 700	3, 400
		加工用米	422	541	411	541	1, 365	548
	裏作	大麦	80	284	88	284	269	345
		だいこん	406	2, 139	342	2, 139	－	－
		はくさい	296	2, 276	273	2, 276	170	1, 885
普通畑	春夏作	なす	74	1, 477	74	1, 477	25	1, 227
		ねぎ	43	1, 443	43	1, 445	－	－
		たまねぎ	－	－	－	－	466	3, 887
		さといも	46	1, 159	46	1, 159	－	－
		チューリップ	587	19, 568	587	19, 568	488	24, 385
	秋冬作	だいこん	43	2, 139	43	2, 139	－	－
		はくさい	23	2, 276	23	2, 276	－	－

出典：事業計画書、評価時点は北陸農政局調べ

注) チューリップの生産量は「千球」、単収は「球」と読み替える。

※事業計画、評価時点ともに農業振興地域(=農振農用地+農振白地)の範囲の量

④ 生産額の変化

事業計画時と評価時点を比較すると、生産額が上昇している作物は、「たまねぎ」、「イタリアンライグラス」及び「加工用米」である。「たまねぎ」は新たに作付けされ、「イタリアンライグラス」は生産量は微減しているが単価がそれ以上に上昇しているため生産額が上昇している。また、「加工用米」は生産量、単価ともに上昇している。

「大麦」については生産量が増加しているものの単価が大幅に低下しており、その他の作物では生産額がいずれも低下している。

表 作物別生産額・単価

項目 区分		作物名	事業計画 (H21年度)				評価時点 (R6年度)	
			現況		計画			
			生産額 (百万円)	単価 (円/kg)	生産額 (百万円)	単価 (円/kg)	生産額 (百万円)	単価 (円/kg)
水田	表作	水稻	6,005	271	5,765	271	4,449	204
		大豆	353	269	360	269	113	150
		大麦	62	140	77	140	54	27
		なす	498	272	534	272	57	272
		ねぎ	309	271	411	271	－	－
		たまねぎ	－	－	－	－	437	97
		さといも	373	328	494	328	19	288
		チューリップ	283	17	299	17	153	19
		イタリアンライグラス	159	89	173	89	168	99
		加工用米	60	143	59	143	217	159
	裏作	大麦	11	140	12	140	7	27
		だいこん	32	79	27	79	－	－
		はくさい	18	60	16	60	11	62
普通畑	春夏作	なす	20	272	20	272	7	272
		ねぎ	12	271	172	271	－	－
		たまねぎ	－	－	－	－	45	97
		さといも	15	328	15	328	－	－
		チューリップ	10	17	10	17	9	19
	秋冬作	だいこん	3	79	3	79	－	－
		はくさい	1	60	1	60	－	－

出典：事業計画は国営庄川左岸土地改良事業計画書、評価時点は北陸農政局調べ
 注) チューリップの単価は「円/球」と読み替える。

※事業計画、評価時点ともに農業振興地域(=農振農用地+農振白地)の範囲での額

(2) 営農経費節減効果

営農経費節減効果は、事業を実施した場合（事業ありせば）を評価時点の実績、実施しなかった場合（事業なかりせば）を事業計画時として、労働時間及び労賃等を基にした経費の増減の比較により年効果額を算定する。

① 大雨時の排水作業にかかる年間労務時間の変化

大雨時の排水作業（見回り、排水のための溝切等）にかかる年間労務時間について、聞き取り調査をもとに算定した。

年間労務時間を事業計画時と評価時点で比較すると、水稻では6時間/10a から2.1時間/10aに短縮されており、65%も節減されている。

表 年間労務時間

作物名	区分	事業計画 (H21年度)		評価時点 (R6年度) (hr/10a/年)
		現況 (hr/10a/年)	計画 (hr/10a/年)	
水稻	人力	5	4	1.8
	機械力	1	0	0.3
	計	6	4	2.1
大豆	人力	6	－	6.2
	機械力	1	－	1.0
	計	7	－	7.2
さといも	人力	8	－	8.0
	機械力	3	－	2.6
	計	11	－	10.6
なす	人力	8	－	8.0
	機械力	3	－	2.6
	計	11	－	10.6

出典：国営庄川左岸土地改良事業計画書、評価時点は北陸農政局調べ

② 営農経費節減効果の総括

本事業は排水事業であるが、本地域における排水路は用排水兼用水路であり、用水と排水の区分・分離が不可能である。そのため、本効果については用水・排水効果について算定する。水稻では用水の水管理作業が発生し、年効果額としては約2億3千万円の負担増がある。しかし、排水機能の回復により、排水作業にかかる経費が約1億5千万円節減されている。他の作物については、大豆、さといも、なすについては排水作業がなくなり、節減効果が発揮されている。チューリップ球根についてはもともと排水作業に経費が掛かっておらず、用水の水管理作業が発生しているため年効果額として約49万円のマイナスが発生している。

総じて、排水作業が節減され水管理に経費が掛かっているものの、年効果額として約666万円の負担軽減となっている。

表 営農経費節減効果の総括

作物名	整備区分	単位面積当たり営農経費節減額(円/ha)			効果発生面積 (ha) ④	年効果額 (千円) ③×④
		事業なかりせば ①	事業ありせば ②	差 ③=①-②		
水稻	新設整備	40,405	3,390	37,015	4,106	151,984
	再建設整備	-	55,935	△55,935	4,071	△227,711
	計	40,405	59,325	△18,920	-	△75,729
大豆	新設整備	130,435	-	130,435	599	78,131
	再建設整備	-	-	-	888	-
	計	130,435	-	130,435	-	78,131
なす	新設整備	206,245	-	206,245	17	3,506
	再建設整備	-	-	-	123	-
	計	206,245	-	206,245	-	3,506
さといも	新設整備	206,245	-	206,245	6	1,237
	再建設整備	-	-	-	99	-
	計	206,245	-	206,245	-	1,237
チューリップ球根	新設整備	-	-	-	35	-
	再建設整備	-	5,933	△5,933	82	△487
	計	-	5,933	△5,933	-	△487
合計	新設整備	377,085	3,390	373,695	5,431	234,858
	再建設整備	-	61,868	△61,868	5,584	△228,198
	計	377,085	65,258	58,478	-	△6,660

出典：北陸農政局調べ

(3) 維持管理費節減効果

維持管理費節減効果は、事業を実施した場合（事業ありせば）を評価時点の実績（評価近年5か年の平均）、実施しなかった場合（事業なかりせば）は、必要最低限の維持管理費を積み上げて、維持管理費用の増減の比較により年効果額を算定する。

本事業により整備された排水路3路線、洪水調整池2か所及び排水管理施設の維持管理費について、事業完了後はこれまでになかった施設の維持管理費が新たに発生する。また、既存施設については事業なかりせばの時は、現状発生している短期周期的な維持管理が発生しなくなるため維持管理費が減少する。

以上より、維持管理費は現況1,029,728千円から事後評価時点の1,137,799千円へと増加している。

表 施設の維持管理費節減効果の総括

(単位：千円)

施設区分	現況施設の 維持管理費 ①	事業なかりせば ②	事業ありせば ③	維持管理費節減額		
				現況と事業な かりせばの差 ④=②-①	現況と事業あ りせばの差 ⑤=①-③	効果額 ④+⑤
新設施設	-	-	108,138	-	△108,138	△108,138
既存施設	1,029,728	861,349	1,029,661	△168,378	66	△168,312
計	1,029,728	861,349	1,137,799	△168,378	△108,072	△276,450

出典：北陸農政局調べ

（４）災害防止効果

災害防止効果は、事業を実施した場合（事業ありせば）を評価時点、実施しなかった場合（事業なかりせば）を事業計画時として、災害想定区域における被害額の増減の比較により年効果額を算定する。

本事業により排水路３路線、洪水調整池２か所及び排水管理施設を新設・改修し、地域の排水機能の回復により常習的な湛水被害を防止する効果が発現している。農業関係資産から一般資産への転用が進んだ結果、農業関係資産の効果額が減少したものの、一般資産の資産価値が上昇したことにより、全体として事業計画時の22,746,764千円から28,387,663千円へと25%増加している。

表 項目別被害額の変化

（単位：千円）

資産区分	事業計画 (H21年度) ①	評価時点 (R6年度) ②	割合 ③=②/①
農業関係資産	1,306,016	867,511	66%
一般資産	21,141,410	27,222,524	129%
公共資産	299,338	297,628	99%
計	22,746,764	28,387,663	125%

出典：国営庄川左岸土地改良事業計画書、評価時点は北陸農政局調べ

（５）景観・環境保全効果

景観・環境保全効果は、土地改良施設の新設または更新を行う場合、施設機能を維持しつつ、周囲の景観や親水性、環境との調和に配慮した設計、構造を合わせ持った施設として整備することにより、地域住民の「憩いの場」の提供や公共用水域の水質改善、また農業の歴史学習や自然体験・学習に寄与される効果である。

本地区では、魚道の設置や美しい農村景観を保全するために行った整備による効果を算定した。

本効果は、市場で扱われていない価値であることから、地域住民に支払意思額（WTP）をアンケート調査より尋ねることで、その価値を評価する手法である仮想市場法（CVM）により測定し、算定した。

- ・アンケート配布数：2,393部
- ・アンケート回答数： 618部 （回答率25.8%）

表 景観・環境保全効果（年効果額）

土地改良施設名	世帯当たりの WTP ①	受益範囲世帯数 ①	CVMによる効果額 ② = ①×②
	円/世帯・年	世帯	千円
岸渡排水路他	14,080.2	23,613	332,476

（６）新たに発現が確認された効果

国産農産物安定供給効果

国産農産物安定供給効果は、土地改良事業に実施により、農用地や水利条件の改良等がなされることに伴い、受益地において維持・向上するとみなされる国産農産物の安定供給に対して国民が感じる安心感の効果である。

本効果は、市場で扱われていない価値であることから、一般国民に安心感に対する支払意志額（WTP）を尋ねることで、その価値を評価する手法である仮想市場法（CVM）により測定し算定した。

表 国産農産物安定供給効果（年効果額）

効 果 名	増加粗収益額 ①	増加供給熱量 ③	単位食料生産額 当たり効果額 ④	単位供給熱量当 たり効果額 ⑤	当該土地改良事業 における年効果額 ①*③+②*④	備考
	千円	千cal	円/千円	円/千cal	千円	
国産農産物安定供給効果 （事業ありせば）	△722,094	503,500	49	9.9	△30,398	新設整備
国産農産物安定供給効果 （事業なかりせば）	2,694,988	40,544,160	49	9.9	533,442	再建設整備
計	1,972,894	41,047,660			503,044	

4. 事業効果の発現状況

(1) 排水施設の整備による農地の湛水被害の解消

▶ 事業の実施により、湛水被害が軽減され、地域住民の約5割が豪雨等による湛水被害が減少したと実感。

本地区の排水系統は、最上流部に位置する左岸幹線水路を起点とし、地区内の排水を受けながら樹状に分岐・合流を繰り返して流下しており、地区の上流から下流のみならず、東部から西部へとつながる一体的な排水系統が形成されている。

事業実施前は流域開発の影響により排水機能が低下し、溢水被害が発生していた。営農上も農地の見回りや排水のための溝切り、覆土作業等を強いられていた。

そのため、本事業では排水路、洪水調整池及び排水管理施設を新設、改修したことにより、地区内の排水機能を回復した。

本地区の計画基準日雨量(1/15 確率)は145.3mmであるが事業実施前は機能低下していたため、平成20年7月8日には最大日雨量114mmの降雨が発生し、水路から溢水があった。この降雨では本地区を含む富山市、高岡市、砺波市、小矢部市、南砺市で大豆135ha、水稻35ha、野菜6.2haなどの農作物の湛水被害が発生した。

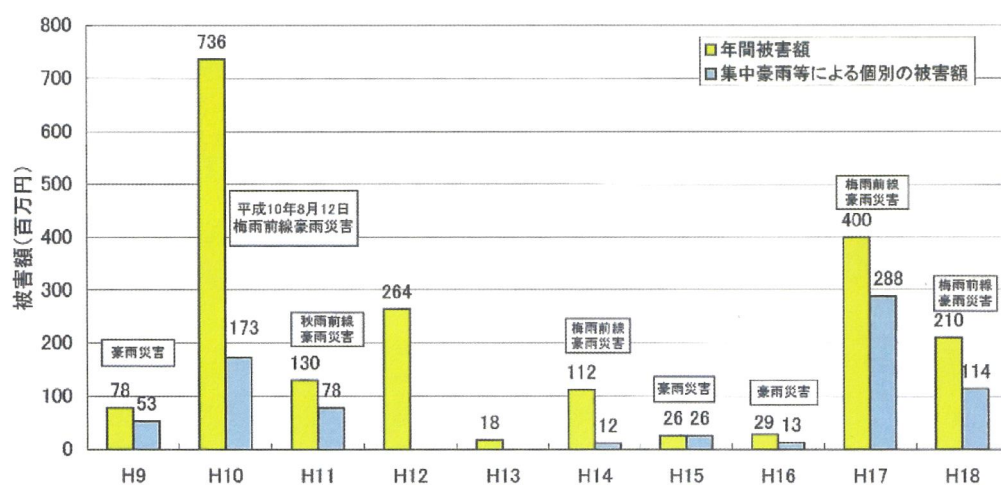


図 平成9年度以降の湛水被害状況

出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

しかし、事業実施後の令和5年7月12日に発生した豪雨では、平成20年の降雨及び計画基準日雨量を超える最大日雨量176mmの降雨を記録したが、園芸ハウス湛水被害2棟、大豆畑湛水被害1.3ha、水稻土砂流入被害1.5haにとどまり、本事業で排水機能を回復したことにより農地の湛水被害が大幅に軽減された。



H20 年 7 月豪雨（最大日雨量 114 mm）
水路からの溢水により道路や農地が冠水



R5 年 7 月豪雨（最大日雨量 176 mm）
新設した余水吐から幹線排水路に流入

アンケート調査結果によると、「家屋、事務所や道路などの洪水被害が軽減した」については、約51%が「そう思う」と回答している。

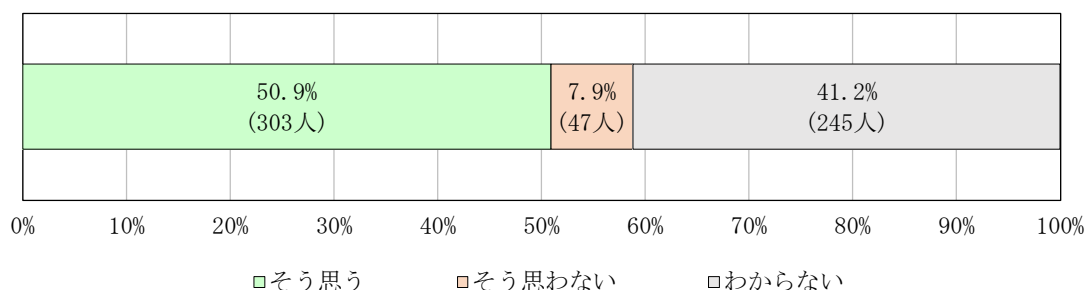


図 「家屋、事務所や道路などの洪水被害が軽減した」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

また、「農地・農作物への湛水被害が軽減した」については、約49%が「そう思う」と回答している。

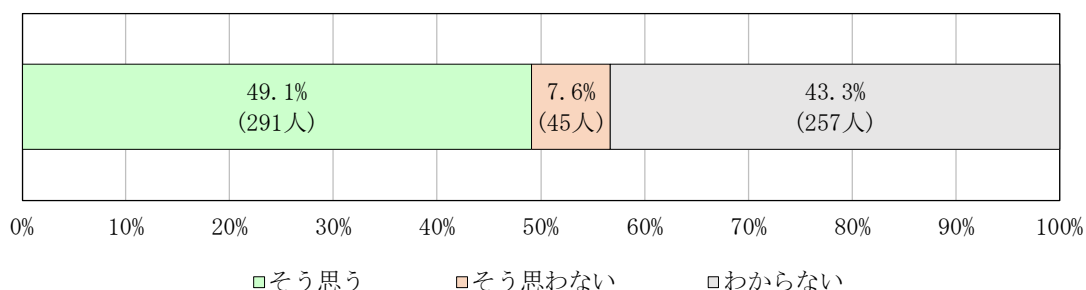


図 「農地・農作物への湛水被害が軽減した」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

一方、不安解消について、アンケート調査結果によると、「家屋、事務所や道路などの洪水被害に対する不安が軽減した」については、約62%が「そう思う」と回答している。

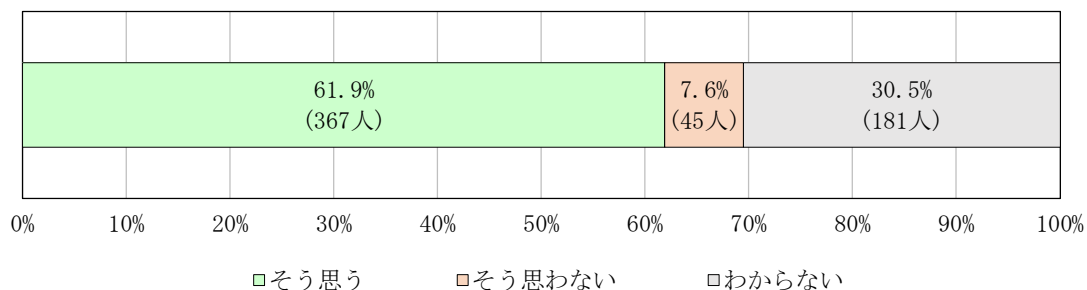


図 「家屋、事務所や道路などの洪水被害に対する不安が軽減した」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

また、「農地・農作物への湛水被害に対する不安が軽減した」については、約57%が「そう思う」と回答している。

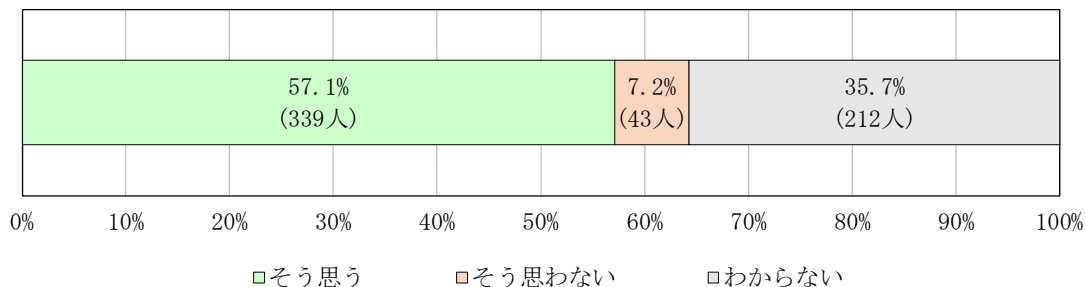


図 「農地・農作物への湛水被害に対する不安が軽減した」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

「人命被害に対する不安が軽減した」については、約55%が「そう思う」と回答している。

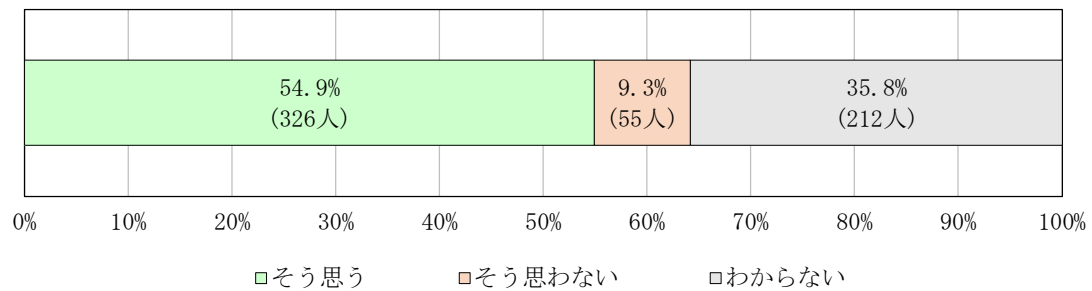


図 「人命被害に対する不安が軽減した」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

また、「人命被害が未然に防止された」については、約37%が「そう思う」と回答しており、実被害、心理的状況ともに本事業を実施したことで改善されていると考えられる。

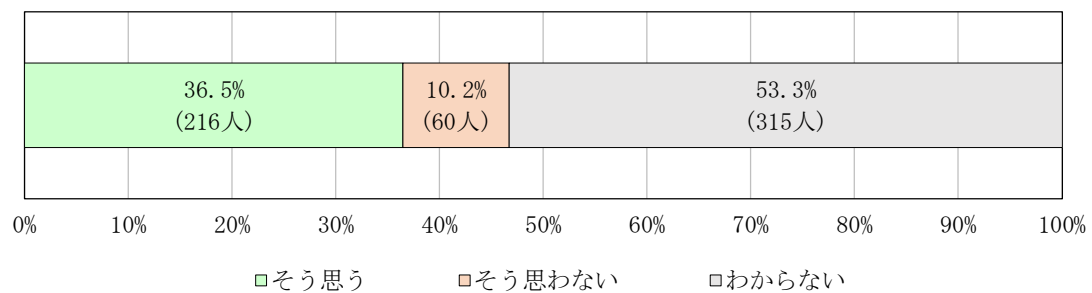


図 「人命被害が未然に防止された」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

さらに、管理面について、アンケート調査結果によると、「用排水路の管理やほ場内の水管理が容易になった」については、約44%が「そう思う」と回答している。

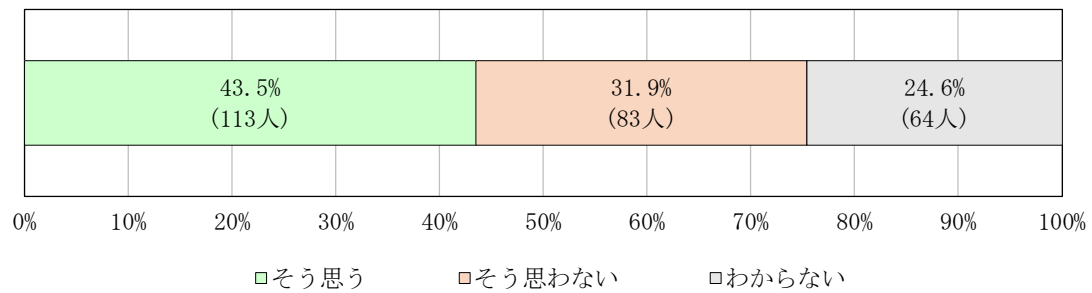


図 「用排水路の管理やほ場内の水管理が容易になった」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家）

(2) 農業生産性の向上及び農業経営の安定化

① 農業収入の変化

▶ 事業の実施により、農業経営の安定化が図られ、産地収益力の強化に寄与。

行政や農協では、これまでの米に特化した生産構造から複合経営の導入による農業経営の強化への転換が必要との意識のもと、JAとなみ野では複合経営導入に向けた品目の選定に着手し、たまねぎを戦略品目として普及に向けた取組を実施した。

本地区では事業着手以降の平成21年度から、JAとなみ野によりたまねぎを「1億円産地づくり事業（県営単独事業）」の戦略作物に選定し品質及び収量向上に向けた取り組みが進められている。事業実施以前は排水不良により安定生産が課題となっていたが、本事業の実施により排水機能が回復し、農地の湛水被害のが解消されたことにより令和元年では作付面積にして190haとなり産地化が図られた。

アンケート調査では、「水田の畑利用（転作）が増えた」について37.6%がそう思うと解答している。

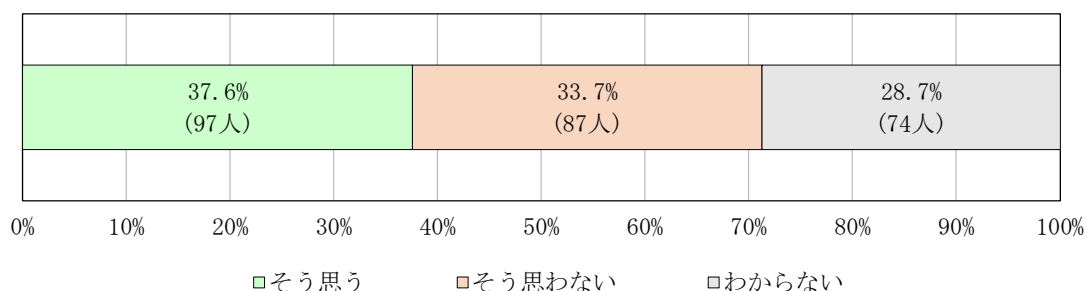


図 「水田の畑利用(転作)が増えた(または現状維持)」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家）

① 農業構造の変化

▶ 法人経営体が増加し、農地集約が進み、経営規模が大規模化。

湛水被害が軽減されたことにより、農業経営が安定し、経営体の法人化が進んでいる。

関係4市において、法人化している経営体は増加傾向であり、令和2年度においては農事組合法人が323経営体となっており、法人経営体のうち71%を占める。

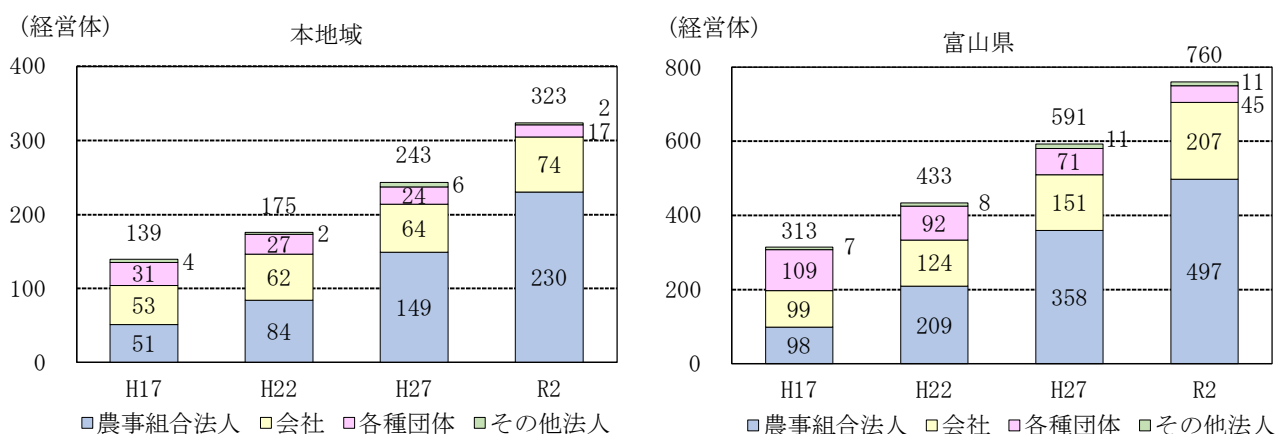


図 法人化している経営体の形態別推移（再掲）

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

本地域の集落営農数は事業実施中の平成23年度には318集落営農だったが、令和2年度は305集落営農と減少した。しかし、法人化率は平成23年度の25.2%（80集落営農）から、令和2年度には69.5%（212集落営農）と増加しており、うち農事組合法人は97.2%（206集落営農）を占める。

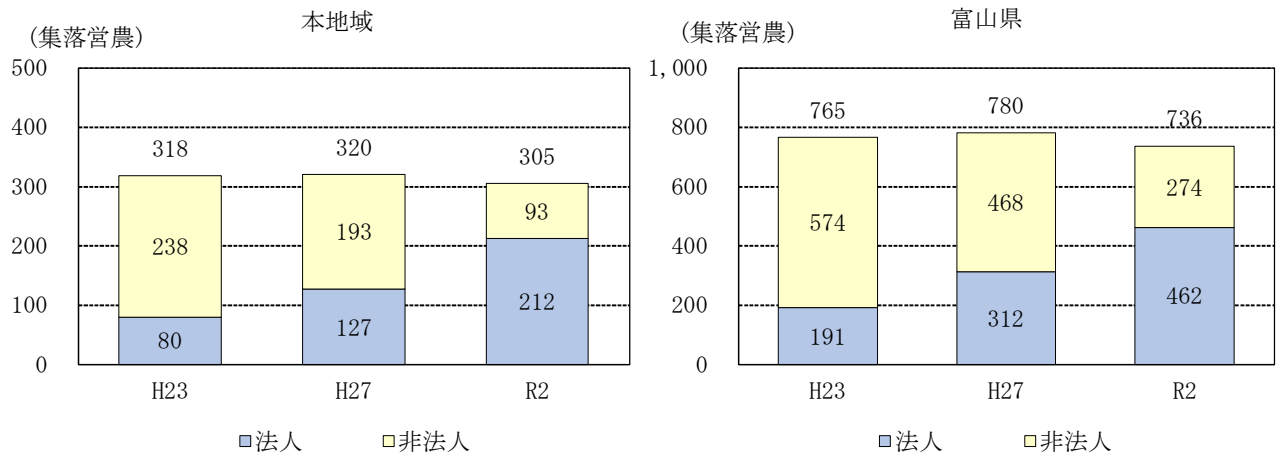


図 集落営農数の推移（再掲）

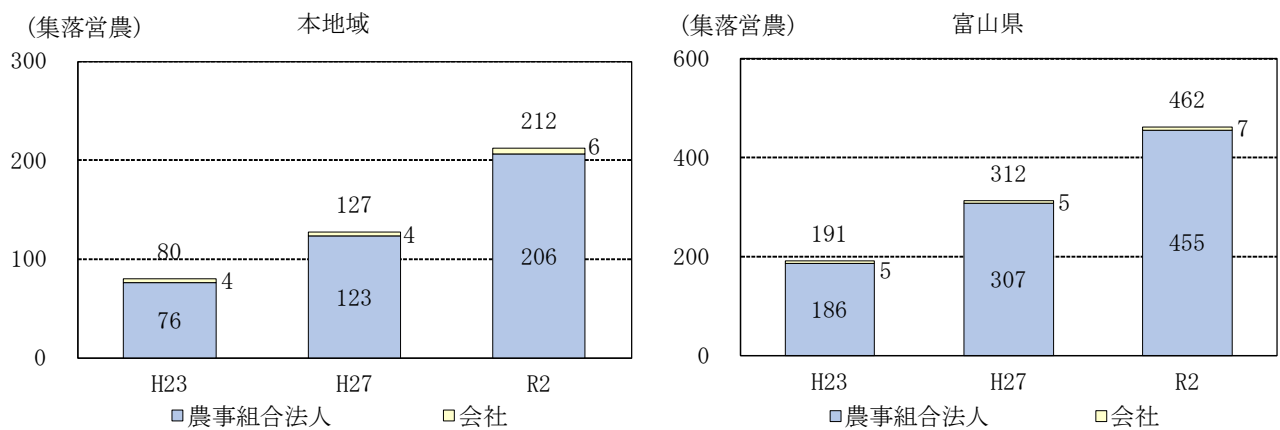
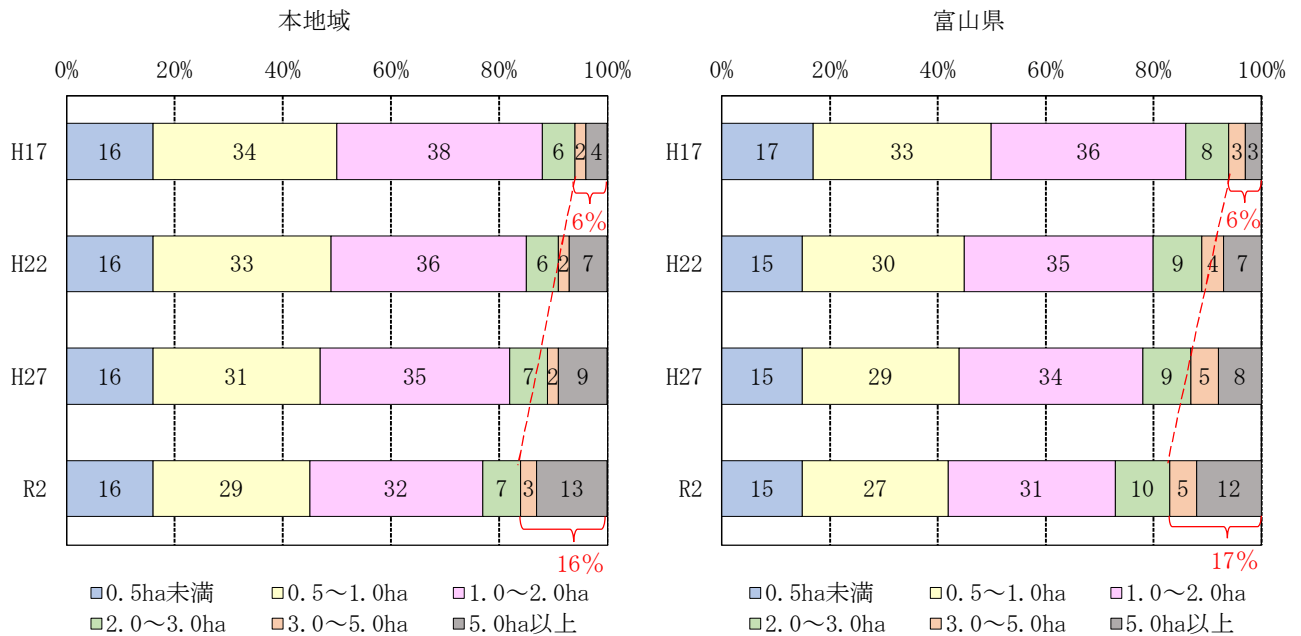


図 組織形態別集落営農数の推移（再掲）

出典：集落営農実態調査（農林水産省大臣官房統計部）

本地域の経営体の経営規模別の割合は、3.0ha以上の経営体が占める割合が事業実施前(平成17年)の6%から事業完了後(令和2年)には10ポイント増加の16%になっており、富山県全体(11ポイント増加)と同様に経営規模の拡大が進んでいる。

図 経営規模別経営体数の割合の推移(再掲)



項目 地域	区分	規模別経営体数の割合 (%)		H17年～R2年 の増減
		H17年	R2年	
本地域	0.5ha未満	16	16	0
	0.5～1.0ha	34	29	△5
	1.0～2.0ha	38	32	△6
	2.0～3.0ha	6	7	1
	3.0～5.0ha	2	3	1
	5.0ha以上	4	13	9
	計	100	100	
富山県	0.5ha未満	17	15	△2
	0.5～1.0ha	33	27	△6
	1.0～2.0ha	36	31	△5
	2.0～3.0ha	8	10	2
	3.0～5.0ha	3	5	2
	5.0ha以上	3	12	9
	計	100	100	

出典：農林業センサス（農林水産省大臣官房統計部）

③ 地域営農の変化

▶ 本事業の実施や本地域における独自の取り組みにより、たまねぎは「雪たまねぎ」としてブランド化され収益の増加を推進。

本事業及び関連事業の実施により地区内での排水機能が增強され、湛水被害が解消されたことから、米に特化した生産構造から複合経営による農業経営の強化を図るため、優良法人への農地の集積とあわせて、水田での畑作物の導入が進められている。

富山県が実施する「１億円産地づくり事業（県単独事業）」では、ＪＡが主体となった大規模園芸産地づくりを推進しており、ＪＡとなみ野では「たまねぎ」を戦略品目に選定している。本地区の水田で栽培された「たまねぎ」は品質及び収量向上に向けた取り組みが進められ、「雪たまねぎ」のブランドで販売されている。

表 タマネギの販売金額等の推移

年産	作付面積 (ha)	経営体数	生産量 (t)	単収 (t)	秀品率 (%)	販売金額 (千円)
H21年産	8	24	119	1.5		12,899
H22年産	58	104	571	1.0		32,060
H23年産	63	118	930	1.5	35.2	38,500
H24年産	60	98	1,667	2.8	52.1	129,363
H25年産	53	92	1,760	3.3	74.2	126,500
H26年産	66	98	2,700	4.1	74.0	230,406
H27年産	83	105	2,777	3.5	67.0	292,874
H28年産	104	112	5,519	5.3	57.2	486,650
H29年産	118	107	5,542	4.6	76.9	353,600

出典：ＪＡとなみ野収集資料

④ 農業経営体の優良事例

▶ 優良な担い手が地域の農業を先導

本事業及び関連事業の実施による生産基盤整備を契機に、優良法人が農地を集約し、水稻を中心に大豆、野菜等の水田畑利用作物を導入した大規模経営を展開し、地域の農業を先導している。

概要	名称	農事組合法人　ガイアとなみ	
	所在地	富山県砺波市狐島	
	作付作物	水稻、大麦、大豆、施設野菜（いちご）	
	経営規模	事業実施前（平成20年度）	115.1ha
		事業実施後（令和6年度）	144.5ha
【設立経緯】 砺波市若林地区には、若林農園（狐島）と西中営農組合（西中）の2団体が存在していた。地区のなかで「若林地区の規模に2つの農業団体が必用なのか」との議論が起こる。平成7年に既存の2農業団体が合併し「農事組合法人ガイアとなみ」が発足した。			
【営農活動】 ・令和6年度は、米（90ha）、大麦（37.5ha）、大豆（17ha）、いちご（ハウス4棟）を栽培している。 ・米、大麦、大豆を主軸となる1本目の柱とし、2本目の柱として10年前からいちご栽培に取り組む。 ・スマート農業にも取り組み、農薬散布用ドローンや直進アシスト機能付き田植え機を導入しており、今後は自動操舵付きトラクターの導入も予定している。 ・3年前から、いちごを使った加工品（ジャム、いちごミルクのもと）を外部委託により商品化。令和6年よりいちごの直売所「私と苺」を開設。いちごや加工品を行うとともに併設する簡易カフェでスムージーやパフェを提供している。 ・今後は、3本目の柱として露地野菜栽培に取り組む構想がある。			
【国営事業との関り】 ・国営農地防災事業及び県付帯事業により地区の排水機能が回復したことで、農地の湛水被害がなくなり、安心して農業経営ができています。			
【写真】  			

概要	名称	農事組合法人 新屋敷営農組合	
	所在地	富山県砺波市林	
	作付作物	水稻、大麦、大豆、タマネギ、ニンジン、葉ぼたん	
	経営規模	事業実施前（平成20年度）	19.0ha
		事業実施後（令和6年度）	28.8ha

【設立経緯】

新屋敷集落の農業生産を担い、農業生産性の向上と安定的な経営を図るため、平成20年に地域の全農家（14戸）が参画して新屋敷営農組合を設立した。さらに平成23年には法人化され組織の強化を図っている。

【営農活動】

- ・新屋敷集落とその周辺の農地を集積し農業生産を行っており、水稻を中心に大麦と大豆の二毛作、タマネギとニンジンの二毛作をしている。
- ・これまで水稻の栽培経験しかない組合だったが、大麦や大豆、タマネギなどの生産に熱心に取り組んだ結果、単収は大麦で400kg/10a、大豆で200kg/10a、タマネギで7t/10aを超えるなど、JA管内の平均単収を大きく上回っている。
- ・タマネギの後に栽培するニンジンは、学校給食に納入している。
- ・令和元年から水稻育苗ハウスを有効利用し、葉ボタンの栽培を始めており、農業所得の確保に努めている。

【国営事業との関り】

- ・国営農地防災事業及び県付帯事業により地区の排水機能が回復したことで、農地の湛水被害がなくなり、安心して農業経営ができています。

【写真】



（３）事後評価時点における費用対効果分析の結果

▶ 事後評価時点における総費用総便益比は5.12。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、効果の発現状況を踏まえ、事後評価時点の各種算定基礎データをもとに総費用総便益比を算定した結果、以下の通りとなった。

総便益（B）	1,291,853,936千円
総費用（C）	252,003,268千円
総費用総便益比（B/C）	5.12

（参考） 費用対効果分析の算定における効果項目一覧

効果項目	事業計画時点 (H21年度)	事後評価時点 (R6年度)
作物生産効果	○	○
営農経費節減効果	○	○
維持管理費節減効果	○	○
災害防止効果（農業関係資産）	○	○
〃（一般資産）	○	○
〃（公共資産）	○	○
景観・環境保全効果	○	○
国産農産物安定供給効果※	－	○

※効果体系の見直し後、算定方法が確立されたことから算定した。

(4) 事業による波及効果

① 防災意識の向上

本事業では、事業実施中の工事現場や整備された排水管理施設等において施設見学会を開催しており、地域住民への防災意識の向上につながっている。

施設見学会については直近3か年(令和4年～6年)で計19回実施されており、延べ297人が参加している。



写真 工事現場・施設見学会

出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

アンケート調査によると、「洪水調整池や排水路、排水監視システムの見学などを通じて、地域の排水の歴史や現状などを学習する機会が増えた」については、約22%が「そう思う」と回答している。

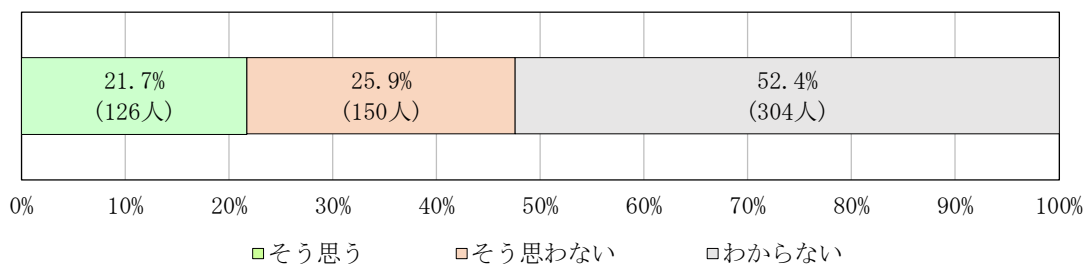


図 「洪水調整池や排水路、排水監視システムの見学などを通じて、地域の排水の歴史や現状などを学習する機会が増えた」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

② 排水環境学習への取組

本事業により環境配慮対策が施された岸渡排水路において、平成 29 年には地域住民も参加した生き物調査が実施されている。この生き物調査により、従前より生息しているカワヨシノボリやドジョウなどの生息が確認され、岸渡排水路の環境配慮施設の効果を発現している。



岸渡排水路等での水生生物の調査（環境維持活動の実施）

出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

③ 農村景観の維持

本事業の受益は砺波平野の中心にあり、事業で排水機能を回復したことにより、地区の農業生産活動が継承され、屋敷林に囲まれた農家住宅が点在する散居風景の維持に貢献している。

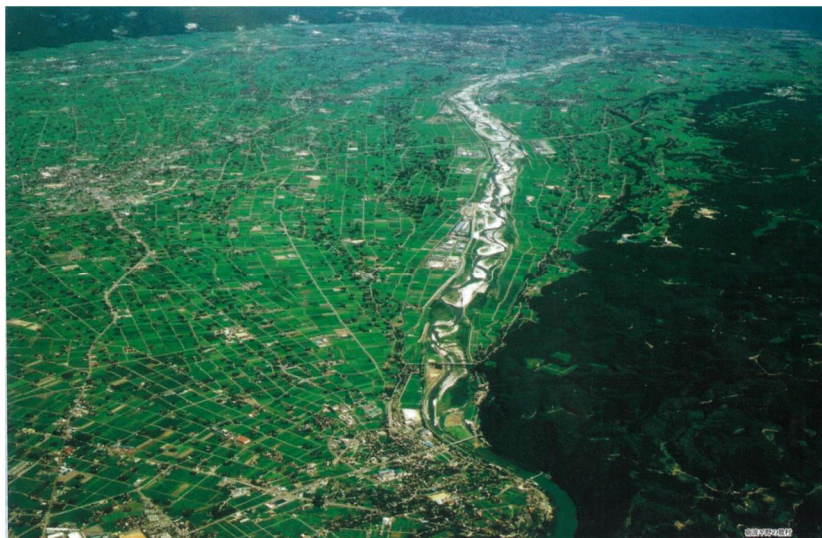


図 砺波平野の農村景観

出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

（５）生産基盤を基にした地区内の取組み

- ▶ 本事業は、地域の農業生産システムを維持するための基盤整備において、基幹的な役割を担うとともに、環境保全型農業の推進による農作物の高品質化・高付加価値化を図るうえでも重要な役割を果たしている。

① 地産地消の取組

本事業により湛水被害が防止され、農作物の安定生産が図られた本地区では、農産物直売所が設置され、関係機関による地産地消が推進されている。

本地域の受益内、又は周辺には以下に示す２つの直売所があるが、「ふくの里農産物直売所」は本事業の着工前に設置されている。対して「となみ野の郷」は本事業中に設置されているため、事業が実施されたことをきっかけに、周辺農地で安定的に農産物が育ち、その農産物を販売するための場が必要となり、雇用が創出されたと考えられる。

番号	直売所	場所	設置年度
①	となみ野の郷	砺波市宮沢町3-11	平成23年（2011年）
②	ふくの里農産物直売所	南砺市福野軸屋23-4	平成12年（2000年）



写真 となみ野の郷①



写真 ふくの里②

表 となみ野の郷により雇用が創出された効果の試算

	雇用人数 ① ※1	年間雇用時間 ② ※2	労働単価 ③ ※3	受益地率 ④ ※4	雇用効果 ⑤=①×②×③×④
正社員	人 3	—	円/年 259,566	% 73.0	千円 6,821
非正規社員	人 2	時間/月 102.8	円/時間 984	% 73.0	千円 1,772
計	人 5	—	—	—	千円 8,593

※1 雇用人数は「農林水産直売所取組事例集」(H28.5)より計5人。

正社員と非正規社員は「労働力調査」(R7.1)(総務省統計局)より。

※2 年間雇用時間は「令和5年度賃金構造基本統計調査(短時間労働者)」より。

※3 労働単価は正規社員については「毎月勤労統計調査」(令和6年)より。

非正規社員については「令和5年度賃金構造基本統計調査」より。

※4 事業実施面積は関係市町の一部であるため、効果算定の際は受益地率を考慮することが望ましい。受益地率は受益面積と耕地面積から算定した。

また、アンケート調査によると、「地元で生産されたものを買う機会や食材として利用する機会が増えた(地産地消の推進)」が約29%、「学校給食や料理教室等で地元産食材を使用した食育活動が増えた」が約22%、「そう思う」と回答している。

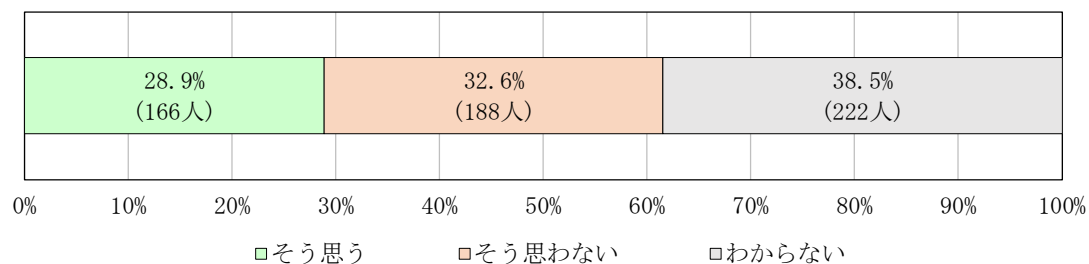


図 「地元で生産されたものを買う機会や食材として利用する機会が増えた(地産地消の推進)」について

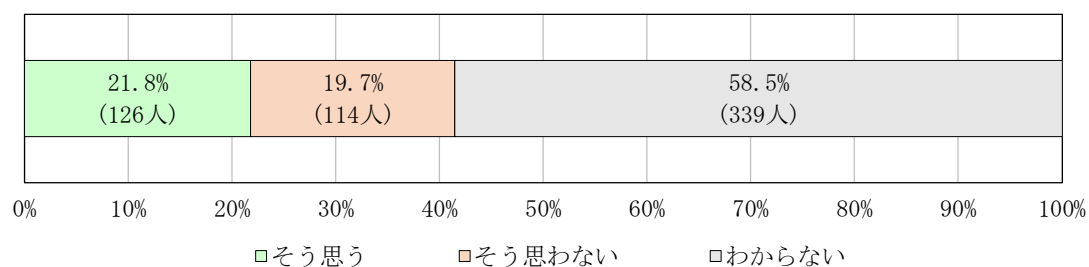


図 「学校給食や料理教室等で地元産食材を使用した食育活動が増えた」について

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

② ブランド化や6次産業化の取組

本地区では、農村の活性化のため、地域内の特産物のブランド化や農業生産と加工・販売の一体化により、新たな産業を創出する6次産業化の取組が推進されている。



雪たまねぎの選果（砺波市）



チューリップの切り花（砺波市）



にんにく（南砺市）



大門素麺（砺波市）



はとむぎ（小矢部市、高岡市）

出典：J Aとなみ野、J Aなんと、J Aいなば 各 HP より

5. 事業実施による環境の変化

(1) 生活環境

▶ 太陽光発電設備の設置や、スポーツゾーンやふれあいゾーン等の整備による遊水空間の提供。

岸渡洪水調整池では、段階的に洪水を貯留する仕組みとなっている。一次池では太陽光エネルギーの活用による施設の維持管理費の低減、二次池、三次池ではそれぞれスポーツゾーン、ふれあいゾーンとして地域住民が活用できるようになっている。



図 岸渡洪水調整池の利用整備計画

アンケート調査によると、「洪水調整池を活用したイベントや洪水調整池周辺の散策など多目的に利用できるようになった(または見かけたことがある)」については、約20%が「そう思う」と回答している。

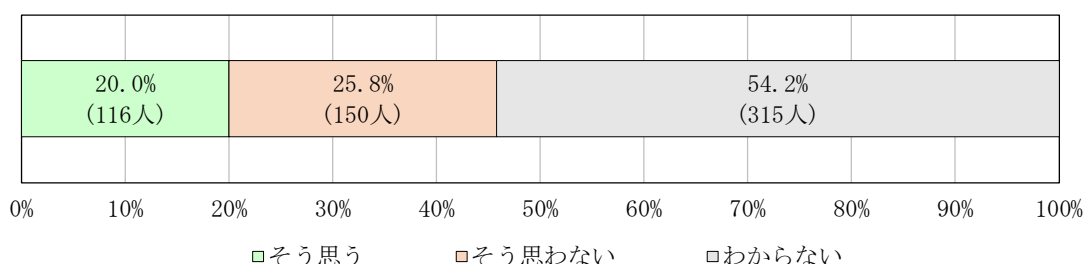


図 「洪水調整池を活用したイベントや洪水調整池周辺の散策など多目的に利用できるようになった(または見かけたことがある)について」

出典：令和6年度 庄川左岸地区事後評価アンケート（農家＋地域住民）

(2) 自然環境

▶ 豊かな自然環境や景観に配慮した対策を実施。

本事業で整備した水路にワンドや魚巣ブロック等を設置したことで事業実施後もカワヨシノボリやドジョウなどの生息が確認されている。また、新設された調整池や水路にはヒメイワダレソウやシバザクラ等が植栽され砺波平野特有の散居村と一体的な景観が保全されているなど、地域の風土に培われた歴史的・文化的資源である自然環境・景観が地域の財産として継承されている。

① 岸渡排水路

岸渡排水路ではカワヨシノボリやドジョウ、タモロコやタカハヤなどが確認されている。また、水路の周辺には砺波平野特有の散居村が広がっている。これらの良好な農村環境との調和を図る取組として、魚道やバイパス水路、魚巣ブロック等の設置を実施した。

② 岸渡洪水調整池

岸渡洪水調整池の整備に伴い、平成22年度、23年度に地域住民を対象としたワークショップを計5回開催し、洪水調整池利用整備計画書(案)を取りまとめた。

その後、洪水調整池利用整備計画書(案)を下地として事業関係者の協力の下、下記の通り最終案を決定した。

表 多目的利用の機能と施設整備（最終案）

配慮位置	機能	施設整備
洪水調整池外周の管理用道路	ウォーキングコース	・管理道の舗装 ・直栽植栽（中木～低木。三次池と一次池の一部） ・外灯（防犯灯） ・距離標（距離を表示した白線、看板等） ・ベンチ
一次池	進入禁止ゾーン	・転落防止柵（H=1.1m）
二次池	スポーツの場	・転落防止柵（H=1.1m） ・整地（グラウンドとして利用可能な程度） ・ゴールポスト、バックネットを立てる穴）
三次池	交流・憩いの場 便益施設の場	・転落防止柵（H=1.1m） ・駐車スペース（泥上げ場） ・トイレ（水飲み含む） ・案内板 ・芝生

出典：国営総合農地防災事業「庄川左岸地区」事業誌（北陸農政局）

(3) 農業生産環境

本事業及び関連事業の実施により、湛水被害の解消が図られた結果、労働時間が節減され、担い手への農地の集約が進み経営規模が拡大している。これにより、農地が適切に管理され、良好な生産環境が維持されている。

6. 今後の課題

(1) 担い手の育成・確保

本事業の実施により、排水路3路線、洪水調整池2か所、排水管理施設が新設・改修されたことに伴い、湛水被害の防止が図られた。

しかしながら、農業従事者の減少や高齢化により農業経営体の数は依然減少傾向にあり、これまで以上に、担い手へ農地の集約化を図り、生産性や収益性が高い効率的かつ安定的な農業経営体の育成・確保を図ることが喫緊の課題となっている。

このため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化を関係機関で連携して一層推進するとともに、生産性が高い経営体の育成・確保を継続的に行うための啓発普及や支援体制を強化する必要がある。

また、担い手の確保にあたっては、地域内のみならずU・Iターン就農者の確保や生活及び住宅支援など、関係機関と連携した取り組みが必要となっている。

(2) 基幹水利施設の適正な管理と計画的な更新

本事業の実施により整備された基幹的農業水利施設は、関係土地改良区等により適正に維持管理されているが、今後は、施設の補修・更新等を計画的に進めることで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る必要がある。

第3章 総合評価

本事業により、地区内の農業用排水施設（用排水兼用水路）の排水機能が回復し、農地や農業用排水施設等の被害が防止され、農業生産の維持及び農業経営の安定が図られた結果、以下に示す効果が発現している。

（１）排水機能の回復による農地等の湛水被害の軽減

本事業の実施により排水機能が回復したことで、事業実施後、地区内で発生した大雨による農地への被害は実施前と比べて小さいものとなっている。

また、本事業により洪水被害を未然に防止しているものと考えられ、農業のみならず、地域住民が安心して生活できる環境の提供にも寄与している。

（２）農業生産性の向上及び農業経営の安定化

本事業の実施により、湛水被害が軽減されたことで営農者の意欲向上、労働時間の節減が図られ、経営規模の拡大が進むとともに、担い手への農地の集約化のほか、新しく水田畑利用で栽培されたたまねぎのブランド化、優良経営体の育成など農業生産性の向上及び農業経営安定化に寄与している。

（３）砺波平野散居村風景の維持

本事業の受益は、砺波平野に広がる散居村の中央に位置し、本事業及び関連事業の実施により農業生産の維持、農業経営の安定化及び国土の保全が図られ、散居村の独特な風景が維持されている。

第4章 参考

1. 庄川左岸地区事後評価アンケート調査結果について

(1) 目的

事後評価による効果（波及効果も含む。）の発現状況及び生活環境の変化について、本地区内の受益農家及び地域住民（受益地及びその周辺に居住する非農家）の意向を把握し、その内容を評価結果に反映させることにより、既存資料に基づく評価内容を補完するためのアンケート調査を実施した。

(2) 調査対象者

本地区内の受益農家及び地域住民とした。

(3) 実施期間

調査は令和6年10月に実施した。

(4) 配布・回収方法

事後評価アンケートの受益農家者は関係土地改良区の賦課台帳から無作為に抽出した対象者に郵送し、地域住民アンケートは、郵便局が提供するサービス（タウンプラス）を利用した。

(5) アンケート調査配布数と回答数等

	事後評価アンケート
配布数	2,393部
回収数	618部
回収率	25.8%